

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

地域福祉課

地域福祉課生活困窮者自立支援室
地域福祉課消費生活協同組合業務室
内閣府成年後見制度利用促進担当室

目 次

重点事項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	1
第2 地域福祉の推進等について	
1 地域福祉(支援)計画について	8
2 民生委員について	9
3 社会福祉協議会について	10
4 日常生活自立支援事業等について	11
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	12
6 ひきこもり対策について	13
7 寄り添い型相談支援事業について	15
8 孤立死防止対策の推進について	16
9 地方改善事業等について	17
第3 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて(内閣府)	23
第4 生活困窮者自立支援制度の推進について	
1 生活困窮者自立支援制度の見直し等について	26
2 生活福祉資金について	63
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	69
第5 消費生活協同組合の指導・監督について	
1 生協行政の基本的考え方について	72
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	73
3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	75
4 平成30年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	75
5 消費生活協同組合(連合会)実態調査について	76

6 消費税の軽減税率制度について	76
7 組合役員の欠格条項の見直しについて	76
8 政治的中立の確保について	76
9 組合に対する厚生労働大臣表彰について	77

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会について	78
2 「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について	79

参考資料

1 地域共生社会関係	81
2 地域福祉計画策定状況	91
3 民生委員事例	97
4 被災者見守り・相談支援事業	98
5 ひきこもり対策	100
6 寄り添い型相談支援事業実績	106
7 隣保館と関係部局の連携事例	107
8 成年後見制度関係(内閣府)	108
9 生活困窮者自立支援制度 施行状況	111
10 生活困窮者自立支援制度 見直し	114
11 生活困窮者自立支援制度 予算等	118
12 生活困窮者自立支援制度 国庫負担・補助基準等	124
13 生活困窮者自立支援制度 就労支援	130
14 生活困窮者自立支援制度 平成30年度に向けた取組のポイント等	138
15 生活困窮者自立支援制度 人材養成	142
16 生活福祉資金関係	145
17 ホームレス対策関係	148
18 消費生活協同組合関係	149
19 地域福祉課平成30年度予算(案)概要	150

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について【資料P 8 1 参照】

1 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

厚生労働省では、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げている。

このうち、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」に資するよう、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、(3)地域福祉計画の充実を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）を改正し、平成 30 年 4 月から施行されることとなっている。

2 社会福祉法改正の趣旨

今般の法改正の趣旨は以下のとおりである。

(1) 法第4条第1項関係

法第4条第1項の規定は、平成 12 年の法改正により盛り込まれたものであり、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けている。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、今般の改正では、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものとして規定を改めている。

(2) 法第4条第2項関係

法第4条第2項は、地域福祉の推進に当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、(1)本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題（※）を把握するとともに、(3)地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

（※）「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

(3) 法第5条関係

社会福祉を目的とする事業を営む者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮すべきである旨を明らかにしたものである。

(4) 法第6条第2項関係

法第4条第2項は、地域福祉を推進するに当たり、地域住民等が特に留意すべき点を規定しているが、法第6条第2項は、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」とする国及び地方公共団体の責務を定めたものである。さらに法第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

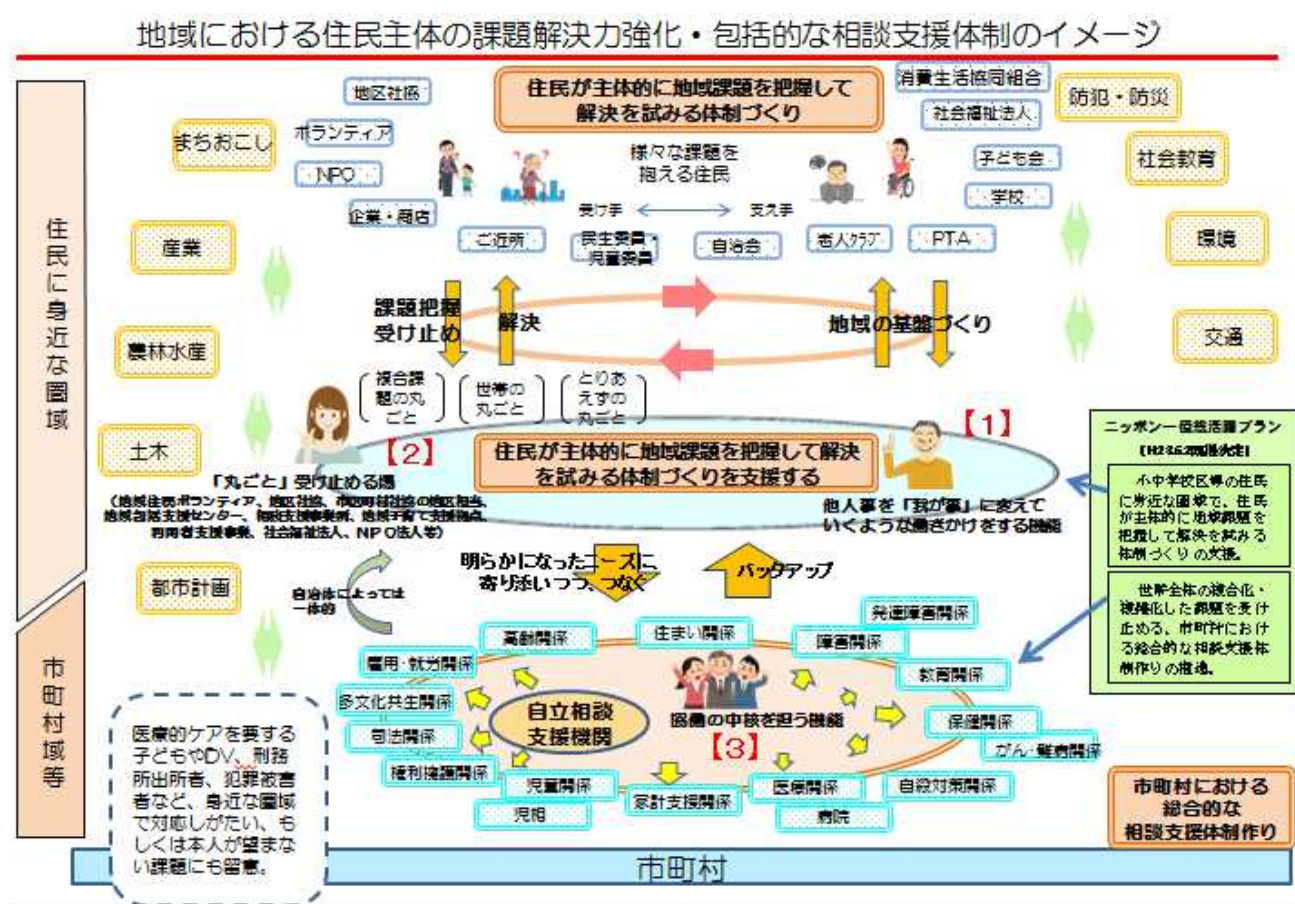
(5) 法第106条の2関係

法第106条の2は、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援

を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたものである。なお、必要に応じて適切な機関につないだ後であっても、当該相談支援を担う事業者は、引き続き、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待される。

(6) 法第 106 条の 3 関係

法第 106 条の 3 第 1 項は、(1) 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第 1 号）、(2) 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第 2 号）、(3) 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第 3 号）等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としたものである。



(7) 法第 107 条、法第 108 条関係

法第 107 条は市町村地域福祉計画、法第 108 条は都道府県地域福祉支援計画の充実について定めている。今般の改正では、法第 106 条の 3 第 1 項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

(参考) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

※ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務)

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決

に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを運営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

3 市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

法第 106 条の 3 第 1 項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第 1 号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第 2 号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第 3 号）の 3 つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

市町村は、法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進することとなるが、当該事業の適切かつ有効な実施を図るため、同条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 12 月 12 日、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）を策定・公表し、事業内容及び留意点等を示した。

また、その補足説明等を内容とする通知（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）（以下「関連通知」という。）を発出した。

（参考）厚生労働省ホームページ掲載 URL

- ・「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000189726.pdf>

- ・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000189728.pdf>

4 地域福祉（支援）計画

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、関連通知において、記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを示した。

今般の法改正により追加される記載事項については、本来、法施行日（平成 30 年 4 月 1 日）より記載されるべきものであることから、各自治体におかれては、記載事項の追加に向けた検討について、直ちに着手されたい。

ただし、計画への記載事項の追加を直ちに行うことが難しい場合には、直近の計画見直し時に記載事項を追加することとして差し支えない。

また、都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援をお願いしたい。

5 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するモデル事業を実施している。

平成 30 年度予算案においても、26 億円を計上し、自治体の創意工夫のある取組を支援することとしている（150 自治体程度を想定）。各自治体におかれては、モデル事業を活用しながら、「地域共生社会」の実現に向けた積極的な取組をお願いしたい。

なお、実施要綱等については、平成 29 年度の実施状況を踏まえ、一部見直しすることとしている。詳細については、追ってお示しする。

第2 地域福祉の推進等について

1 地域福祉（支援）計画について【資料P91参照】

（1）計画の策定状況について

「第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について」の「4 地域福祉（支援）計画」においても、今般の社会福祉法改正における変更点等を紹介したところであるが、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。その策定率は、市町村地域福祉計画は74.0%（平成29年4月1日現在）である。市区部、町村部別にみると、市区は89.7%であるのに対し町村部では60.3%に留まっており、約1.5倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は89.4%となっている。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、平成29年4月1日時点で、都道府県では約6割、市町村では約4割の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。調査結果の詳細については、厚生労働省ホームページ及び参考資料を参照されたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsu_hogo/c-fukushi/index.html

（2）計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、本年も4月を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

2 民生委員について【資料P97参照】

(1) 民生委員に期待される役割

平成 29 年度には制度創設 100 周年を迎えたところであり、ますます民生委員の役割は重要となっている。

地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっており、第 1 にあるとおり、「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を推進している。

また、生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つである。

こうした施策を展開していく上で、地域の実情に精通し、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋の役割も担っている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

(2) 民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成 28 年度に 1 人当たりの活動費の増額を、平成 29 年度には、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会活動推進費の増額を図った。

民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、対応をお願いしたい。

また、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する自治体の取組として、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫による取組についても検討、実施いただくなど、特段のご配慮をお願いしたい。

(3) 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているので、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、個人情報保護委員会では、個人情報保護法に関するハンドブック等を公表しているため、個人情報保護委員会ホームページを参照されたい。

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしているが、被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が非常に重要となる。そのため、各自治体におかれては、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有など、センターの設置・運営を担うこととなる社会福祉協議会等とも協議し、災害時の被災者支援が滞ることがなく円滑に進めることができるよう、平時からの事前準備に努められたい。

4 日常生活自立支援事業等について

(1) 「日常生活自立支援事業」について

「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助基準額は、本年度と同様とする。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を勘案し、必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助算定基準額

	国庫補助基準額
利用契約者 1 人・1 月当たりの算定額 (専門員の人件費等の一部相当)	<u>6,600 円</u>
生活保護受給者サービス利用料 1 人・ 1 月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<u>2,500 円</u>

- ※ 本事業の補助率は 1/2 であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額の 1/2 が国庫補助額となる。
- ※ 補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施（支出）段階において、上記の単価に拘束されるものではない。
- ※ 利用者 1 人・1 月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

なお、日常生活自立支援事業については、成年後見制度との連携が重要な事業であることに鑑み、本事業の所掌について、平成 30 年 4 月より、新たに発足する「成年後見制度利用促進室（仮称）」（第 3 参照）に移管する予定であるので、ご了解願いたい。

(2) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」について

「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成 30 年度国庫補助基準額は本年度と同様とする。

各自治体におかれては、地域の創意工夫を活かした地域福祉を推進するために、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成 30 年度国庫補助基準額（平成 29 年度同様）

人口区分	補助基準額
人口 50 万人以上	1 自治体当たり 20,000 千円
人口 30 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 10,000 千円
人口 10 万人以上 30 万人未満	1 自治体当たり 8,000 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,000 千円
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,000 千円

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について【資料 P 98 参照】

東日本大震災及び熊本地震による被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、平成 30 年度予算案においても、必要な予算額を計上したところである。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組を進

めていただきたい。

(参考) 平成 30 年度予算額 (案)

- ・ 東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」190 億円の内数
- ・ 熊本地震関係 生活困窮者就労準備支援事業費補助金 7.5 億円

6 ひきこもり対策について【資料 P 100 参照】

(1) ひきこもり対策推進事業について

平成 21 年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市への整備を進めてきた結果、本年 4 月には全ての都道府県、指定都市に設置される予定である。ひきこもり支援を必要とする本人や家族が適切な支援を受けるためには、相談窓口の認知が重要であるので、センターを始め、管内のひきこもり相談窓口や支援に関する関係機関等について、一層の周知をお願いする。

また、ひきこもり支援を充実させるため、平成 30 年度予算案では、

- ・ 生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業を盛り込むとともに、
- ・ あわせて、就労準備支援事業者等に対し、センターが専門的な見地からバックアップできるよう、機能の強化を図る

こととしている。

さらに、平成 25 年度より、ひきこもり状態のある本人（以下「本人」という。）や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を行っているが、平成 30 年度予算案では、

- ・ 市町村の職員や就労準備支援事業者などひきこもり支援に携わる機会のある者等を対象に、支援に必要な知識及び技術等を修得させる研修を行うことにより、支援の質の向上を図る、
- ・ 市町村において、利用可能なひきこもり支援に関する相談窓口や支援機

関の情報を集約し、その情報をホームページや広報誌等の媒体を活用し、
住民に分かりやすく発信する、

- ・ 市町村における早期発見や自立支援につなげるための関係機関のネットワークづくりや支援拠点（居場所、相談窓口）づくり

を推進することとしている。詳細については、参考資料「実施要綱の一部改正について（案）」を参照されたい。

各都道府県におかれては、管内市町村等への周知を行い、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

なお、本事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に委託や補助を行うことを可能と
していることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併
せてお願いする。

（参考）「ひきこもり対策推進事業」の平成 30 年度国庫補助基準額（案）

1 ひきこもりセンター設置運営事業

以下の区分ごとに算出して得た額の合計額を国庫補助基準額とする。

ア 基本額

基本額	国庫補助基準額
成人期・児童期のどちらも支援の対象とする場合	1 自治体当たり 20,000 千円
成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合	1 自治体当たり 10,000 千円

イ 加算額

加算額	国庫補助基準額
市町村等支援員を加配して、市町村や関係機関に対して支援する場合	1 自治体当たり 3,000 千円
訪問相談支援員を加配して、訪問支援を行う場合	1 自治体当たり 3,000 千円

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

1 自治体当たり 1,000 千円

3 ひきこもりサポート事業

1 自治体当たり 3,000 千円

(2) 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体においては、生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いする。

また、ひきこもりの問題は、人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決できないものであるため、本人や家族に対する傾聴や地域での見守り等も必要不可欠であることから、ひきこもり状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

7 寄り添い型相談支援事業について【資料 P 106 参照】

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援など行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業で

ある。

平成 29 年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成 30 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、改めて選定することとしているので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

8 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 30 年度以降においても、各自治体におかれては、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図ること等を目的とした「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」などを活用しつつ、引き続き孤立死防止

対策の推進をお願いしたい。

9 地方改善事業等について【資料P107参照】

(1) 地方改善事業の実施について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っているところである。

隣保館運営事業は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や、同事業は実施されなかったが地域住民の生活改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で運営事業が行われてきたところである。

隣保館の運営に当たっては、歴史的経緯や背景、さらには、今日における住民ニーズに対し、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなど、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう周知願いたい。

また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うことになった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることがないよう、管内市町村に対し周知願いたい。

ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

イ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、今般の改正社会福祉法、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

ウ 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成 29 年 12 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 28 年 3 月時点での隣保館及び生活館（以下「隣保館等」という。）の耐震化率はそれぞれ 66.1%、44.7%となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている隣保館等については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と合わせ、耐震化整備等を計画的に実施されたい。

エ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところであるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

(2) アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

また、アイヌ政策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確

保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、各省の事務次官級を構成員とする「アイヌ総合政策推進会議」（議長：内閣官房副長官（事務））が設置されているところである。

アイヌの人々の生活相談に対応するため、「アイヌ政策推進会議」作業部会の報告を踏まえ、平成２８年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、平成３０年度予算（案）においても、当該事業実施のための経費を計上している。

各自治体におかれては、管内市町村に対し、本事業が実施されることについて広報誌等により住民の皆様にご周知いただくよう、特段の配慮をいただくとともに、関係機関への周知についてご協力いただきたい。

（３）関係部局・機関との連携方策について

ア 改正社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成３０年４月に改正社会福祉法の施行が予定されているところであり、市町村は包括的な支援体制の整備を求められることとなる。

市町村による体制整備の際には、隣保館等が関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、管内市町村に対し周知願いたい。

また、改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定にあたっては、こうした視点についても留意するよう、併せて管内市町村に周知願いたい。

イ 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成２７年４月に施行された生活困窮者自立支援法において、自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種

事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館自体が自立相談支援機関として活動する等、事業の実施主体として活用できることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に周知願いたい。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消法等の関係法令の施行状況、「アイヌ施策推進会議」における検討状況、隣保館・生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消法等の関係法令の施行状況等も踏まえ、特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、

これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題とは）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第3 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて（内閣府）【資料P108参照】

1 内閣府から厚生労働省への事務移管等について

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行に伴い、内閣府において、関係行政機関（促進法上、法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいうとされる）及び裁判所を含めた関係機関と緊密な連携をとりつつ、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づき、総合的な取組を推進しているところである。また、促進法第23条第1項に基づき、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

平成29年度現在、内閣府が担っている事務は、促進法の附則に基づき、平成30年度より厚生労働省へ移管されることになる。具体的には、平成30年4月より、社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室（仮称）」を設置し、高齢者・障害者に対する制度利用促進施策を所管する老健局、障害保健福祉部と連携しつつ、関連施策の一体的な推進を図る体制を整備することとしている。

2 国の基本計画推進に向けての財政措置及び技術的支援について

国の基本計画においては、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。」ことが施策目標として掲げられている（基本計画p.4参照）。この目標を達成するためには、すべての市町村において、

○必要に応じ市町村圏域を超えた広域対応も視野に入れつつ、権利擁護支援のニーズを把握し成年後見制度の利用が必要な人を確実にその利用につなげる地域連携ネットワーク・中核機関の整備 及び

○そのニーズに対応する観点から、市民後見人・法人後見の担い手等の育成等の施策を推進することが求められる。

こうしたことを踏まえ、平成30年度においては、地方交付税措置として、市町村の計画作成に要する費用、及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な実施

機関の運営に要する費用に当てていただくための成年後見等実施機関運営事務費が新設される方向で政府部内の調整が進められており、各自治体においては、上記取組を本格化することが強く求められることとなる。

上記の財政的な支援措置の調整に加え、国としては、各自治体への技術的な支援措置として、中核機関の設置等の業務がスムーズに進められるよう、平成29年度厚生労働省老健局の老人保健健康増進等事業において、全国の先進事例の調査結果などを踏まえた「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（仮称）を検討してきたところであり、作成でき次第、公表される予定である。

3 基本計画における都道府県の役割について

中核機関や地域連携ネットワークの整備は、国の基本計画上は市町村の業務と位置づけられているが、これらの業務は都道府県を基本単位とする家庭裁判所や司法・福祉の専門職団体との密接な連携の下進める必要があること等から（基本計画p. 22参照）、促進法第24条（都道府県の講ずる措置）を踏まえ、都道府県による援助が非常に重要である。

- 国の基本計画においても、都道府県は、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、
- 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する
 - 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める
 - 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う
 - 都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

などの対応が求められているところである（基本計画p. 22参照）が、促進法施行後、都道府県としての取組には大きな差がみられるところである。

4 都道府県における当面の取組について（平成30年度における施策推進に向けて）

当面、都道府県におかれては、上述した平成29年度及び平成30年度における国の動きに即応し、平成30年度において各市町村における取組が着実に推進されるよう、以下の取組を進めていただくようお願いする。

①都道府県内・市町村内における施策推進体制等の整備

都道府県内における施策取りまとめ・各事業推進の役割分担等が未だ決まっていない都道府県にあっては、速やかに、施策取りまとめ等の役割分担（施策推進体制）を決定いただきたい。

また、各都道府県下の市町村に対しても、早期に各市町村内における役割分担を調整し、施策推進体制を整備するよう、ご指導をお願いしたい。

②中核機関の設置に向けた市町村の取組の側面支援

上述した国の財政措置及び技術的支援（「手引き」）を踏まえ、各都道府県下の市町村に対し、できる限り速やかに中核機関の設置の方針（市町村直営か委託か、市町村単独設置を目指すか複数市町村による共同設置を目指すか等）につき検討を進めるよう、ご指導をお願いしたい。

なお、中核機関設置準備会の運営費用等についても、厚生労働省老健局の補助事業（認知症総合戦略推進事業）において補助対象とされているので、了知ありたい。

また、複数市町村による共同設置を目指す市町村に対しては、上述の「手引き」も参考に、また家庭裁判所の管轄をも考慮しつつ、近隣自治体間の調整が円滑に進むよう、必要な助言等をお願いしたい。

③都道府県下における施策推進状況の把握等

各都道府県におかれては、都道府県下の市町村の施策の推進状況を継続的に把握・評価するとともに、都道府県を基本単位とする司法関係機関・専門職団体・社会福祉協議会等との連携推進を含め、都道府県下の施策の着実な推進に配慮いただき、必要に応じ、国に報告・相談いただくようお願いしたい。

国としては、基本計画（平成29年度から平成33年度まで）中間年度である平成31年度に課題の整理・検討を行うこととしており（基本計画p.7参照）、平成30年度における各都道府県内の施策の進捗状況及び都道府県としての取組についても、必要な調査等を行っていく考えであり、ご協力をお願いしたい。

第4 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 生活困窮者自立支援制度の見直し等について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況【資料P 1 1 1 参照】

ア 全国的な状況

施行3年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国902の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口に約4,700人の支援員等が配置され、施行当初2年間の平成27～28年度は合計で約44万9千件、平成29年度は12月までの9ヶ月で約17万2千件の相談があり、
- ・ そのうち施行当初2年間においては、合計で約12万2千件、29年度は12月までに約5万3千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が実施されてきていると考えている。

各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度の取組のさらなる推進をお願いしたい。

また、任意事業については、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれては、今回の制度見直しや平成30年度予算（案）における新たな事業等に取り組んでいただくことで、効果的に実施率の向上に努めていただきたい。

イ 自治体規模別の状況

新規相談受付件数等（人口10万人・1ヶ月当たり）について、自治体規模ごとに平成27年度・28年度・29年度（4～11月実績）を比較すると、以下のような状況にある。

① 新規相談受付件数については、

- ・ 全国平均は28年度から29年度にかけて少し増えている（14.5件→15.2件）。
- ・ 政令指定都市及び中核市は27年度から28年度にかけては減少する自治体が多

かったが、28 年度から 29 年度にかけては増加している自治体が多く、その水準も高い（20 指定都市中約 7 割が増加：19.5 件→21.8 件、48 中核市中約 7 割が増加：12.9 件→14.8 件）。

- ・ 一方で、都道府県は 27 年度から 28 年度にかけては増加する自治体が多かったが、28 年度から 29 年度にかけては減少している自治体が多い（45 都道府県中約 5 割強が減少：12.3 件→11.1 件）。
- ・ 一般市区町村は、いずれの人口規模においても、28 年度から 29 年度にかけて増加している自治体が多くなっている。
- ・ また、一般市区町村のうち、29 年度に減少している自治体は 28 年度実績が平均よりもかなり高かった自治体であり（16.2 件→12.8 件）、29 年度に増加している自治体は 28 年度実績が平均よりも低かった自治体であった（12.2 件→15.4 件）。

② プラン作成件数については、

- ・ いずれの自治体区分においても、27 年度から 28 年度は増加した自治体が多かったが、28 年度から 29 年度は増加した自治体の割合が下がっている。

③ 就労支援対象者数については、

- ・ いずれの自治体区分においても、27 年度から 28 年度は増加した自治体が多かったが、28 年度から 29 年度は減少した自治体が多くなっている。
- ・ 全国平均は増えており（1.8 件→2.1 件）、28 年度から 29 年度にかけて増加した自治体の件数は大きく伸びた（1.8 件→2.5 件）一方、28 年度から 29 年度にかけて減少した自治体の件数は微減に留まっている（1.9 件→1.7 件）。

生活困窮者自立支援法の施行においては、施行初年度より目安値を設定し、PDCA サイクルに基づく事業実施をお願いしてきたが、各自治体において同規模の自治体の中で自治体がどのような状況にあるか確認するとともに、支援の振り返りにも活用していただきたい。

（2）生活困窮者自立支援法の見直しについて【資料 P 1 1 4 参照】

生活困窮者自立支援法の施行 3 年後の見直しについては、昨年 5 月より「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（以下「部会」という。）を計 11 回

開催し、学識者、自治体、支援現場の関係者の参集を得て議論を行い、昨年12月に部会としての報告書（以下「部会報告書」という。）を取りまとめた。部会報告書の内容も踏まえ、生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が閣議決定され、平成30年通常国会に提出された。改正法案においては、以下の措置を講じることとしている。

○ 基本理念・定義の明確化【法律事項（平成30年10月1日施行（予定））】

生活困窮者自立支援制度の理念については、これまで「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について（平成27年3月6日 社援地発 0306 第1号 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）」において、生活困窮者自立支援制度の目指す目標として、「①生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、本人の意欲や想いに寄り添って支援すること（生活困窮者の自立と尊厳の確保）」、「②生活困窮者支援を通じた地域づくり」をお示ししてきた。

今般、部会報告書において、「生活困窮者自立支援制度は現行制度上位置づけられている支援だけで完結するものではなく、様々な関係者との連携のもとで展開されることを前提とした制度であることを踏まえ、多様な関係者の間での共有を一層図るため、法令において生活困窮者の定義や目指すべき理念を明確化すべき」とされたことも踏まえ、改正法案においては、生活困窮者の自立支援の基本理念について、以下の内容を明確化することとしている。

- ① 生活困窮者の尊厳の保持
- ② 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ③ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）

また、生活困窮者の定義については、法律において「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、部会報告書において、「社会的に孤立しているために、失業や病気、家族の変化等生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険

性をはらんでいる状態にある人や、高齢期になって生活困窮に陥ることが懸念される人についても、早期に、かつ予防的な対応を行うことが重要であることを認識する必要がある」ことや、「生活困窮者自立支援制度は現行制度上位置づけられている支援だけで完結するものではなく、様々な関係者との連携のもとで展開されることを前提とした制度であることを踏まえ、多様な関係者の間での共有を一層図るため、法令において生活困窮者の定義や目指すべき理念を明確化すべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直すこととしている。

○ 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設【法律事項（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定））】

生活困窮者自立支援法については、施行後 2 年以上が経過し、新たに相談につながった約 4 5 万人のうち多くの人に支援の効果が現れてきている一方で、まだ適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいると考えられ、今後、適切に自立相談支援につなげていくことが必要である。

このため、適切な支援を受けることができていない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくため、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、その他の関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくことが必要である。

部会報告書においては、「生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口等（税、国保、介護保険、公営住宅、水道、学校、生活保護等）や、様々な福祉関係の相談機関、地域における活動（居場所・拠点づくり、分野を問わない「丸ごと」相談など）から自立相談支援機関への利用につながるよう、必要な場合に、それらの関係機関から自立相談支援機関の利用を進めることを促進するなど、関係機関間の連携を促進すべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相

談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化することとしている。

なお、この自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設については、今後、「生活困窮者自立支援制度と関係制度等の連携について（平成 27 年 3 月 27 日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）の改正等により、その内容を盛り込むこととしている。

○ 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置【法律事項（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定））】

自立相談支援事業において、個々の情報共有の際には、その都度本人の同意を得ながら支援することが一般的であるが、本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース、自立相談支援機関に相談には来ていないが他の様々な部局・機関に相談に来ているケース、同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に来ているが世帯全体の課題として共有されていないケースなど、本人の同意がないケースであったとしても、情報の共有が必要となるケースが存在する。

そうしたケースには、世帯全体としての状況を把握してはじめて困窮の程度が理解できるケースがあり、そうしたケースについて関係機関間で情報共有を行うことにより、緊急度が高いケースであることを踏まえた相談を行うことが可能となる。

部会報告書においては、「例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、構成員の守秘義務を設けることで、関係機関間で把握している生活困窮に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合を含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、

- ・ 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする

（※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

- ・ 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設けること
 - ・ 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すること
- を盛り込んでいる。

なお、この「関係機関間の情報共有を行う会議体の設置」については、今後、ガイドライン等を作成することにより、その具体的な運用方法等をお示しすることとしている。

○ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進
【法律事項（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定））】

就労準備支援事業及び家計相談支援事業については、それぞれの更なる推進を図る観点から、部会において議論がなされたところ、「全国どの地域でも提供されるべきとの観点から、」両事業「を必須化すべきという意見が多かった一方で、地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある。」とされている。

部会報告書においては、「就労準備支援事業及び家計相談支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであることから、こうした事業を積極的に行う意思のある自治体への支援が必要である。自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫を講じるとともに、都道府県による事業実施体制の支援を明確に位置づけ、さらに、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の専門性を確保しつつ、自立相談支援事業と連続的・一体的に支援を行うことができるようにすることが重要であり、こうした観点から法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、就労準備支援事業と家計改善支援事業（改正法案により「家計相談支援事業」から名称を変更）について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進することとし、改正法案において、以下の措置を講ずることとしている。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、現行任意事業であるが、そ

の実施を努力義務とすること。

② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図ること。

③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる（1/2→2/3）こと。

上記②の指針の内容については、今後具体的にお示ししていくこととなるが、その内容の一つとして、両事業について自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫をお示ししていくことを考えており、具体的には、

- 就労準備支援事業については、
 - ・ 「定員 15 人以上」要件の緩和
 - ・ 日常生活自立・社会自立・就労自立それぞれの目的に応じた支援メニューを全て用意するのではなく就労体験の中で一括した実施ができることとすること
 - ・ 障害福祉サービス事業所とのタイアップによる実施の推奨
 - ・ 被保護者就労準備支援事業との一体的実施の推奨
 - ・ 複数自治体による広域的な事業実施の推奨
- 家計改善支援事業については、事業の専門性を維持しつつ複数自治体による広域的な事業の実施ができることとすること（例えば、管内の自治体に巡回することによる実施や、特定の曜日・日時の実施等）

等を想定している。

上記③について、家計改善支援事業の補助率を引き上げる場合について、改正法案においては、「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合」とされており、その内容については、政令において別途お示しすることとしている。

なお、「一体的実施」については、自立相談支援事業と両事業の間で効果的かつ効率的な実施体制が確保されているかどうかといった観点から判断することを想定しており、3事業の委託先が同一であることを求めることは想定していないので留意されたい。

また、この「自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進」においては、自治体がその実施体制を構築するに当たって、都道

府県による管内自治体への支援が極めて重要である。改正法案においては、後述する「都道府県による研修等の市等への支援事業の創設」を行うこととしているが、この支援事業の中で管内自治体に対する「事業実施体制の支援」をメニューの一つとして位置づけることとしている。都道府県におかれては、この事業の活用により、管内自治体の事業実施体制の支援をお願いしたい。

就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、平成 29 年度において、その実施率はそれぞれ 44%、40%となっているが、以上の取組を通じ、自治体の実情に留意しながら、3 年間（平成 31～33 年度）の集中実施期間での完全実施を目指すこととしている。このため、都道府県におかれては、管内の事業未実施自治体に対するヒアリング・実施に当たっての助言・指導を行っていただくこと等を考えているので、ご対応をよろしく願います（詳細は P53 を参照のこと）。

○ 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設【法律事項（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定））】

都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されている。この責務規定に基づき、管内自治体に対する支援など広域的な見地から行われることが期待されている。

部会報告書においては、「こうした広域的な見地からの都道府県事業については、現行でも法律に基づく「その他事業」として、国庫補助の対象とされており、都道府県にイニシアティブによって、実施自治体に対する支援を着実に実施していくことが可能であるが、これを効果的・効率的に実施するため、従事者の研修、市域を越えたネットワークづくり、各種事業の実施に当たっての支援について、都道府県が行うべき事業として明確に位置づけるべき」とされている。

これを踏まえ、改正法案においては、都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化することとし、国はその事業に要する費用を補助（補助率：1/2）することとしている。

○ 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施【法律事項（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定））】

生活困窮者自立支援法における実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村となっており、福祉事務所を設置していない町村部においては、都道府県を実施主体として行うこととなっているが、そうした町村部では、当該町村内に自立相談支援機関が設置されているとは限らない状況があり、その設置がなされていない町村では、役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応を行っている自治体が約 7 割に上っているという状況もある。

一方で、福祉事務所を設置していない町村の中で、相談窓口の設置の必要性を感じていない町村が約 5 割強存在しているものの、その必要性を感じている町村は約 1 割強存在している。

部会報告書では、「町村は住民に身近な行政機関であり、多くの福祉制度の実施主体であることを踏まえ、町村の実情に応じ、希望する場合は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県につなぐなど、連携して対応することができるようにすべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、改正法案においては、現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助（補助率：3/4）することとしている。

なお、この改正内容の趣旨は、生活困窮者自立支援法において実施主体となっていない、福祉事務所を設置していない町村が一次的な相談対応を行うことを可能としているものであり、①当該町村においては、生活困窮者自立支援法上の実施主体が引き続き都道府県となることから、都道府県には相談対応を行う町村に対する適切な事業実施が求められるものであること、また、②当該福祉事務所を設置していない町村が相談対応を行うことを自発的に希望する場合に、その取組を支援するものであり、町村の自発的な取組の実施を尊重するものであること（都道府県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲のようになることを想定しているものではないこと）にご留意いただきたい。

○ 子どもの学習支援事業の強化【法律事項（平成 31 年 4 月 1 日施行（予定））】

子どもの学習支援事業については、家庭環境や保護者の養育力の課題等が子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという問題意識から、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの対象に、地域における学校以外の場において、高校進学・中退防止の支援を行うことを主眼に置きつつ実施されている。

生活困窮世帯の子どもは、自尊感情の醸成、ソーシャルスキルや生活環境の向上といった生活面の課題を抱えている場合が少なくないことや、子どもとの関わりが少ない、子育てに無関心といった親の養育に関する課題のため、居場所の提供や生活習慣・環境及び社会生活の向上、「子どものための世帯支援」としての親への養育支援も求められていることを踏まえれば、学習支援以外の取組も行われることは重要である。

部会報告書においては、「こうしたことから、子どもの学習支援事業については、学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべき」とされ、また、「高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している」といった指摘もなされている。こうしたことも踏まえ、改正法案においては、子どもの学習支援事業について、名称を「子どもの学習・生活支援事業」に改め、その事業の内容として、学習支援に加え、①生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言、②生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を位置づけることとしている。

なお、子どもの学習支援事業については、ひとり親家庭への学習支援事業や文部科学省所管の地域未来塾との連携を通じた工夫を図っている自治体もあり、厚生労働省としてもそうした連携事例を周知しているが、そうした連携の更なる推進を図る観点から、改正法案において、都道府県等に対して、関連する施策との連携に関する努力義務の規定を整備している（改正後の生活困窮者自立支援法第7条第4項関係（平成 30 年 10 月 1 日施行（予定）））。

○ 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）【法律事項（平成 31 年 4 月 1 日施行（予定））】

「住まい」については、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら、生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤である。

昨年、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）の改正が行われ、低家賃の住宅が少なく、高齢者や低所得者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある中で、住宅セーフティネットの機能強化を図り、①安価な家賃の住宅の確保、②入居支援の強化、③家賃債務保証の円滑化について制度的な対応がなされ、平成 29 年 10 月 25 日に施行されている。

こうしたハード面での対応については、一定の対応がなされる中で、ソフト面での対応として、社会的に孤立しているために、特に緊急時の連絡体制の確保など安定的に地域で暮らし続けていくための一定の支援が必要となる。

また、自立相談支援センターや借上型シェルターといった一時生活支援事業における支援を行った後、地域生活に移行するに当たり、孤立した状態にならないような見守りや生活支援を行うことにより、地域で継続的・安定的な居住を確保することができる。

部会報告書においては、「こうしたことを踏まえ、社会的に孤立している生活困窮者に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけるべき」とされている。

こうしたことも踏まえ、改正法案においては、現行の一時生活支援事業のメニューとして、①シェルター等を利用していた人や②居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化することとしている。

なお、この「居住支援の強化」については、昨年改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）とも連携を図りながら推進していくこととしている。

改正法案については、今後、国会において審議されることとなるが、法案成立後、関係の政省令、告示や通知をお示しすることになる。厚生労働省としては、都道府県等の施行事務が円滑に行われるよう、可能な限り早い段階でそれらをお示ししたいと考えており、都道府県等におかれては、管内自治体に対する速やかな情報提供をお願いするとともに、管内自治体の体制整備に対する強力な支援をお願いしたい。

○ 生活困窮者自立支援制度における事業の委託について

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（平成 27 年 3 月 27 日 社援発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）において委託先の選定に当たっての考え方をお示ししており、具体的には、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員の配置、法の理念に即した支援を展開できること、職員に対する指導・育成等を行う体制等が必要であるとともに、自治体と委託先事業者と適切に役割分担を行うことが重要としている。

そのような中、事業者や自治体等から、事業の委託のあり方について、事業における支援の質の維持と継続性、委託事業における職員の安定的確保の必要性等を考慮した委託事業者への委託のあり方等について検討すべきという声が寄せられており、また、事業の質の維持等の観点から事業の内容・経験・実績を中心とした総合的な評価を行うべきであり、価格のみの評価を行うことはその観点から適切ではないとの意見があった。

部会報告書においては、

「○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後 3 年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。

○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、その委

託に当たっての留意点等を示すべき」とされている。

こうしたことを踏まえ、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示しするので、今後の事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年目と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

(3) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について 【資料P 1 1 8 参照】

ア 平成30年度予算（案）について

平成30年度予算（案）については、生活困窮者の自立をより一層促進するため、これまでの予算を上回る432億円を計上し、子どもの学習支援の拡充や居住支援の推進など制度の充実に向けた新たな取組を実施するとともに、平成30年通常国会に改正法案提出し、自立相談支援事業、家計相談支援事業（「家計改善支援事業」へ改称予定。）及び就労準備支援事業の一体的実施を推進するなど生活困窮者に対する包括的な支援体制の更なる強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、相談支援体制の充実など現に実施している事業を着実に推進していくとともに、これらの新たな取組も含め、積極的な事業展開をお願いしたい。

なお、改正法案に盛り込まれる事項（後述のイ、ウ及びエ）に関する国庫負担（補助）協議の交付方針やスケジュール等の詳細については、改正法案の成立後、

正式にお知らせすることとするのでご了承ください。

イ 自立相談支援事業、家計相談支援事業（家計改善支援事業）、就労準備支援事業の一体的実施の推進について（法律改正事項）

家計相談支援事業及び就労準備支援事業については、自立相談支援機関における相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであり、部会報告書においても、「法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所を設置している自治体で実施されるようにすべき」といった内容が盛り込まれた。

一方で、「地域によっては、需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった実情もある」ことが指摘されている。

このような状況も踏まえ、改正法案では、家計相談支援事業及び就労準備支援事業を全国的に推進するため、各自治体によるこれらの事業の実施を努力義務化するとともに、

- ① 日常生活自立、社会生活自立、就労自立を目的とした取組の就労体験の中での一括実施や、複数自治体による広域的实施の推進といった自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫等を表した指針の公表
- ② 都道府県による管内自治体の事業実施支援体制の整備の支援（後述のウ参照）
- ③ 自立相談支援事業と両事業を連続的・一体的に実施し、効果的かつ効率的な実施が図られる場合は、家計相談支援事業（家計改善支援事業）の補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げる

等の措置を講ずることとしている。

さらに平成30年度予算（案）では、これらの取組を改正法案の施行後に速やかに実施できるよう、必要な経費を計上するとともに、就労準備支援事業において、利用促進や定着支援に要する費用を基本基準額に加算できるようにするなど、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを付与することとしているので、積極的な推進をお願いしたい。なお、「効果的かつ効率的な実施」に適合するための具体的な要件等の詳細については、改正法案の成立後、正式にお知らせすることとするのでご了承ください。

ウ 都道府県による市町村支援事業について（法律改正事項）

部会報告書において、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、事業の実施に当たっての支援が求められている。都道府県による広域的な見地からの支援については、これまで生活困窮者自立支援法に基づく「その他事業」として国庫補助の対象としてきたが、これをより効果的・効率的に実施し、都道府県としての役割を発揮できるよう、

① 生活困窮者自立支援制度従事者に対する研修

② 各種事業の実施体制の整備の支援

③ 社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり

を行う取組について、「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」として、改正法案において、都道府県の事業として位置付けている。

平成 30 年度予算（案）では、当該事業について 2.4 億円を計上している。基準額等については追ってお示しするが、各都道府県におかれては、管内自治体の地域特性や任意事業の実施状況等を勘案し、ニーズを汲み取ることで、より効果的な取組の実施に向けた検討をお願いしたい。

エ 福祉事務所未設置町村による相談等事業の実施（法律改正事項）

福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、そうした町村部の多くは、当該町村部内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応を行っている状況にある。

こうした状況も踏まえ、改正法案では、福祉事務所を設置していない町村が希望する場合には、生活困窮者やその家族、その他の関係者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担えるよう現行の仕組みを見直し、都道府県と連携して対応することにより、住民に身近な行政機関で課題を抱えた生活困窮者に対応するための取組を推進することとし、平成 30 年度予算（案）に 0.5 億円を計上している。なお、この事業を実施した町村についても、生活困窮者自立支援法の必須事業実施自治体は従来通り都道府県であり、その果たすべき役

割を減じるものではないので、ご留意いただきたい。

オ 子どもの学習支援事業の推進について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成 29 年度は 56% の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、事業の連携や充実を図るために、高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10 代の若年層に対する支援の不足や小学生など学齢期からの早期支援の必要性、といった課題が部会等で指摘されており、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 30 年度予算（案）では、従来の事業に加え、以下の高校生世代への支援の拡充や小学生がいる家庭への巡回支援の強化も含め、47 億円を計上している。

- ① 高校生世代への支援の拡充に関する具体的な取組としては、学習面に加え社会面・生活面向上のための支援により、将来への具体的イメージの形成や就職、再就学、進学など適切な進路が選べるような基礎づくりが可能になることが期待されている
- ② また、小学生に対する支援の強化としては、家庭の事情等により学童保育へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回支援を行うことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣の習得と併せて子どもの養育支援を通じた家庭全体への支援が可能になることが期待されている。

また、今回の高校中退者等を含む高校生世代への支援の拡充や小学生に対する支援の強化の他、平成 29 年度に引き続き教育機関との連携強化や家庭訪問の実施といった国庫補助基準の加算措置対象の取組を実施する自治体には、国庫補助基準額の加算措置を行うこととしているため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい。

また、子どもの学習支援事業を実施している自治体では、学習教室や居場所づくり等の支援を通じて、生活支援の観点から取り組まれている地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）を取り込むことで、将来の自立に向

けた様々な経験・体験を提供しているケースも見られることから、各自治体におかれては、他の実践との連携含め積極的に取り組まれるようお願いしたい。

加えて、子どもの学習支援事業は、人口規模の小さな自治体での事業実施率が低く、その背景として事業受託団体や学習ボランティアなどの支援人材が不足しているため、その開拓に取り組む必要がある。また、様々な問題を抱える子どもに対する接し方や事業の意義の共有等を目的とした、支援人材の質の向上を図るための研修を実施することも効果的である。これらは、人口規模の小さな自治体に共通の課題として、都道府県において広域的に対応することが期待される。事業受託団体や支援人材の開拓、研修の取組については、生活困窮者自立支援法第6条第1項第5号に基づく事業として実施することが可能であることから、積極的に取り組まれるようお願いしたい。

カ 就労準備支援事業、ひきこもり支援の充実について

生活保護受給者や生活困窮者の中には、長期間の失業やひきこもりなど、就労意欲の低下や日常生活のリズムの乱れなどから、直ちに就職することが困難である者がいる。こうした者に対しては、就労意欲の喚起を図るとともに生活リズムの回復を図るなど、就労に向けた準備段階における就労準備支援事業による支援が必要である。

特に、ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援が重要である。そのため訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」を、就労準備支援事業の一類型として平成30年度から新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

また、平成30年度予算（案）において都道府県等の広域で実施するひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化を図ることとしているので、福祉事務所設置自治体単位で実施する「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」と併せて実施し、相互の連携機能を強化することで、より住民に身近な市町村で

のひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現していただくようお願いしたい。

キ 居住支援の推進について

生活困窮者が就職活動に取り組んだり、自立して安定した生活を送るためには、安定的な住居を確保しておくことが極めて重要となるが、賃貸住宅では緊急連絡先を求められるほか、家賃滞納、近隣トラブル、孤独死等の懸念から入居を拒否されるといったケースが見られる。

また、路上生活者については、路上生活期間の長期化が顕在化している中、一時生活支援事業（シェルター等）を利用しても、利用後に再び路上生活に戻ってしまう者や集団生活を送ることが困難なことなどから利用を望まない者も存在しているといった課題も生じている。

こうした背景には、親族や地域に対して支援を求めることが困難という「社会的孤立」の問題が存在している。

改正法案においては、現行の一時生活支援事業のメニューとして、居住支援の取組を制度上追加する（平成 31 年 4 月 1 日施行（予定））ことにより、居住支援の強化を図ることとしているが、平成 30 年度予算（案）においても先行的に取り組むこととする。

具体的には、平成 30 年度予算（案）では、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対して、

- ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
- ② 一定期間、個別に居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくり

を実施することで、地域で自立した日常生活を継続していけるような環境づくりを推進していくこととし、その実施に必要な経費として 2 億円を計上している。

なお、本取組については、法案が成立すれば、平成 31 年度からは、一時生活支援事業のメニューとなる（補助率 2／3）が、平成 30 年度は、生活困窮者自立支援法第 6 条第 1 項第 5 号に基づく事業のメニューとして位置付けることとしているので、積極的に取り組まれるようお願いする。

こうした予算面の強化と合わせて、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化を図る観点から、「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を開催するなど、厚生労働省・国土交通省間の連携を深めていくこととしていることから、各自治体の福祉部局におかれても、部局内での情報共有を図るとともに、住宅部局との連携を一層強化していただきたい。

また、今般整備された「新たな住宅セーフティネット制度」については、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る福祉部局側から積極的に活用していただきたい。特に、居住支援協議会の設置促進や居住支援法人の指定を促すとともに、これらの機関と連携して事業を実施されるようお願いする。

ク ホームレス支援の推進について

現在、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化が確認され、健康状態の悪い者が一定程度存在するなど、従来の支援では不足している点がある。

このため、平成 30 年度予算（案）では、従来の事業に加え、これらの者が必要な医療サービスを受けられるよう、医療職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）が路上やシェルター等において、医療的視点を持ったきめ細かい相談・支援を実施するための経費として、1.1 億円を計上している。

本取組は、一時生活支援事業の加算として位置付けることとしているので、自立相談支援機関と連携して、積極的に取り組まれるようお願いする。

ケ 国庫負担・補助の基準について【資料 P 1 2 4 参照】

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基本基準額（事業費ベース）を設定するとともに、加算及び減算、経過措置を設けている。

① 基本基準額について

基本基準額については人口区分に応じて設定しているが、より実態に即した事業実施が可能となるよう、平成 30 年度においては、各事業の人口区分を細分化する措置を行う。具体的には、人口 50 万人以上の自治体の基準単価の

人口区分を 10 万人刻みに細分化する。なお、この措置に伴い所要額が適用基準額を上回る自治体については、平成 30 年度に限って、激変緩和のための経過措置を設けることとするので、ご了解願いたい。

② 各事業の加算について

各事業の国庫負担・補助において、自治体の積極的な取組を促す観点等から、加算の措置を講ずる予定である。詳細な取組内容や加算額等については、「（３）生活困窮者自立支援制度関係予算等」の各事業に関する事項及び「（７）平成 30 年度に向けた取組のポイント等について」の「ウ 任意事業の利用の促進」に記載しているので、ご確認頂きたい。

また、自立相談支援事業においては、平成 30 年度より過疎地域加算を新規に創設することとしているため、詳細については、下記④をご確認頂きたい。

③ 各任意事業の効果的な事業の実施について

各任意事業（就労準備支援事業・家計相談支援事業・子どもの学習支援事業）については、自治体の積極的な取組を促す観点から、事業実績に応じた評価を行い、基本基準額に反映させる措置を講ずる予定である。詳細については、「（７）平成 30 年度に向けた取組のポイント等について」の「ウ 任意事業の利用の促進」を参照いただきたい。

④ 過疎地域加算の創設

過疎地域の人口は全国の 8.9%を占めるに過ぎないが、面積では国土の 6割弱を占めており、人口密度が被過疎地域に比べて極めて低くなっている。

このため、人口規模が同程度で同一の基準単価を適用している自治体の中でも、過疎地域においては、支援対象となる生活困窮者や関係機関が広範囲に点在していること等から、移動時間が長くなるなど支援が非効率になることはもとより、相談窓口のブランチ設置や支援員の加配など被過疎地域に比して相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

こうした状況も踏まえ、過疎地域においても十分な相談機会を確保し、きめ細かな支援を確保する観点等から、平成 30 年度の国庫負担・補助協議から、過疎市町村等（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 1 項に規定する過疎地域とみなされる市町村及び同法第 33 条第 2 項に規定する過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。以下同じ。）の人口密度

(※) が下表アの「算定基準」を満たす場合には、下表イの算定方法により、予算の範囲内で基本基準額の一定の嵩上げを行うこととする。ただし、過疎地域とみなされる区域を有する町村については、過疎地域とみなされる区域において、支援員の加配など円滑な事業実施のための取組・工夫等が行われている場合に限るものとする。

(※) 平成 27 年国勢調査による面積を同調査による人口で除して得た値

(参考) 過疎地域加算の算定基準及び算定方法 (案)

ア 算定基準	イ 算定方法	
	過疎市町村（市町村全域が過疎地域の場合に限る）	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
過疎市町村等の人口密度（過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度）が 50 人/㎡以下	基本基準額×1.5	基本基準額+（当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5）

なお、都道府県に対しては、これまでも過疎地域への対応として「都道府県広域加算」により基本基準額の嵩上げを行ってきたところであるが、管轄する地域の面積が広大であったり、人口が少ないこと等により、管轄地域全体の人口密度が 50 人/㎡以下となる道府県については、個別協議に応ずることとし、予算の範囲内で当該道府県の都道府県広域加算後の基本基準額の一定の嵩上げ（1.3 倍を上限）を行うこととする。

(4) 就労準備支援事業の見直し

ア 就労準備支援事業の年齢要件

就労準備支援事業の利用者は 65 歳未満の者のみとする年齢要件が、省令において設けられている。

しかしながら、高齢者でも就労を求めるニーズが高いことや生涯現役社会の実現の観点から、65 歳以降に雇用された人でも雇用保険の適用対象とすることとされたことを踏まえ、撤廃すべきであるとの意見が部会報告書にて示された。

この報告書の内容を踏まえ、今般の制度見直しにおいて、省令改正により年齢要件を撤廃することとしている（平成 30 年 10 月施行予定）。

なお、年齢要件の撤廃に伴い、就労準備支援事業において、対象者が 65 歳以上の者であって、

- ・ ひきこもりや長期離職など就労経験が乏しいケース
 - ・ 就労体験など就労準備支援事業の支援メニューの利用が必要なケース
 - ・ 利用者の心身の状況や職歴などから利用が必要と考えられるケース
- などについても、新たに支援対象とすることが可能と考えている。

イ 就労準備支援事業の収入・資産要件

就労準備支援事業の利用者については、一定の収入・資産要件を満たす必要がある旨が、省令において規定されている。

しかしながら、就労準備支援事業によって、必要に応じた予防・早期対応も可能とする観点から、対象者の範囲を必要以上に限定せず、省令に定める 2 号要件の更なる活用も含め、必要な見直しを行うべきとの意見が、部会報告書で示された。

この報告書の内容を踏まえ、現行の収入・資産要件を満たさないが、支援の必要性が認められる事例として、

- ・ 世帯では収入があるものの本人に収入がなく何かのきっかけで困窮に陥るケース
 - ・ 家族の意思が確認できないことなどにより世帯全体の収入を把握できないケース
- などについて、就労準備支援事業の新たな利用対象として、省令において具体的に列挙することにより、利用対象を拡大し、明確化することを予定している（平成 30 年 10 月施行予定）。

ウ 就労準備支援事業の利用期間

就労準備支援事業の利用期間については、省令において 1 年を超えない期間とされている。

しかしながら、この利用期間については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義があるものの、一方で、少しずつステップアップしていく人もいることを考えると、利用期間の延長を求める意見もあること

を踏まえ、改めてアセスメントを行い再度プランに位置付けることは実行上可能であることも含め、その取扱いを明確にすべきとの意見が、部会報告書にて示された。

検討の方向性としては、1年間という支援期間で集中的に支援を行うことで不安定な状態を継続させないという意義があることから、省令においては現行通りとしつつ、部会報告書の内容を踏まえ、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行ったうえで、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが現行の運用においても可能であることから、この取扱いについて、別途示す通知において明確にすることを想定している。

(5) 福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化【資料 P 130 参照】

以下のとおり、自治体（福祉部門）と国（労働部門）との連携を強化することとしており、生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労支援を、総合的・一体的に実施する。

ア 自立相談支援機関と公共職業安定所の更なる連携強化による、生活保護受給者等就労自立促進事業（以下「ナビ事業」という。）の活用促進について

ナビ事業については毎年実績が向上しているが、来年度も生保型常設窓口（ハローワーク）の増設を予定しており、今後も更なる連携強化を図り実績向上のための取組をお願いしたい。

イ 就労後の定着支援の取組強化

自立相談支援事業における就労支援及び就労準備支援事業の実施にあたっては、就労後の定着支援などフォローアップの取組も重要であることから、ナビ事業に誘導した支援対象者も含めハローワークと役割分担を行いつつ定着支援の取組もお願いしたい。

※ 厚生労働省職業安定局において定着支援に係る新たな取組を平成 30 年度から開始予定

ウ 高齢者の就労支援に係る取組強化

① 今回の制度改正において就労準備支援事業の年齢要件を撤廃する予定としていることから、利用対象となりうる高齢者は当該事業に積極的に参加を促す、

ナビ事業に誘導する等高齢者の就労支援に係る取組強化をお願いしたい。

- ② 本年4月よりシルバー人材センターの就業情報を、ハローワークを通じて自立相談支援機関へ提供する仕組みを開始する予定としていることから、当該情報も活用しつつシルバー人材センター事業の活用への働きかけをお願いしたい。

エ 無料職業紹介の活用推進

平成28年に職業安定法の改正が行われ、地方公共団体が無料職業紹介を実施する場合の国への届出の廃止やその他の規制が緩和された。就労体験の事業所で一般就労に移行しようとする場合等において、地方自治体自身が職業紹介を行えるようになることで、就労体験からのスムーズな一般就労移行が可能になることや、地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介を自ら行えるようになることから、地方公共団体においては都道府県労働局とも相談の上無料職業紹介の活用推進をお願いしたい。

オ 雇用関係助成金の周知・啓発

都道府県労働局（ハローワーク）が所管している雇用関係助成金のうち、特定求職者雇用開発助成金（生活保護等雇用開発コース）、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）については、自立相談支援機関の利用者が対象となる可能性があることから、適正な活用により生活困窮者の就労・定着につながるようハローワークと連携して当該助成金の周知・啓発の取組をお願いしたい。

（6）就労支援に関する各事業の取組について【資料P135参照】

就労支援に関する各事業の実施状況について取りまとめたので、引き続き本事業の積極的な活用をお願いするとともに、未実施の自治体におかれては、来年度以降の実施に当たっての参考としていただきたい。

ア 就労訓練推進事業（就労訓練アドバイザー・就労訓練事業所育成員）

就労訓練アドバイザーは4自治体（東京都・奈良県・鳥取県・沖縄県）、就労訓練事業所育成員は8自治体（仙台市・長野市・相模原市・名古屋市・大阪市・奈良県・鳥取県・高知県）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

【就労訓練アドバイザー】

- ・ 自立相談支援機関のニーズ把握・地域資源の把握・開拓（奈良県）
- ・ 事業所からの相談対応、市町村への利用促進（沖縄県）

【就労訓練事業所育成員】

- ・ 就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の一体的な開拓（仙台市）
- ・ 認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング等後方支援（大阪市）

イ 就農訓練事業

9 自治体（神奈川県・相模原市・三重県伊勢市・京都府・京都府福知山市・京都府京丹後市・香川県丸亀市・松山市・福岡県糸島市）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

- ・ 認定就労訓練事業の利用への移行（相模原市）
- ・ 農業体験を通じた利用者の交流（三重県伊勢市）

ウ 福祉専門職との連携支援事業

3 自治体（福井県坂井市・豊中市・高知県）で実施。具体的には以下のような取組が見られる。

- ・ 障害者支援を担う関係機関との連携を含めた、地域における就労支援のネットワークづくり（福井県坂井市）
- ・ 社会福祉士による医療ケア等各種サービス機関へのつなぎ（豊中市）

（7）平成 30 年度に向けた取組のポイント等について【資料 P 1 3 8 参照】

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならないように包括的な支援を実現していくことが肝要である。

また、法施行後の状況を見ると、生活困窮者に対する自立の支援は、実施主体である自治体やその委託を受けた事業者だけでは完結しておらず、生活困窮者の生活と関わりのある事業を行う関係機関、NPO、地域住民といった様々な支援者との連携やこれらの者の協力によって、効果的な実施が実現されている。このため、改正法案では、理念規定の法定化や生活困窮者の定義規定の見直しを行い、多様な関係者の間でこれらの共有を図ることで、より一層の効果的な支援を目指す

すこととしている。

来年度で施行4年目を迎えるが、引き続き、今回の改正法案の意図も踏まえつつ、生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者とも緊密に連携しながら、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を5つの支援のかたち（包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援）を通じて実現していけるようより一層の取組の推進をお願いする。

イ 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

複合的な課題を抱えた生活困窮者については、施行2年で新たに支援につながった45万人のほかにも少なからずいると考えられ、今後はこういった支援につながっていない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくことが必要である。

平成28年度において支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置をみると、おおむね、全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながる取組が可能になるものと考えられる。

このような観点から、部会報告書においては、

- ・「自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を行うことを促進するため、新たな取組を行う必要がある」
- ・「人員配置が手厚く実績も高い自治体がさらに取組を進めることができるようにするとともに、人員配置が十分ではなく実績もあがっていない自治体がより積極的な取組を行うことができるよう、画一的ではなく柔軟性のあるものとすることが求められる」
- ・「その際、国及び都道府県による助言が必要との意見があった」

といった内容が盛り込まれたところである。

当該報告書の内容も踏まえ、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、平成30年度から以下の措置を行うこととするので、ご了解願いたい。

(ア) 人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の嵩上げ

『人員配置が手厚く実績も高い自治体』がさらに取組を進めることができるよう、所要額が適用基準額を上回る自治体であって、国庫負担協議年度の前年1月から12月末日までの新規相談件数とプラン作成件数の実績（人口10万人あたりの月平均）が以下のいずれの要件も満たす自治体については、個別協議に応ずることとし、予算の範囲内で基本基準額の1.5倍を上限に加算（支援実績加算）を行うものとする。

【支援実績加算の要件（案）】

◇ 新規相談件数要件

[新規相談件数*が目安値を超えている]又は[前年より1割以上増加]

◇ プラン作成件数要件

[プラン作成件数*が全国平均を超えている]又は[前年より1割以上増加]

※ 小数点第2位を四捨五入

(イ) 自己評価基準による支援員配置等の底上げ

a 自己評価ツールの提供

『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』がより積極的な取組を行うことができるよう、国において自立相談支援事業の相談員の配置数や支援実績（新規相談受付件数、プラン作成件数等を想定）の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の平均値」を人口規模ごとに公表するとともに、各自治体が全国や都道府県の中での「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるようなツールを作成し、全ての福祉事務所設置自治体に提供することを検討している。このような仕組みの構築により、各自治体が近隣自治体や人口規模が同規模の自治体と比較考量しながら、今後の人員配置や支援のあり方をどのように改善していくべきかを定量的に検討できる環境を整備することとしているので、ご了解願いたい。

b 都道府県への管内市町村データの提供

都道府県管内の『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』を

都道府県が効果的・効率的に支援できるよう、管内市町村のデータを都道府県に提供することを検討している。各都道府県におかれては、当該データを活用し、法律上の市町村支援事業（２の（２）ウ参照）により、管内市町村の支援の提供体制の充実等を支援いただくようお願いする。

ｃ 厚労省による助言等の支援

都道府県管内に『人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体』があるにもかかわらず改善が図られない都道府県に対しては、厚生労働省からヒアリングを行い、改善に向けた助言・指導等を行うなど個別の働きかけを実施することを検討しているので、ご了解願いたい。

ウ 任意事業の利用の促進

法に基づく任意事業については、法施行以降、着実に実施自治体数が増加してきている一方で、各自治体の取組や支援提供体制の状況には地域差が生じており、それが各事業の利用実績の差の要因の一つとなって現れているものと考えられる。

特に就労準備支援事業や家計相談支援事業については、事業を実施しているにもかかわらず、年間を通じて利用者がほとんどいないなど事業実績が極めて低調な自治体が少なからず見受けられる。

このような状況を踏まえ、各種任意事業の利用促進など実施自治体の積極的な取組を促す観点から、下表のとおり、それぞれの任意事業（一時生活支援事業を除く。）の性質や実態に応じて、

- ① 年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体については予算の範囲内で基本基準額の加算を行う措置を導入しつつ
- ② 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど事業実績が低調な自治体については基本基準額の減算を行う措置等を導入することとするので国庫補助協議に当たっては、留意されたい。

当該措置の詳細は、追って、正式に通知することとするが、現に任意事業に取り組んでいる自治体におかれては、これまで、様々な機会を捉えて厚生労働省から情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等も参考に、人員体制や事業構成等について来年度に向けて効果的・効率的な実施方法をご検討いただきたい。

(任意事業ごとの加算措置及び減算等措置の概要)

事業実績の 高い自治体 に対する加 算措置 【支援実績 加算】	就労準備支援事業	家計相談支援事業	学習支援事業
	協議年度の前年 (※)の人口 10 万人あ たりの年間利用者数が <u>20 人以上</u>	協議年度の前年 (※)の人口 10 万人あ たりの年間利用者数が <u>20 人以上</u>	協議年度の前年 (※)の人口 10 万人あ たりの年間実利用者数 が <u>30 人以上</u>
	基本基準額× <u>1.5 倍</u>		
事業実績が 低調な自治 体に対する 減算等措置 【支援実績 減算】	協議年度の前年 (※) の年間利用者数が 0 人の自治体に対して以下の措置を講じる。 (措置内容) - 協議年度の事業実施に向けて①利用実績が低調であることの要因、②事業の利用促進に向けた改善方策を盛り込んだ「実施計画」を策定し、都道府県を通じて、国への提出を求める。 - 都道府県は当該「実施計画」の進捗を管理しつつ、必要に応じて助言・指導を行うものとする。 - 翌年度の協議時点においても、利用状況の改善が図られない自治体に対しては、上記の措置に加えて、基本基準額を一定割合引き下げる措置を講ずることを予定しているので留意されたい。		

(※) 国庫補助協議年度の前年 1 月から 12 月末日まで

エ 家計相談支援事業及び就労準備支援事業の実施の促進

家計相談支援事業及び就労準備支援事業（以下エにおいて「両事業」という。）による支援は全国どの地域でも提供されるべきであるとの観点から、改正法案や平成 30 年度予算（案）において、その全国的な実施を推進するための措置を講ずることとしている。（1 の（3）参照）

さらに、これらの支援措置に加えて、国や都道府県の働きかけにより、両事業を実施していない自治体（以下このエにおいて「事業未実施自治体」という。）の実施を促す観点から、平成 30 年度からは、両事業の全国の実施状況を誰にでも分かりやすい形で公表するとともに、

- ・ 都道府県による管内の事業未実施自治体に対するヒアリング及び実施に当たっての助言・指導
- ・ 国による管内自治体の両事業の実施率が低調な都道府県に対するヒアリング及び実施に当たっての助言・指導

を行うこととするのでご承知置き願いたい。

さらに、国による助言・指導を行ったにもかかわらず、なお管内自治体の両事業の実施率の改善が図られない都道府県に対しては、「事業実施計画（仮称）」の策定を求め、当該計画に基づく事業実施に向けた取組の進捗管理を行うこと等により、事業未実施自治体が抱える個々の課題を丁寧に解きほぐしながら、平成 33 年度までの 3 年間に集中的に実施体制の整備を進め、平成 34 年度を目標に両事業の完全実施を目指すこととする。

なお、平成 30 年度の国による事業の実施体制の整備に係るヒアリングの方法や各都道府県から提出いただく計画の様式等の詳細については、追って正式に通知するが、現段階では以下のスケジュールで考えているのでご承知置き願いたい。

（平成 30 年度の事業実施体制の整備に係るヒアリング等のスケジュール（案））

時期	実 施 内 容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室	都道府県 生活困窮者自立支援制度所管課
3 月	各都道府県に任意事業の実施率を向上させるための「簡易な年度計画（仮称）」の提出を依頼	「簡易な年度計画（仮称）」の作成
4 月		国庫補助協議書と併せて年度計画を提出
5 月	年度計画に関するヒアリングを各都道府県の生活困窮者自立支援制度所管課長に対して実施（電話を想定）	管内の事業未実施自治体に対し年度計画に沿った助言・指導等を実施
6 月	上記のヒアリングの結果も踏まえつつ、管内自治体の両事業の実施が低調な都道府県に対して助言・指導等を実施	
7 月	必要に応じて担当者を派遣し、都道府県とともに事業未実施自治体に対する助言・指導等を実施	
2 月 3 月		「事業実施計画（仮称）」の策定
3 月	管内自治体の両事業の実施が依然として低調な都道府県に対して、「事業実施計画（仮称）」の策定を指示	

オ 全国担当者会議等の開催について

平成 30 年度は生活困窮者自立制度の見直しを行うため、その施行に向けて、各自治

体や関係機関等が十分な準備期間を確保できるよう、下表のとおり、全国単位の担当者会議を開催する機会を増やし、前広に情報提供を行う予定である。

そのため、平成 30 年度は、例年開催してきたブロック会議は開催せず、31 年度以降に再開することとするのでご承知置き願いたい。

(参考) 平成 30 年度の全国担当者会議等の開催予定

開催時期	会 議
法案成立後	全国担当者会議（第 1 回）
平成 30 年 9 月頃	全国担当者会議（第 2 回）
平成 31 年 1 月	全国厚生労働関係部局長会議
平成 31 年 2 月	社会・援護局関係主管課長会議

カ 平成 30 年度の K P I と目安値

生活困窮者自立支援制度については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において K P I を設定しており、この K P I の内容を踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、ステップアップ率の 5 項目を目安値として設定している。

現行の K P I の最終年度となる平成 30 年度を目安値については、以下のとおり設定する。いずれの項目も 29 年度を上回る数値で設定しており、各自治体におかれては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続き P D C A サイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

(参考) 平成 30 年度を目安値について

- ・新規相談受付件数【人口 10 万人当たり 26 件】
- ・プラン作成件数【人口 10 万人当たり 13 件（新規相談受付件数の 50%）】
- ・就労支援対象者数【人口 10 万人当たり 8 件（プラン作成件数の 60%）】
- ・就労・増収率【75%】
- ・ステップアップ率【90%】

(8) 平成 30 年度における人材養成について【資料 P 1 4 2 参照】

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施しているところであるが、部会報告書において、自立相談支援事業従事者の人材養成研修については、平成 32 年度をメドに、都道府県が実施主体になることが明記されている。また、改正法案において「都道府県の市等の職員に対する研修等事業」を都道府県の事業として位置付けており、その実施内容の一つとして、管内自治体の生活困窮者自立支援制度従事者に対する研修（都道府県研修）を盛り込んでいる。

今後、自立相談支援事業従事者養成研修の実施主体を国から都道府県へ移行することに伴い、従来、国研修の修了を要件としていた支援員については、今後は都道府県研修の修了を要件とすることを想定している。平成 32 年度から都道府県において実施していただくこととなる、支援員向けの修了要件となる研修の実施に当たっては、原則として、以下の要件を満たして実施していただくようお願いする。

(1) 参加型研修（※）の形式を取り入れること

※意見交換、事例検討等の参加者同士の交流を図るための取組のこと

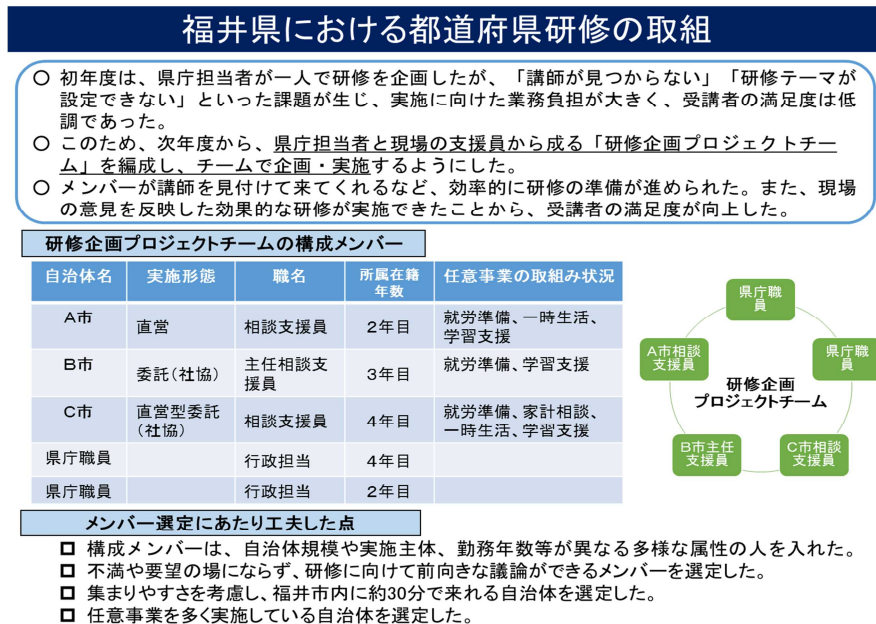
(2) 研修企画チームをつくり企画・立案すること

(3) 制度の理念と基本姿勢を伝えること

※1 なお、「都道府県研修実施のための手引」「都道府県研修実施のためのカリキュラム」（※2）を、研修の実施に当たっての参考とすることが考えられる。

※2 みずほ情報総研株式会社が作成し（平成 29 年 3 月）、全都道府県に配布

(参考) 福井県における研修企画チームでの都道府県研修の取組例



なお、修了要件となる都道府県研修の実施にあたっては、生活困窮者自立支援制度の新任者向けの研修だけでなく現任者と一緒に実施したり、生活保護や障害、介護、地域共生などの他分野の支援員と一緒に開催する等も効果的である。また、講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リスト等も参考にしていきたい（平成 29 年 6 月 12 日厚生労働省生活困窮者自立支援室事務連絡「生活困窮者自立支援制度人材養成研修の講師登録のお願い」を参照のこと）。

平成 30 年度においても引き続き、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした、担当者研修を実施する予定としていることから、各都道府県におかれては、担当者研修の積極的な受講をお願いするとともに、その研修内容や昨年お示ししている都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行ったうえで、都道府県研修を実施していただきたい。

また、今回の法律改正事項でもある、自立相談支援事業との一体的実施の推進の必要性や、被保護者を対象とした家計相談支援の事業が平成 30 年度予算（案）に計上されていることを踏まえ、家計相談支援事業従事者養成研修の開催回数等の拡充を図る予定としている。

なお、平成 30 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業従事者養成研修：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）
：就労支援員 240 人程度
- 就労準備支援事業従事者養成研修：120 人程度
- 家計相談支援事業従事者養成研修：240 人程度（年 4 回開催予定）
- 担当者研修：140 人程度（年 2 回開催予定）

(9) 生活困窮者自立支援統計システムについて

ア 概要

自立相談支援事業においては、生活困窮者からの相談に応じ、当該生活困窮者のおかれている状況等を適切に評価・分析した上でプランを策定するとともに、当該プランに基づき、生活困窮者の自立に向けた各種支援の調整を行っていたが、業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、

- ・全国統一のアセスメント、プラン等の様式（帳票類）の活用（業務支援ツール）
- ・当該入力情報の統計処理（統計ツール）

等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」（以下「システム」という）を、政府共通プラットフォームを活用して構築した。昨年度の本課長会議でも、全自治体において平成 29 年 4 月の本格稼働に向けた確実な導入作業をお願いし、その後、毎月の報告作業等にもご協力いただいている。

イ 運用における留意点

- ① 現時点での自治体及びセンターにおける報告状況については、下記のとおりとなっており、29 年 4 月報告分でも全ての自治体からの報告が完了していない状況である。環境の課題等により個別に運用・保守業者等と調整中の自治体もあるが、早急に導入・報告作業を進めていただくようお願いしたい。

【自治体報告】855 自治体／902 自治体（94.79%）

【センター報告】1,282 センター／1,305 センター（98.24%）

（2 月 1 日現在、いずれも平成 29 年 4 月報告分）

- ② 昨年度の本課長会議でもお願いしているとおり、月次報告の項目については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）に定める K P I の進捗管理のため必要な項目も含まれており、都道府県別や全国の集計結果を得るためには、全ての自立相談支援機関においてシステムを活用し、月次報告を確実に実施していただく必要があることをご承知願いたい。
- ③ 就労者数・増収者数のうち就労支援対象プラン作成者分については、プランを作成していただき、就労・増収という結果が出た場合は、プランの評価を実施していただくことで、件数として計上される。現在、支援状況調査結果との数値確認作業を実施しているが、数値が合わないケースが多く散見されるため、プランの作成及び評価を確実に実施していただくようお願いしたい。

ウ システムと支援状況調査との関係について

① システムによる報告への移行時期

システム運用開始後は、現在ご協力いただいている支援状況調査に代わるものとして、システムで相談者情報を入力し、新規相談受付件数等について月次報告を行っていただくことを想定している。しかしながら、現時点で導入及び報告の作業が完了していない自治体（以下「未報告自治体」という。）が全国で約 30 箇所存在していることから、全自治体において確実に導入及び報告の作業を行っていただき、現行の支援状況調査の結果との数値の整合性の検証も行ったうえで、システムによる報告へ移行することを予定している。それまでは引き続き、現行の支援状況調査も並行して実施することとするので、既にシステムによる導入及び報告を実施していただいている自治体におかれては、大変なご迷惑をおかけするが、何卒、ご協力をお願いしたい。

上記作業の進捗状況を踏まえ、平成 30 年夏を目途に、システムによる報告へ正式に移行する予定である。未報告自治体においては、正式移行までに確実に、導入及び報告に向けた作業、及び支援状況調査の結果との数値の整合性の検証を進めていただくようお願いしたい。

また、未報告自治体については、当室又は運用・保守業者から個別に連絡を取っているところであるが、具体的な課題や障害が生じている場合は、早急に

ご相談いただくよう、お願いしたい。

② 就労者数・増収者数の把握

現行の支援状況調査における「就労者数（一般就労総数）」「増収者数（総数）」については、プランの作成を行わなかった者も含まれることから、システムの報告により把握することができないが、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）に定める K P I における「見える化」の対象項目となっていることから、システムによる報告への移行後は、半期に 1 回を目途として、別途、調査を行う予定である。詳細は追ってお示しする。

エ システムの一部改修

システムの本格稼働開始後に、実際にシステムを利用して支援情報の入力作業を行う自立相談支援機関等から、

- ・ ログイン時のパスワードの有効期間が短すぎる
- ・ 支援終了した者の検索ができない
- ・ 入力作業を中断すると途中まで書いた内容が消えてしまう
- ・ 支援調整会議に提出する資料が印刷できない

といった意見をいただいている。これを受け、システムへの入力業務を効率的に実施できるよう、予算の範囲内で改修が可能な内容については、今年度内にシステムの改修を行う予定であり、詳細は追ってお知らせする。

(10) その他の伝達事項・依頼事項

ア 各種データの収集に関する調査依頼

支援の質の確保や制度評価に資するよう、事業の実績や実施状況を把握することが非常に重要であることから、平成 30 年度においても、下記のとおり必要なデータの収集・調査を行う予定であるため、ご協力をお願いしたい。なお、定例で実施している調査については、自治体の負担軽減という観点を踏まえて、調査項目や実施頻度について効率化を図ることを予定している。

(参考) 平成 30 年度における主なデータ収集・調査の予定

調査等	主な項目	対象自治体	実施頻度
支援状況調査	新規相談受付件数 プラン作成件数 就労・増収者数（総数） 就労支援対象者のうち就労・増収者数 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	毎月 ※今年夏を目途 にシステムによ る報告へ移行予 定 ※就労・増収者 数（総数）につ いては、半期に 1 回を目途に、 別途調査予定
新たな評価指標に よる調査	自立相談支援機関における ・継続的支援による状態像の変化 ・他機関・制度へのつなぎの状況 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	年 1 回（5 月受 付分） ※報告は計 4 回 実施
事業実施状況調査 事業委託状況調査 事業実施意向調査	人員体制 事業の実施方法 自立相談支援事業及び各任意事業の委託先 任意事業の実施意向 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	年 1 回 ※30 年 7 月頃実 施予定
実績調査	各事業の利用状況 各事業の事業内容 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	年 1 回 ※30 年度初旬実 施予定
住居確保給付金の 支給に関する調査	支給決定件数・支給額 常用就職者数 支給中止件数 等	すべての福祉 事務所設置自 治体	半 期 毎（年 2 回）
認定就労訓練事業 所の認定状況に関 する調査	認定就労訓練事業者数 利用定員 等	都道府県、政 令市、中核市	半 期 毎（年 2 回）

※ 具体的な調査内容や方法については追って詳細をお示しする。

2 生活福祉資金について【資料P 1 4 5 参照】

(1) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、平成 29 年度から平成 35 年度までの 7 年間にわたって応分の国庫返還を求めることとした。

各年度の国庫への返還額や具体的な手続き等の詳細については、平成 29 年 8 月 14 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について」）により各都道府県にお知らせし、既に平成 29 年度の国庫への返還分について、複数の県から「国庫補助返還額の報告」をいただいているが、現時点で当該報告書を未提出の都道府県におかれては、国庫への返還を年度末までに確実にを行う必要があるため、早急に提出いただくようお願いする。

平成 30 年度以降の国庫返還に係る具体的な取扱については、正式には毎年度事務連絡を送付するが、当該報告書を毎年度 1 月末日までに提出いただくこととするのでご承知置き願いたい。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には、当面、必要となる数ヶ月分の学費等を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとして差し支えないので、改めて、この取扱について、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

イ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、現在、事業を所管する年金局

において具体的な廃止の時期等の検討が進められている。

本件に関しては、生活福祉資金貸付制度への影響が少なくないことから、具体的な方向性が定まり次第、速やかに情報提供を行っていくこととするのでご承知置き願いたい。

なお、高齢の生活困窮者への対応については、部会報告書においても、

- ・ 「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・ 「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれた。

部会報告書の指摘のとおり、年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計相談支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めていただくとともに、家計相談支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

ウ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、

- ① 「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県社協における保有資金の額を十分に把握す

るための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること」、

- ② 「保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともにその旨を都道府県に対して周知すること」、との意見が表示された。

このうち②の交付要綱に関する意見表示については、平成 29 年 8 月 22 日付けで国庫返還に係る所要の改正を行い、各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あてに通知した。

①の保有基準に関する意見表示については、前述の年金担保貸付事業の動向や生活福祉資金貸付制度と密接に関係する生活困窮者自立支援制度の施行 3 年後の見直しなど制度を取り巻く状況も勘案しつつ、現在、早期の作成を目指して、評価項目等の詳細について具体的な検討を進めている。

判断基準作成後は速やかに通知を発出するので、予めご承知置き願いたい。

(2) 平成 30 年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成 27 年度より、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設し、一定程度の経過措置を設けるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施してきた「生活福祉資金体制整備事業」については、基金廃止に伴う激変緩和を目的とした経過措置として、貸付原資の取崩しにより事務費に使用することを可能とする取扱いを行っている。

平成 30 年度の取扱いについては、平成 29 年 11 月 6 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 30 年度の取り扱いについて」）でお示ししたとおり、会計検査院の意見表示、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、補助金の経過措置及び取り崩し基準ともにこれまでの取扱を据え置くこととしている。

平成 31 年度以降の取扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力（成果）をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととするのでご承知置き願いたい。

（３）生活困窮者自立支援法との連携の促進について

平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金制度がより効果的、効率的に機能することを期待して、生活福祉資金貸付の種類のうち、総合支援資金と緊急小口資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、また、貸付けを行うに当たっては、家計相談支援事業の利用を促進し、連携した支援を行うことが望ましいとした。

法施行後の両制度の連携状況については、一般社団法人北海道総合研究調査会が実施した「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の連携に関する実態調査」の結果によれば、自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれからみても、連携しているケースのうち、約 6 ～ 7 割がインテーク・アセスメント段階から連携を開始しており、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携が促進されてきているものといえる。

また、約 7 割の社会福祉協議会から自立相談支援機関に対して、総合支援資金の償還状況について何らかの報告が行なわれており、貸付決定後も一定の連携が図られている。

生活福祉資金の借入希望者については、単に一時的な資金需要に対して貸付を行うだけでは解決できない複合的な課題を抱えているケースが多くあり、こうした生活困窮者の自立を促進するためには、資金の貸付を行うとともに、個々の借入希望者の状況に応じて、就労支援や家計相談等の支援を包括的に提供していくことが重要である。このため各自治体におかれては、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会と自立相談支援機関とのより一層の連携強化をお願いしたい。

また、部会報告書においては、「自立相談支援事業による支援が要件化された総合支援資金や緊急小口資金については、一層双方が連携した効果的な支援を行うと

ということが期待されており、そのあり方については更なる検討が求められる」とされていることから、今後、両制度の連携のあり方について検討の上、所要の見直しを行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

（４）生活扶助基準の見直しに伴う生活福祉資金貸付制度の対応について

生活保護制度においては、生活扶助基準の適正化の観点から、新たな生活扶助基準に見直すこととしており、その内容を平成 30 年度予算（案）に盛り込んでいる。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、平成 30 年 1 月 19 日の閣僚懇談会において、以下のとおり、その対応方針を確認している。

- ① 国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とすること
- ② このほか、個人住民税の非課税限度額等については、平成 30 年度の影響はなく、平成 31 年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すること
- ③ さらに、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること

生活福祉資金貸付制度においては、貸付対象者の判別や要保護世帯向け不動産担保型生活資金における 1 か月の貸付上限額の目安の算出基礎として、生活扶助基準の額を活用しているが、各地方自治体におかれてもこの政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、以下の対応の基本的考え方も参考に、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会において適切な判断・対応が行われるよう、周知・徹底をお願いする。

(要保護世帯向け不動産担保型生活資金における対応の基本的考え方)

- 生活保護基準額が引き上げとなる世帯類型については、新たに要保護状態となった場合は貸付対象とすること（高齢者世帯に限る）。
- 生活保護基準額が引き下げとなる世帯類型については、生活保護基準額の見直しにより貸付契約後に要保護状態でなくなった場合でも、原則として、引き続き、貸付対象とすること。
- 貸付上限額については、新たな生活保護基準の施行後は、新たな生活扶助基準額の1.5倍を目安とするが、貸付にあたっては、これを厳格に適用するのではなく、今後の生活を維持できるか十分配慮しつつ、貸付額の償還可能性も考慮した上で適切な額を決定すること。

3 ホームレス等への自立に向けた支援について【資料P 1 4 8 参照】

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しについて

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）は、平成 29 年 6 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、有効期限が平成 39 年 8 月 6 日まで 10 年間延長された。

現在、ホームレス特措法の規定に基づく「ホームレスの支援等に関する基本方針」を定め運営しているが、運営期間は平成 30 年 7 月 31 日までとなっている。

そのため、ホームレス特措法の延長を踏まえ、今後「ホームレスの支援等に関する基本方針」の見直しに向けた検討を行うこととしているので、その動向に留意いただきたい。

(2) 一時生活支援事業について

ホームレス対策は、ホームレス特措法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業等により実施している。

従前からのホームレス対策や、生活困窮者自立支援法による効果等により、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向であるが、一時生活支援事業では、確認されたホームレス数が少ない地域において、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借上型シェルター」が大幅に伸び、都市部においては法人へ事業を委託し「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ相談員が常駐するといった取組も見られる。

一時生活支援事業は、様々な実施形態が考えられるため、既に事業を実施している自治体の例も参考に、各自治体の地域資源に応じて積極的に事業を実施いただくようお願いする。

更に、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、住居の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要である。また、ホームレスが少ない自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、事業の単独実施が困難な場合には、広域的な取組を行うなどの方法により、一時生活支援事業を実施頂くよう重ねてお

願います。

なお、一時生活支援事業における宿泊施設は、利用者の保健衛生及び防災等に十分配慮された施設の構造及び設備を有するものとするようお願いするとともに、宿泊施設や民間アパート等を借り上げる方法により実施する場合は、利用者の安全の確保に配慮頂くよう重ねて願います。平成 30 年度予算（案）では、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対し、

- ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
- ② 一定期間、個別に居宅を訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助づくり

を実施することとしている。上記の事業を活用する等により、一時生活支援事業における宿泊施設の利用者の安全に努められるよう重ねて願います。

（参考）広域実施の取組事例

①大阪府の取組事例		②静岡県の取組事例	
○ 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。		○ 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。	
自治体	大阪市を除く全ての市町村	自治体	三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市
取組内容	・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。 【府、市町村の役割分担】 ＜大阪府＞ ・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。 ・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。 ＜契約市＞ ・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。 ・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。 ＜契約市以外の各市町村＞ ・市町村管内での協力施設の開拓。 ・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。	取組内容	NPO法人が中心となり、10市による広域実施。 ①住居の提供 ・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。 ②利用状況の把握・安否確認 ・3名の職員が施設事務所に勤務 ・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成 ・生活相談・指導（生活習慣の改善）、就労相談・指導（キャリアコンサルタントによる相談）、家計相談・指導等により生活状況の記録作成 ③食事の提供 ・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える ・自立後も食糧支援による継続支援

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施している。平成 30 年調査（平成 30 年 1 月実施）については、既にご協力いただいたが、来年も実施する予定であり（平成 31 年 1 月を予定）、平成 30 年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を確保したので、引き続きご協力願いたい。

第5 消費生活協同組合の指導・監督について

1 生協行政の基本的考え方について【資料P149参照】

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・組合員が出資をし、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は互助の組織として、組合員の暮らしを支える事業や、組合員による助け合い活動（以下「組合員活動」という。）等を行っており、こうした取組を通じて地域や職域のコミュニティづくりに寄与してきたところである。

- ① 購買事業（店舗・宅配による食品等の供給、移動販売車による買い物弱者支援や個配又は配食時の高齢者見守りなど）
 - ② 医療福祉事業（病院・診療所、介護事業所、生活困窮者自立支援関係事業所、保育所、サービス付き高齢者向け住宅・介護事業所・サロン・レストランなどの複合施設など）
 - ③ 共済事業（火災共済、自然災害共済など）
- また、社会的、公共的役割として、
- ④ 組合員等の支援（家事援助、移動支援、子育て支援活動、配食ボランティア、食事会による交流など）
 - ⑤ 被災者の支援（救援物資の供給、支援人材の派遣、支援募金など）
 - ⑥ 助成活動（先進的な福祉的活動を行う社会福祉法人やNPO法人などを対象）
 - ⑦ 障害者の雇用（店舗・配送センターなど）

といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に止まることなく運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組織の管理・運営について

運営上問題のある組合については、

- ① 理事会が適正に機能しておらず、専務理事と事務局職員といった一部の者が実質的な運営を行っている
- ② 事務局の事務処理態勢が脆弱なため、生協法令に則った適正な事務が行われていない
- ③ 内部監査が行われていないことに加え、監事監査が形式的なものとなっているため、運営の適正化など牽制機能が働いていない

といった状況にあることが多い。

組合は、組合員に最大の奉仕をすることを目的とする組織であることから、上記①のような状況は極めて不適切である。理事会は、組合の業務の執行を決する権限を有していることから、検査などにおいて理事会の運営状況や執行役員等からの理事会への報告状況などを確認し、必要な助言・指導をお願いする。

また、上記②のような組合に対しては、事務局体制や適正な事務処理について丁寧な助言・指導をお願いする。

さらに、上記③のような組合に対しては、監事監査において、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じ、健全性の確保が図られるよう、助言・指導をお願いする。

イ 共済事業に係る留意点について

共済事業については、少子高齢化や人口減少等に伴い契約件数の減少や共済金の支払い額の増加といった影響が生じることが考えられることから、中長期的な視点で事業運営への影響について検証し、共済契約者（組合員）に不当な不利益が生じないよう、対応するよう助言・指導をお願いする。

また、高齢の組合員等に対しては、共済金の未払い等の問題が生じないよう、まずは共済契約や契約更新時において丁寧な説明を行うとともに、共済金受取人に代わって代理人が請求することができるような手続の普及や高齢の共済契約者等の連絡先の定期的な確認等について、助言・指導をお願いする。

ウ 購買事業等に係る留意点について

購買事業等については、人口減少・少子高齢化対策にも資するよう、離島その他交通不便の地域における買い物弱者支援の観点から、法令で定められた利用分量の範囲内で積極的に員外利用許可を行うなどの御配慮をお願いします。なお、員外利用については、店内表示など防止対策も必要であるので、念のため申し添える。

また、公正取引委員会が1月31日に公表した「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査」によると、一部の組合が納入業者との取引において、協賛金等の負担の要請、返品、取引の対価の一方的決定（買ったとき）等問題となり得る行為を行っている状況が認められた。各都道府県における組合の監督・指導等に当たり、留意願いたい。

エ 法人を対象とする購買事業について

購買事業は自然人たる組合員を対象とする小売を原則としており、法令の規定に該当する場合に限り、例外的に組合員ではない個人への小売や法人への卸売が認められているにすぎない。

近年、組合が法令に規定されていない子会社等の法人を対象とする卸売を行っている例が見受けられることから、各都道府県におかれても御留意いただくようお願いする。

オ 不詳事案について

厚生労働省所管組合においては、近年、次のような「不詳事案」が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例や、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例。
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例。

このような事例に限らず、「不詳事案」が発生した場合には、発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくようお

願います。

カ その他

これらのほか、財務状況が悪化している組合については、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いする。都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、人と人とのつながりを育て、多様性を尊重し包括する「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている中、互助組織である生協が助け合いの輪を拡げることや、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

組合は、今後特に、自治体、関係事業者・団体、自治会、ボランティア団体などとの連携・協力関係を強化して、今後の高齢者の介護や日常生活支援、子育て支援、生活困窮者支援等を充実する重要な即戦力となり得る。

昨年8月には、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組について10の事例を取りまとめ、都道府県等に配布したところである。各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めると共に、日々の暮らしを支えるという組合の「やる気」に対し、適切に評価していただき、都道府県内の関係部署や関係市町村とも連携の上、協力関係の構築はもちろん、お示しした事例にあるような取組の活用について、積極的な検討をお願いする。

4 平成30年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

平成30年度においても、今年度と同様に、5月頃を目処に、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催することとしているので御了知願いたい。

5 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の組合の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、平成30年度においても各都道府県及び組合に御協力いただき実施する予定であるので、引き続き御協力いただくようお願いする。

なお、本年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに公表することとしているので、予め御了知願いたい。

6 消費税の軽減税率制度について

消費税の引上げ時期が平成31年10月1日に予定されており、これに伴い、消費税の軽減税率制度も導入されることとなるので御了知願いたい。

また、これに伴う関係制度等の動向について引き続き御留意いただくようお願いする。

7 組合役員の欠格条項の見直しについて

組合役員の資格については、消費生活協同組合法第29条の3第1項第2号において、「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」については、役員となることができないとされているが、平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律等を踏まえ、関係省庁において成年被後見人の権利を制限する措置（いわゆる欠格条項）の見直しを検討しているところであるので、御留意されたい。

8 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

9 組合に対する厚生労働大臣表彰について

組合及び組合役員に対する厚生労働大臣表彰については、5年毎に実施しており、各都道府県におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等のご協力をお願いしているところである。平成30年度の表彰は10月頃を予定しており、実施要領等については後日通知することとしているので、御了知願いたい。

1 全国民生委員児童委員大会について

平成 30 年度の全国民生委員児童委員大会は、沖縄県において開催することとしているので、ご承知おき願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

【第 87 回全国民生委員児童委員大会】

開催日：平成 30 年 9 月 27 日（木）～28 日（金）

会 場：沖縄コンベンションセンター ほか（宜野湾市）

2 「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について

平成30年1月23日付けで、総務省による「公的賃貸住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。

同勧告では、「緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応」についての所見があり、その中では「都道府県等の住宅部局及び自立支援部局に対して、一時生活支援事業における公営住宅の活用例等を周知すること。（国土交通省、厚生労働省）」とされている。

一時生活支援事業は、ホームレス自立支援センターやシェルター等の宿泊施設において、衣食住を提供するものであるが、宿泊施設の確保に当たっては、シェルター借り上げ方式としてホテルや旅館・アパート等を一室単位で借り上げる方式を対象に含めている。

公営住宅についても、公営住宅法に基づく目的外使用の要件に合致する場合は、一時生活支援事業における宿泊施設として活用が可能であるので、住宅部局等の関係部局と連携頂き、適切に対応頂けるようご留意頂きたい。

また、国土交通省に対しては、併せて「都道府県等の住宅部局に対し、自立支援部局から一時生活支援事業に係る公営住宅の空き住戸の提供に関する相談・依頼があった場合には、管理する公営住宅の状況等を踏まえて適切に対応するよう要請すること。」とされているので、併せて連絡する。

なお、今後、国土交通省と連携し、勧告を踏まえた対応を行うこととしているので、その動向に留意頂きたい。

【参考】

○平成29年度の一時生活支援事業において、公営住宅を宿泊場所として活用した自治体
2自治体（東広島市、庄原市）

○公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成 30 年 1 月総務省）（抄）

3 公営住宅への入居希望者及び入居者に対する的確な対応等

(1) 住宅に困窮する者の円滑な入居の促進

イ 緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応

【所見】

したがって、国土交通省及び厚生労働省は、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への支援を充実させる観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 都道府県等の住宅部局及び自立支援部局に対して、一時生活支援事業での公営住宅の活用例等を周知すること。（国土交通省、厚生労働省）
- ② 都道府県等の住宅部局に対し、自立支援部局から一時生活支援事業に係る公営住宅の空き住戸の提供に関する相談・依頼があった場合には、管理する公営住宅の状況等を踏まえて適切に対応するよう要請すること。（国土交通省）

○「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（抄）
（平成 20 年 12 月 18 日国住備第 85 号）国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて

第一 公営住宅の目的外使用について

事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため、当該者に公営住宅を目的外使用させることができる。

事業主体は、目的外使用させる場合であっても、当該住宅の使用状況を把握すること等適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。

目的外使用に係る国土交通大臣の承認については以下のように取り扱う。

一 次に掲げるすべての要件に該当する場合には、公営住宅を離職退去者に目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、同法第 22 条に規定する承認があったものとして取り扱う。
（中略）

二 一の基準に該当しないものであっても、不安定就労者であることからネットカフェ等など住居以外の場で生活を営んでいる等の特別な事情がある場合においては、地方整備局長等の承認を得て目的外使用することができる。

第二 優先入居の取扱について

第一の一①の要件を満たす離職退去者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱を行うことが可能であること。

（以下略）

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

1. 現状

- 少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
- 「地域共生社会」の実現に向け、昨年の通常国会で成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)による改正社会福祉法に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進。(平成30年4月1日施行)
- 改正社会福祉法の円滑な施行に向け、昨年12月に、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(平成29年厚生労働省告示第355号)を策定・公表するとともに、関連通知(※)を発出。
※①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等を内容とする

2. 今後の取組

- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり強化のため、自治体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を実施。(平成30年度予算案26億円)
(平成29年度は85自治体で実施)
- モデル事業の実施を通じ、課題や論点等を整理しつつ、全国的な体制整備に向け成果を発信していく。
- 併せて、包括的な支援体制の整備促進のため、地域福祉(支援)計画の見直し、策定を自治体に促していく。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「**新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン**」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「**ニッポン一億総活躍プラン**」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「**我が事・丸ごと**」**地域共生社会実現本部の設置**
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 **地域力強化検討会 中間とりまとめ**
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を国会に提出
「**「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)**」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立
6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月 **地域力強化検討会 最終とりまとめ**
12月 「**社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針**」の**策定・公表及び関連通知の発出**

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(概要)

(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

はじめに(P1～7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方や地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～12)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会が「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13～28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	82

社会福祉法第百六条の三第二項に基づき、指針(大臣告示)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29～52)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(法第106条の3第1項関係)(P13~28)

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な圏域※ 1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第1号関係) ＜P13~22＞ 2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第2号関係) ＜P22~25＞ (※) 地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要	● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等) ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法 例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等) ● 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
市町村域 3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 (法第106条の3第1項第3号関係) ＜P25~28＞	● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) ＜展開の例＞ ・ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。 ・ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。 ・ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)
都道府県域 4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について ＜P28＞	● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画＜P29~42＞

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P29~33＞

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 計画策定の体制と過程(主な項目)

- ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

＜計画策定の体制と過程に関する追加内容等＞

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

2 都道府県地域福祉支援計画＜P43~52＞

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ＜P43~47＞

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 支援計画の基本姿勢

(3) 支援計画策定の体制と過程

- ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など

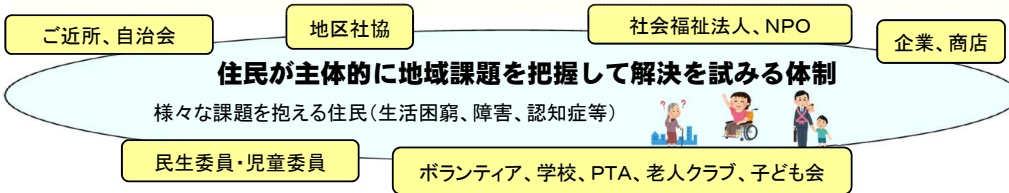
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算案 26億円

実施主体：市町村(150か所程度) 都道府県可
(前年度予算額 20億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

*下線部分は平成30年度新規

ニッポン一億総活躍プラン (H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

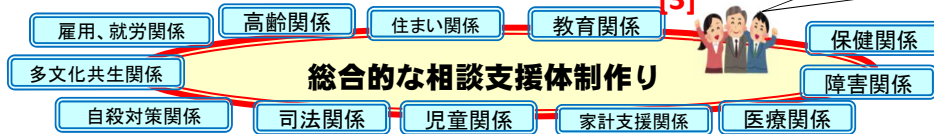
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

(参考1)

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的なサービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長	土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	◎原田 正樹	日本福祉大学 学長補佐
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長	福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
鴨崎 貴泰	特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事	前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表	横山 美江	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 主任 前 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター

(敬称略・50音順)
(◎は座長)

地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
一人、モノ、お金、思い
の循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域
づくりの取組
- ・生活困窮者自立
支援制度による
包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、**「我が事」の意識を醸成**
- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に
及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と
思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」 受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、
気にならながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、
地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における**包括的な相談支援体制**

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産
業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制
が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、
生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談
支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以
外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、
社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に 反映すべき

- ・福祉サービスが必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分けない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に
取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も 含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議
論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

第106条の3
第1項第1号

○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

第106条の3
第2項第2号

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。
- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
- 例2: 地域包括支援センターのプラチナを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
- 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
- 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

第106条の3
第3項第3号

○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備

○計画策定に当たっての留意点

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

○市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。

○都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言

○国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)(参考3)

自治体概要※

人口 403,952

面積 36.38km²

小学校数* 41

中学校数* 18

※2017年4月1日現在

* 市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施

◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す



豊中あぐり

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議(市全域)

- ・ 多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場

警察

消防

子育て

医療

生活困窮

民生・児童委員
校区福祉委員

86

地域福祉ネットワーク会議(日常生活圏域:市内7地域)【高齢部会・障害部会・子ども部会】

- ・ 専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ・ ワークショップなどを通じた課題共有・地域連携の場

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

自治体概要※
人口 79,357
面積 129.77km²
小学校数* 14
中学校数* 5
※2017年9月1日現在
* 市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



◎まちの保健室（地域支援事業・地域力強化推進事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのランチ）
- まちの保健室の業務
 - ① あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
 - ② 見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などの協働）
 - ③ 健康づくり・介護予防



「おじゃまる広場」の光景

連携・協働



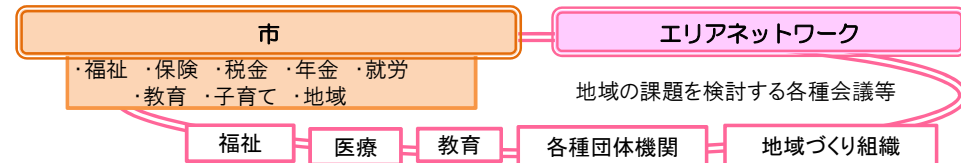
エリアディレクター（相談支援包括推進員）

◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

作成：厚生労働省

市レベルでの取組



「まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制（東京都世田谷区）

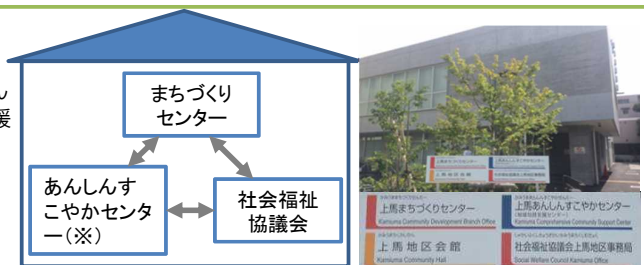
自治体概要※
人口 896,057
面積 58.05km²
小学校数* 62
中学校数* 29
※2017年4月1日現在
* 区立のみ

- 地域活動を支援するまちづくりセンターと、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域資源開発の担い手である社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを推進。
- 三者が相談を受け止め、必要に応じて区内の5か所の総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。

住民に身近な地区での取組

◎まちづくりセンターでの三者の一体整備

- 区内27か所（日常生活圏域毎）のまちづくりセンター（地域活動の支援）と、あんしんすこやかセンター（※地域包括支援センター）、社会福祉協議会（生活支援コーディネーター等）の一体整備を推進し、三者の連携を強化。
- 三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や資源等を共有して、
 - ① 身近な地区で福祉の相談を受ける仕組みづくり
 - ② 身近な地域で支え合う活動の創出やネットワークづくり
 に取り組み、地域の課題を地域の力で解決していく。



三者の一体整備（上馬まちづくりセンター）

◎地区アセスメント

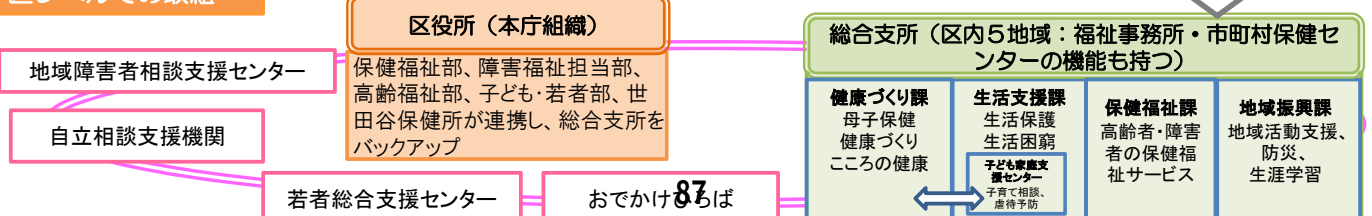
- 地区の社会資源、住民ニーズ、生活課題の把握とそれに基づく取組を検討・実施

連携・バックアップ

◎三者連携会議

- 三者の運営や地区活動等に関する情報の共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

区レベルでの取組



作成：厚生労働省

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築 (東京都江戸川区)

自治体概要※
人口 694,931
面積 49.09km²
小学校数* 71
中学校数* 33
※2017年8月1日現在
* 区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内4か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- 暮らしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関が連携(バックアップ)している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート(区の補助事業)し、現在は4か所(2017年8月末時点)。2025年までに15か所(※)の整備を計画。

(※)区内の地域活動において重要な役割を果たしている連合町会の区域割り



なごみの家 小岩

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
 - ① なんでも相談(必要に応じてアウトリーチで相談に応じる)
 - ② 子どもから高齢者まで 誰でも集える交流の場
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
 - ③ 地域のネットワークづくり

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)、看護師、地域ボランティア



出所: 広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」(※)を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策(例: 不足している地域資源の創出等)を検討。

(※)3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど。40~50人程度の参加がある。

区レベルでの取組

相談支援機関

区役所、暮らしごと相談室(生活困窮者支援) 熟年相談室(地域包括支援センター) 子ども家庭支援センター、障害者支援ハウス 地域活動支援センター

その他関係機関

地域: 町会・自治会 医療: 医師会など
住まい: 不動産事業者など
生活支援: NPO、民間事業者など
健康・生きがい: 人生大学、健康サポートセンターなど
介護: 介護事業者など
地域ボランティア: 民生・児童委員、ボランティアなど
福祉: 障害福祉事業所、子ども関係など

作成: 厚生労働省

活発な地域福祉活動と「丸ごと」相談を組み合わせた総合的な支援体制 (山形県山形市)

自治体概要※
人口 252,120
面積 381.58km²
小学校数* 36
中学校数* 15
※2017年9月1日現在
* 市立のみ

- 市内30地区を事業実施単位として、住民に身近な地域での居場所・活動拠点を設置し、住民からの困りごと等に対応する相談体制の整備を目指す。
- 社会福祉協議会の福祉まるごと相談員(相談支援包括化推進員)や第2層生活支援コーディネーターが連携・協働し、地域での取組をサポート。
- あわせて、生活困窮、高齢、障がい分野などの複数事業を受託する社協内の総合相談体制を整備し、市・社協・関係機関が連携した総合的な支援体制を推進。

住民に身近な地域での取組

◎地区社会福祉協議会

- 市内30地区に存在。独立会計のもと、各々が主体的に活発な地域福祉活動(ふれあいいきいきサロン、地域交流活動等)を展開

◎福祉協力員活動(平成8年~全地区配置)

- 市社会福祉協議会が委嘱。高齢者の見守り、声かけ、訪問を実施するほか、地域福祉活動に協力

◎三者懇談会(町内会役員・民生委員児童委員・福祉協力員)、地区地域福祉推進会議

- 三者懇談会では福祉マップ(要支援者等の把握等)を作成・更新
- 地区地域福祉推進会議では、生活課題を共有し、その解決に向けて地域福祉活動に取り組むために協議する。

◎「ちよつとした支援」の展開

- 中・高校生等が、高齢世帯等の雪かきやゴミ出しを支援
- 社会福祉法人の地域貢献活動と連動し、高齢者の買い物支援を実施(送迎車の空き時間を活用)



高校生による除雪活動

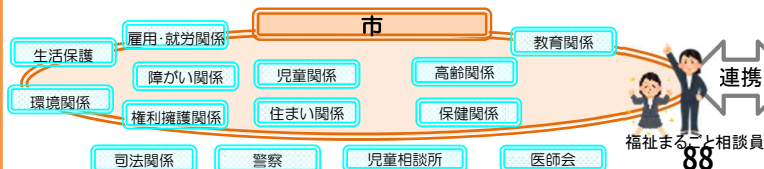
◎住民に身近な地域での居場所・活動拠点の設置(2017年度: 3か所)

- 誰もが気軽に立ち寄れる居場所とするとともに、週2日程度、住民ボランティア(地区社協役員や町内会役員等)による何でも相談を実施



第十地区やよい集会所

市レベルでの取組



連携
サポート

◎福祉まるごと相談員(CSW(コミュニティソーシャルワーカー))

- 複合的な課題、「制度の狭間」に対応するため、社協に5名(うち1名は市役所内)配置。同じく社協に配置された生活支援コーディネーターと連携。

◎福祉まるごと相談窓口(市社会福祉協議会に設置)

- 社協が受託している地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、成年後見センター、生活困窮者自立相談支援の窓口を集約し、総合相談体制を推進。

作成: 厚生労働省

「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり（神奈川県藤沢市）

自治体概要※

人口 427,501
面積 69.57km²
小学校数* 35
中学校数* 19
※2017年4月1日現在
* 市立のみ

- 相談機能も備えた多世代交流の場である「地域の縁側」を市内33か所に設置
- 「地域の縁側」において把握された困りごと・相談ごとについては、市民センター等と連携して、確実に専門的な支援につなげる。
- バックアップふじさわ(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした相談支援機関が連携・バックアップ。

住民に身近な地域での取組

◎地域の縁側

- 誰でも気軽に立ち寄り、相談もできる多世代交流の場。市内33か所に設置

(※)基本型、基幹型(生活支援コーディネーターを配置)、特定型(高齢者の居場所、子育てサロン等利用対象者であれば誰でも利用可)に分類される

- 市内の地域団体(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会等)、NPO、社会福祉法人等が運営。運営に当たっては、地域ボランティアと協働(ボランティアポイント制を活用)



地域(藤沢市)「縁側」(生活支援センター)



シェークスピア「七夕交流会」



子どもと地域の大人をつなぐ居場所(地域の縁側「たきのさわ」ラビリス)

◎地区ボランティアセンター(市内12か所)

- 電球交換やゴミ出し、外出付き添いなど、高齢者や障害者などの日常生活でのちょっとした困りごとの手助け(生活支援)や、身近で気軽に集まることのできるサロン(居場所)事業も実施。



ボランティアセンター「もつめい」



ライフタウン「ジョ」

◎市民センター・公民館(市内13か所)

- 地域団体の育成援助や郷土づくり推進会議(※)の業務を担う。
(※)市民、地域団体等の市民参画により、地域の特性を活かした郷土愛あふれるまちづくりを推進
- 地域の身近な福祉サービスの窓口として地区福祉窓口を設置。福祉や健康に関する相談を受け、関係機関の紹介や情報提供を実施

市レベルでの取組

◎全世代・全対象型包括ケアの基盤づくり

ハローワーク常設窓口(市庁舎内)
(ジョブスポットふじさわ)

自立相談支援機関(市直営)
(バックアップふじさわ)

自立相談支援機関(委託)
(バックアップふじさわ社協)

地域包括支援センター

・包括的・継続的な支援の実施体制

障がい相談
支援事業所

子育て支援
センター

医療

福祉

介護

子育て

教育

地域の多様な活動団体

地域の縁側
地区ボランティアセンター
子ども食堂、農福連携 等

連携
バック
アップ



地域の縁側と地区ボランティアセンターを市社会福祉協議会が活動をサポート。コミュニティソーシャルワーカーの活動とも密接に連携。

◎相談支援包括化推進員

- 生活困窮者自立相談支援機関(2か所)に1名ずつ配置。
- 複合的な課題がある事例に対し、多機関が関わる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。

作成：厚生労働省

生活困窮者支援を基盤とした包括的支援体制（兵庫県芦屋市）

自治体概要※

人口 96,196
面積 18.57km²
小学校数* 8
中学校数* 3
※2017年10月1日現在
* 市立のみ

- 生活困窮者支援を推進する基盤整備の一環として保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。
- 市役所内の関係部署や関係機関との連携を促進するために、統一様式(Joint-Sheet)を活用。地域福祉課内にトータルサポート係を設置し、複合的な事案の支援やコーディネート等を実施。
- 住民、専門職、行政等が協働して地域課題を解決するためのネットワークとして、「地域発信型ネットワーク」を構築。「小地域福祉ブロック会議」等により、地域内の課題の解決や地域活動を展開。

住民に身近な地域での取組

◎小地域福祉ブロック会議

- 小学校区単位で、住民、専門職、行政等、地域の福祉に関わる人々が集まり、地域内の課題の発見・共有、活動展開方法の検討と計画化、役割分担、活動、評価を実施。住民主体の見守り活動や居場所づくり等を実施。(2016年度の地域活動の実践件数13件)



小地域福祉ブロック会議の様子

◎全世代交流に向けたプロジェクト・チーム

- 金融機関、株式会社、大学等の多様な主体による情報交換、学習会を通じてこれからの「地域につながる取組」を期待。

◎福祉なんでも相談「総合相談窓口」

- 保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。生活困窮者自立相談支援事業も担う社会福祉協議会が運営し、分野を問わない相談を受けている。



市レベルでの取組

中学校区福祉
ネットワーク会議
(市内3地域)

・地域ケア会議、自立支援協議会実務者会議、要対協、個別ケース検討会議と連動

連携

福祉部

社会福祉課、地域福祉課
福祉センター、生活支援課
障害福祉課、高齢介護課
※福祉部各所管課長による福祉部部会において地域課題の共通理解・合意形成を実施

関係部署

子育て、健康、住宅、都市計画、防災
教育、経済、環境、納税等

窓口対応・相談支援
ガイドライン

地域福祉課
トータルサポート係

関係部署・関係機関の連携
円滑化のためにガイドライン
を作成し、統一様式(Joint-Sheet)を活用

関係機関

権利擁護支援センター
高齢者生活支援センター
(地域包括支援センター)
障がい者就業・生活支援センター
就労準備支援事業
障がい者基幹相談支援センター
障がい者相談支援事業
家庭児童相談室

- 地域福祉課トータルサポート係で、複合的な事案についての支援・関係各課のコーディネート、専門的な事項についてのサポート、部署横断のプロジェクトチームの事務局等を担当。

作成：厚生労働省

官民協働・地域協働の認知症の地域支援体制づくり(福岡県大牟田市)

自治体概要※

人口 117,224

面積 81.45km²

小学校数* 20

中学校数* 8

※2017年4月1日現在

* 市立のみ

- 介護サービス事業者と行政が協働し、認知症の人と家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを実施している。その取組をきっかけに、誰もが安心して暮らせるまちづくりに発展している。
- 小学校区に最低1か所は小規模多機能型居宅介護施設を設置し、併設する介護予防拠点・地域交流施設が福祉のまちづくりの拠点となっている。
- 機構改革により行政内に総合相談窓口を設置し、対象者で分けない支援体制を構築。

住民に身近な地域での取組

◎校区まちづくり協議会

- 自治会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会、老人クラブ等の各種団体により構成された協議会を中心に、地域活動を展開
- まちづくりに関するワークショップ等を開催



認知症の人の捜索・声かけ
(認知症SOSネットワーク模擬訓練)

◎介護サービス事業者協議会

- 介護サービス事業者協議会の事務局を行政が担い、地域で認知症の人をはじめ高齢者を支える取組(人材育成、福祉教育、模擬訓練等)を実施

◎介護予防拠点・地域交流施設

- 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスや医療機関、介護施設等に併設(市内45か所設置)
- 福祉のまちづくりの拠点として、**どのような相談でも受け止める場**になることを期待

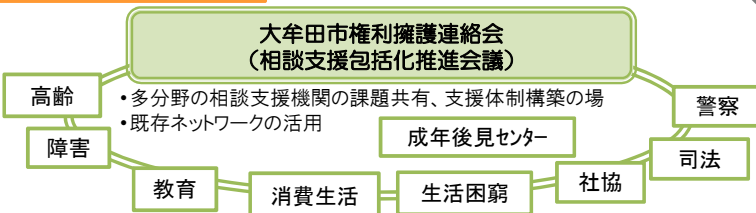


社会福祉法人等が設置する
介護予防拠点・地域交流施設

◎認知症コーディネーター

- 市が養成した認知症コーディネーター(修了生)が、地域密着型サービス等に従事し、高齢者等の地域支援を実施

市レベルでの取組



協働

◎よろず相談員(相談支援包括化推進員)

- 行政内に総合相談窓口を配置(機構改革)
- 複合的な課題のある世帯等を支援するために、地域の相談支援機関をコーディネートし支援体制を構築

作成:厚生労働省

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象:1741市町村
- 回答数:1741市町村(回収率100%)
- 調査時点:平成29年4月1日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

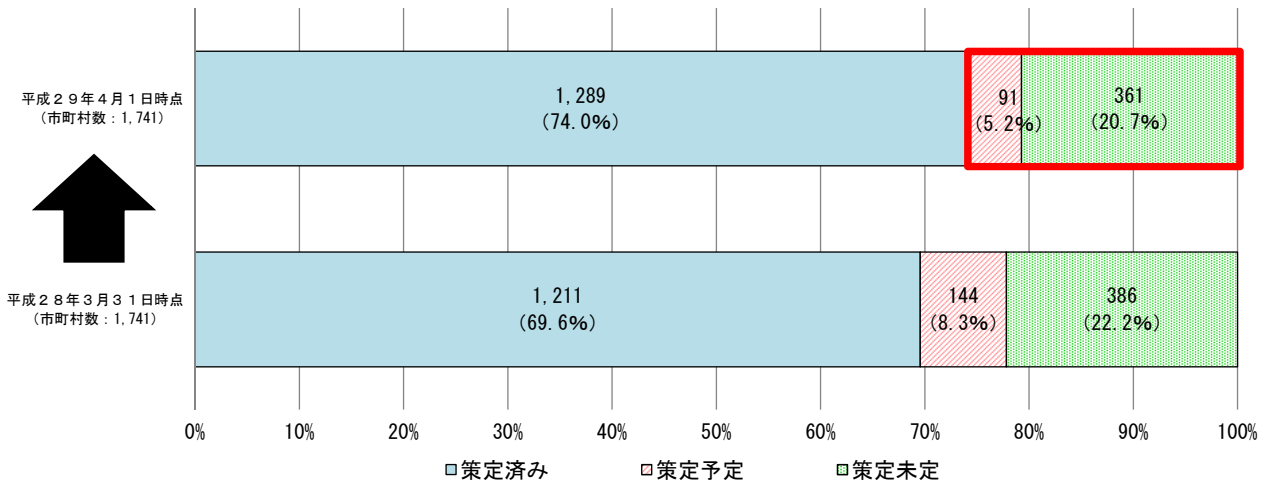
【調査の概要】

- 調査対象:47都道府県
- 回答数:47都道府県(回収率100%)
- 調査時点:平成29年4月1日現在

<市町村地域福祉計画の策定状況>

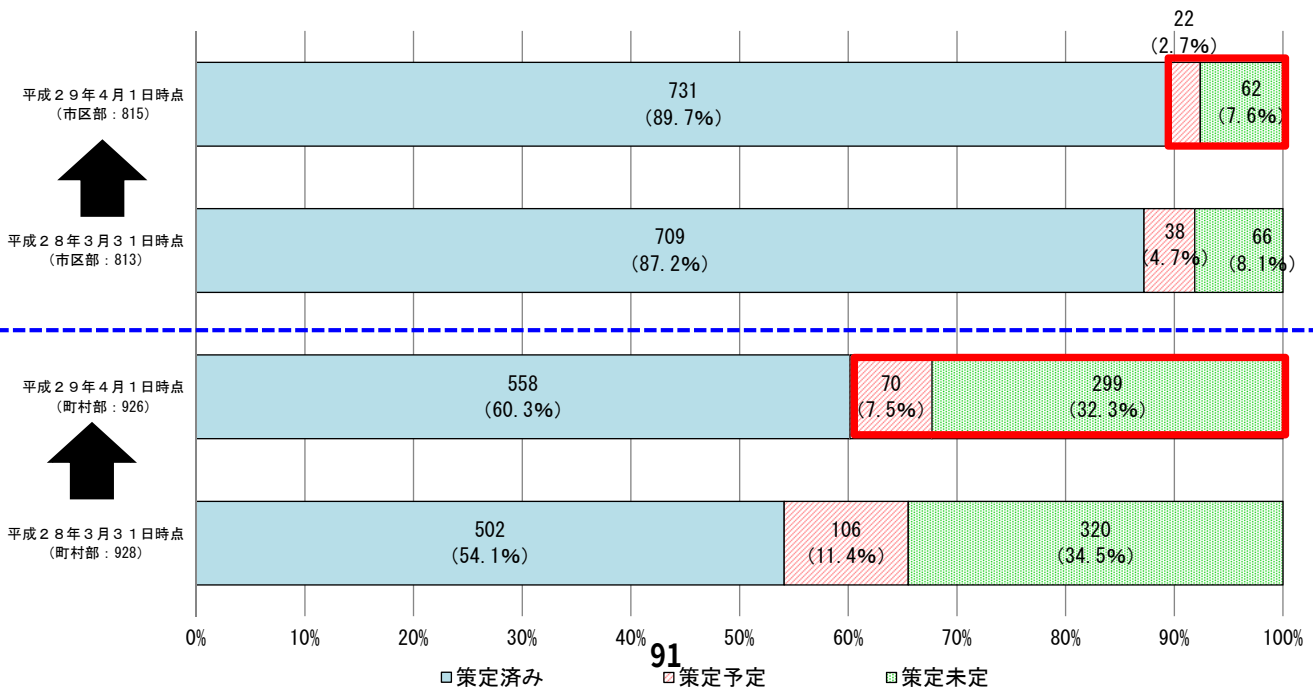
- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,289市町村(74.0%)となり、前回調査と比較して4.4ポイント増加した。

市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



<市区別・町村部別の策定状況>

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は2.5ポイント、町村部は6.2ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(89.7%)と町村部(60.3%)の間には依然として約1.5倍の差が生じている。



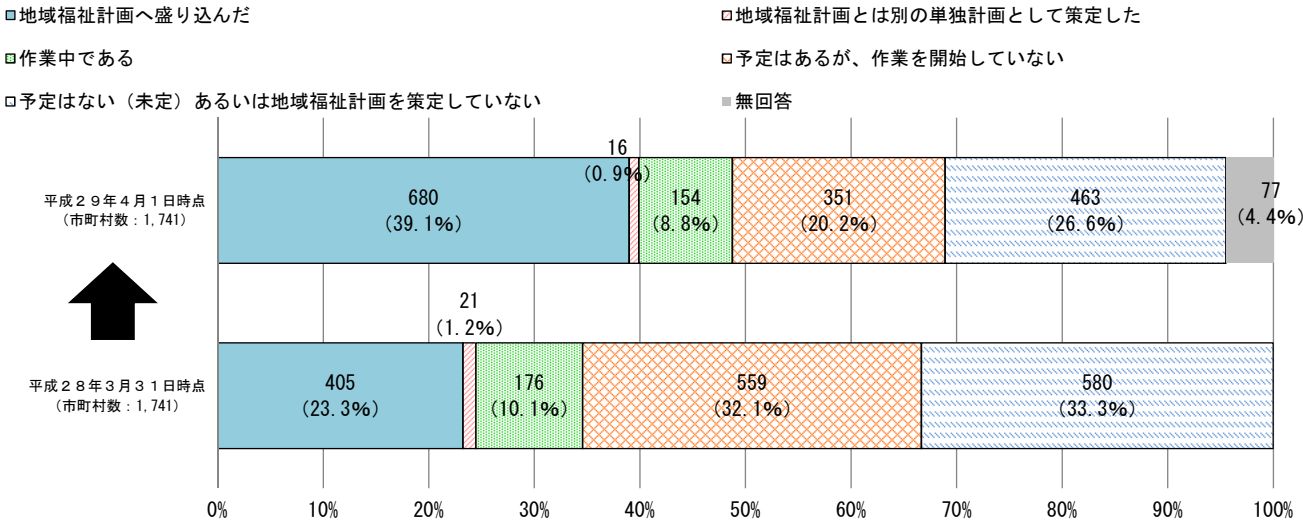
<市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

○ 全1,741市町村のうち、680市町村(39.1%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して15.8ポイント増加した。

○ 「別の単独計画として策定した」16市町(0.9%)、「作業中である」154市町村(8.8%)を合わせると48.8%になる。

全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答



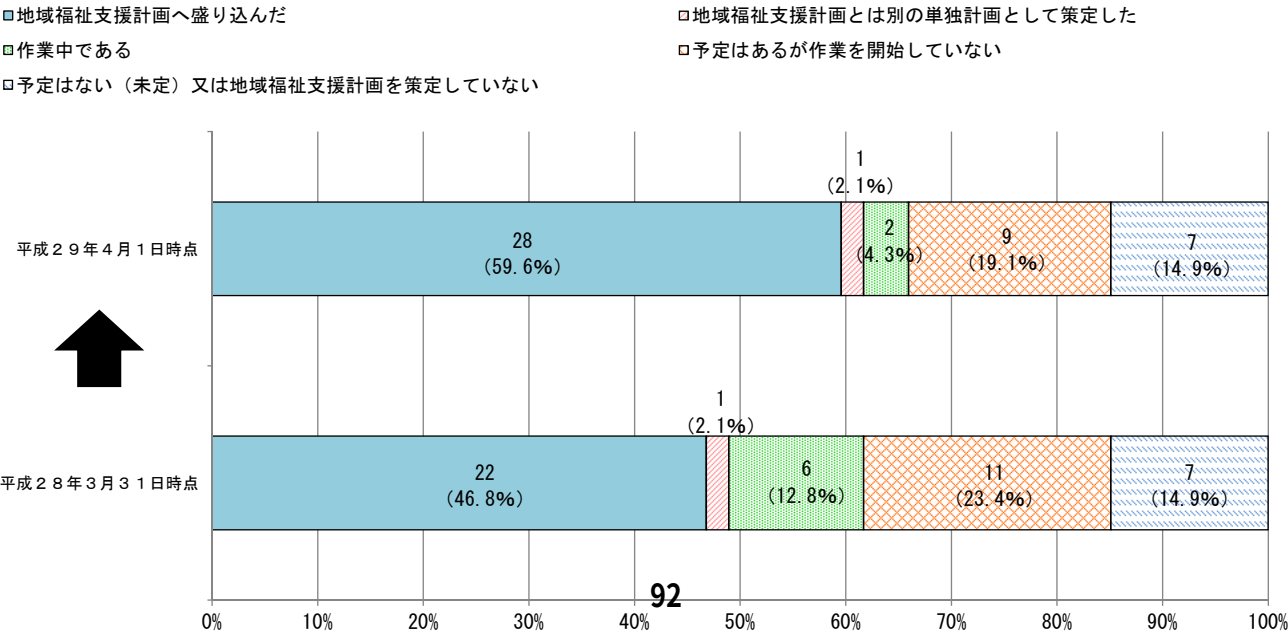
<都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

○ 全47都道府県の約6割が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。

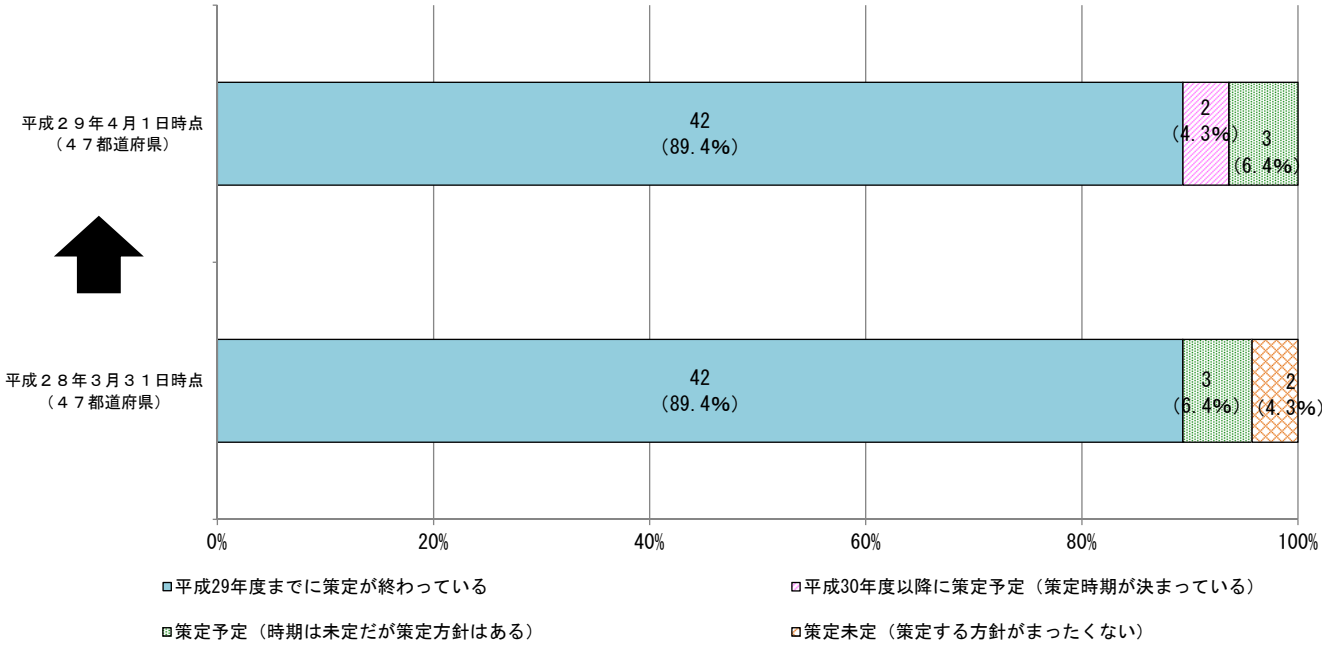
○ 一方で、16府県(34.0%)が「予定はあるが作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答している。

全47都道府県の回答



<都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

- 「策定済み」は42道府県(89. 4%)で、前回調査と変わっていない。
- 「策定予定」が増え、「策定未定(策定する方針がまったくない)」がなくなっている。



地域福祉計画未策定の市町村

平成29年4月1日時点

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
北海道	89	小樽市 夕張市 芦別市 赤平市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 新篠津村 松前町 知内町 木古内町 森町 長万部町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 せたな町 二セコ町 喜茂別町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 積丹町 古平町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 沼田町 当麻町 愛別町 占冠村 和寒町 美深町 音威子府村 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 浜頓別町 豊富町 礼文町 利尻富士町 幌延町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 厚真町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 えりも町 音更町 鹿追町 更別村 池田町 豊頃町 陸別町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 羅臼町 中川町 猿払村
青森県	15	弘前市 鯉ヶ沢町 深浦町 田舎館村 板柳町 鶴田町 野辺地町 六戸町 六ヶ所村 東通村 風間浦村 佐井村 三戸町 五戸町 新郷村
岩手県	6	陸前高田市 釜石市 山田町 普代村 軽米町 九戸村
宮城県	16	塩竈市 白石市 名取市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 亘理町 山元町 松島町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町
秋田県	12	能代市 大館市 北秋田市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 羽後町 東成瀬村
山形県	7	南陽市 大石田町 金山町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
福島県	29	喜多方市 相馬市 二本松市 桑折町 大玉村 下郷町 檜枝岐村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 三島町 金山町 昭和村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 塙町 三春町 広野町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 新地町 飯舘村
茨城県	1	八千代町
栃木県	4	益子町 茂木町 塩谷町 高根沢町
群馬県	13	神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 長野原町 草津町 高山村 東吾妻町 川場村 昭和村 玉村町 板倉町 上野村
埼玉県	3	蕨市 春日部市 宮代町
千葉県	22	銚子市 館山市 勝浦市 八千代市 富津市 八街市 南房総市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
東京都	10	台東区 江東区 渋谷区 荒川区 葛飾区 昭島市 利島村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村
神奈川県	3	横須賀市 大磯町 清川村
新潟県	9	小千谷市 加茂市 見附市 五泉市 田上町 阿賀町 出雲崎町 湯沢町 刈羽村
富山県	3	舟橋村 立山町 朝日町
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	1	山中湖村
長野県	39	小諸市 駒ヶ根市 飯山市 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 売木村 中川村 宮田村 高森町 阿智村 平谷村 下條村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 王滝村 麻績村 朝日村 筑北村 山形村 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 木島平村 野沢温泉村 小川村 佐久穂町
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	16	一宮市 犬山市 常滑市 江南市 清須市 弥富市 東郷町 大口町 扶桑町 大治町 飛島村 南知多町 美浜町 設楽町 東栄町 豊根村
三重県	12	尾鷲市 熊野市 木曽岬町 菰野町 朝日町 川越町 明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 紀北町
滋賀県	2	豊郷町 甲良町
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	9	多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町
奈良県	25	大和高田市 天理市 桜井市 五條市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 十津川村 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 広陵町 河合町 下市町 黒滝村 野迫川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県	5	美浜町 那智勝浦町 太地町 北山村 串本町
鳥取県	5	三朝町 北栄町 日南町 日野町 江府町
島根県	1	知夫村
岡山県	12	岡山市 総社市 高梁市 備前市 赤磐市 浅口市 和気町 里庄町 新庄村 鏡野町 勝央町 吉備中央町

都道府県名	未策定自治体数	内訳
広島県	8	呉市 三次市 安芸高田市 熊野町 坂 町 北広島町 世羅町 神石高原町
山口県	2	山陽小野田市 上関町
徳島県	8	上勝町 石井町 神山町 牟岐町 藍住町 上板町 鳴門市 北島町
香川県	2	多度津町 まんのう町
愛媛県	10	八幡浜市 西条市 大洲市 東温市 上島町 松前町 砥部町 伊方町 松野町 鬼北町
高知県	0	
福岡県	2	豊前市 大木町
佐賀県	0	
長崎県	6	時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町
熊本県	0	
大分県	1	別府市
宮崎県	0	
鹿児島県	25	枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 霧島市 いちき串木野市 奄美市 南九州市 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 中種子町 南種子町 屋久島町 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 伊仙町 和泊町 与論町
沖縄県	19	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 北谷町 西原町 与那原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 北大東村 伊平屋村 多良間村 竹富町 伊江村 南大東村 渡名喜村
合計	452	

民生委員協力員

- 民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手(将来の民生委員候補者)の発掘等を目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」を配置。

(実施事例)

- ・地域のサロン活動等に協力員が参加することで、準備等に時間をかけることができるようになり、サロン活動が充実するとともに、民生委員の負担軽減にもつながる。
- ・民生委員経験者に協力員を委嘱し、民生委員の欠員地区でのサポートをするとともに、新任民生委員が困った時にアドバイスすることで、新任民生委員に安心感を与える。
- ・退任することが分かっている民生委員の後任候補者を協力員に委嘱し、民生委員とともに活動する中で、民生委員の役割等を学習。協力員を経験後、民生委員に就任。

※協力員の配置人数、委嘱者、活動内容、活動費等は自治体によって異なる。

子ども民生委員

- 小学生等を対象に、民生委員の役割等に関する授業を行い、「子ども民生委員」に委嘱。民生委員と一緒に一人暮らしの高齢者の訪問や見守り活動などを実施。
子どもが地域の高齢者について考える機会になっているとともに、民生委員のことを知ってもらいきっかけにもなっている。

行政のサポート

- 民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者(課長補佐以上)を庁内関係各課に置き、その者の指示により関係各課の担当者は、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、サポート体制を構築。

(大分市の民生委員サポート体制)

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

平成30年度予算案：190億円の内数
(平成29年度予算：200億円の内数)

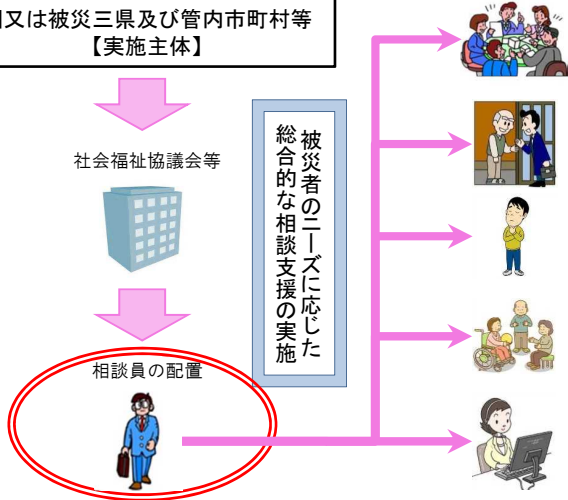
- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

国又は被災三県及び管内市町村等
【実施主体】

社会福祉協議会等

被災者のニーズに応じた
総合的な相談支援の実施

相談員の配置



① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。

② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。

③ 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。

④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。

⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援

→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

(参考) 被災者支援総合交付金
30年度予算案 190億円【復興】
(29年度予算額 200億円)

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ① 被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ② 避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ① 被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・県外避難者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

③仮設住宅サポート拠点運営事業

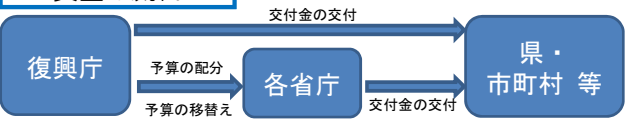
IV. 被災地における健康支援

④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



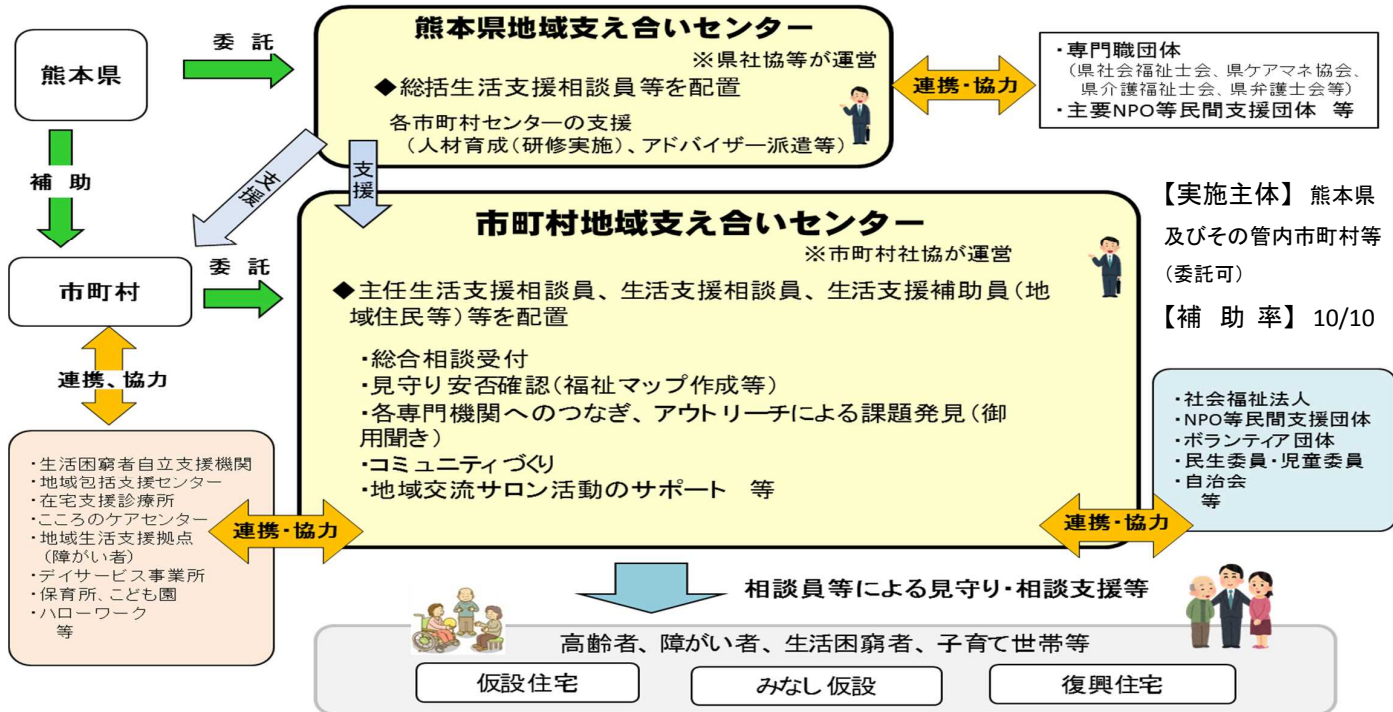
期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業について

平成30年度予算案 7.5億円
(平成29年度予算 7.5億円)

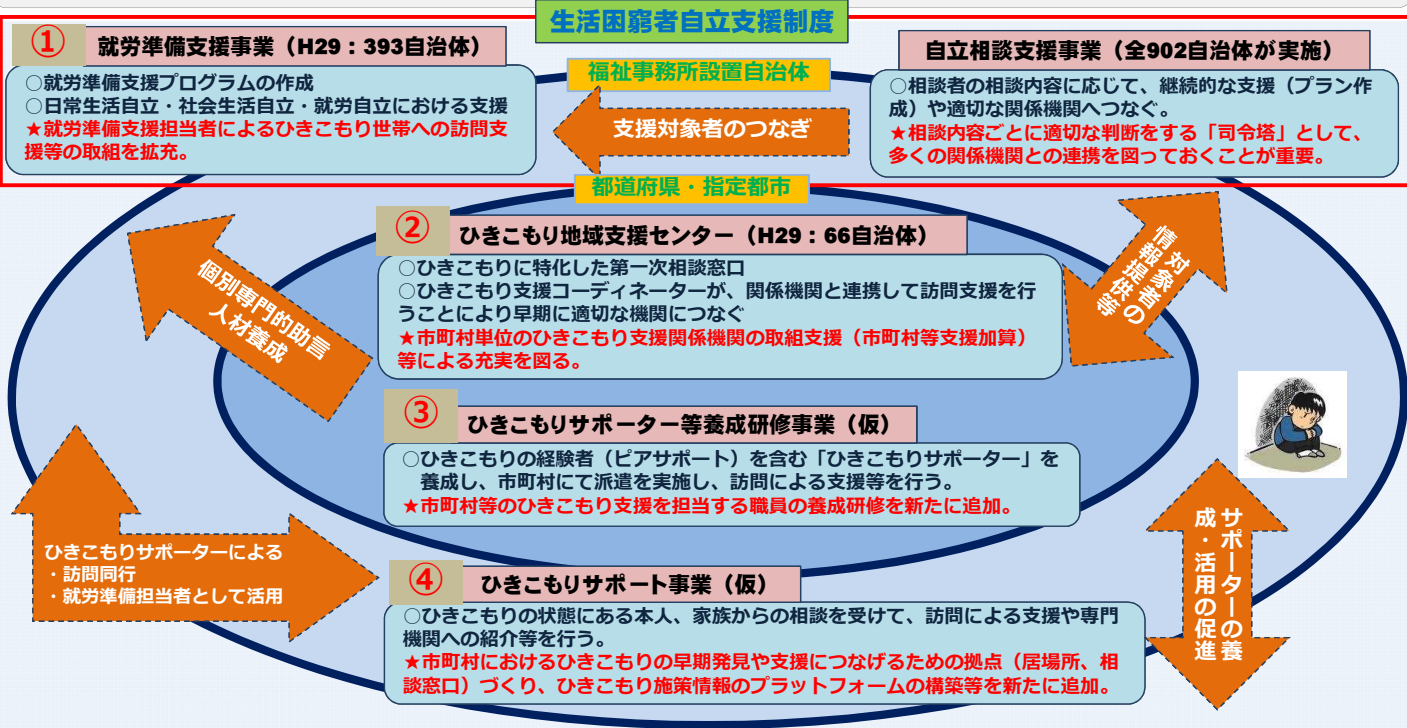
被災者は仮設住宅に入居するなど、依然として被災前とは大きく異なった環境に置かれている。
 ついては、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会の提供等を行い、被災者に対する総合的な支援体制を推進する。



就労準備支援・ひきこもり支援の充実

(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業/(2) ひきこもり対策推進事業の強化

- ◇ 30年度予算案において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算案： 5.3億円

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

【市町村バックアップ機能強化】

※主として都道府県センターを想定

- ・関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定カンファレンスへの助言等
- ・ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言

【訪問支援体制強化】

- ・困難ケースへの訪問支援
- ・相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的实施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ひきこもりサポーター養成研修

- ・ひきこもりサポーター養成研修
- ・市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
※本要綱案は平成３０年３月１日時点の案であり、今後変更があり得る。	
1 目的 本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。 2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業 （１）目的 本事業は、各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等（以下「対象者」という。）からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものである。 また、関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。 （２）実施主体 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。 ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。 （３）事業内容 ア 相談支援 対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行う。 また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者への支援の状況を把握するとともに、適切な支援方法について検討を行う。 イ 連絡協議会の設置 対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を確保する。 なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。	1 目的 本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。 2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業 （１）目的 本事業は、各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。 本センターには、「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものである。 また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。 （２）実施主体 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。 ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。 （３）事業内容 ア ひきこもりの状態にある本人や家族等（以下「対象者」という。）からの相談 対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものとする。 また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。 イ 連絡協議会の設置 対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、地域の既存の社会資源（医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関）からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。 なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
ウ 情報発信 リーフレットやホームページの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター及び地域の関係機関、関係事業等、<u>利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関に関する情報を住民に分かりやすく発信する。</u> エ ひきこもり支援関係機関及び市町村への後方支援 <u>生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業者等ひきこもり支援を行う関係機関（以下「ひきこもり支援関係機関」という。）や市町村において、ひきこもり支援が効果的に実施できるよう、助言や相談対応等を行い、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化を図る。</u> オ その他の事業 上記アからエまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を必要に応じて実施する。 （４）実施体制 ア ひきこもり支援コーディネーターの配置 センター１か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを２名以上配置するものとし、このうち専門職を１名以上配置するものとする。 専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談業務等を行うことのできる者とする。 イ 訪問相談支援員の加配 <u>ひきこもりの長期化や高齢化等、困難ケースへの対応を含めた訪問支援を強化するため、アに加えて、訪問相談支援員を置くことができる。なお、訪問相談支援員はひきこもり支援に経験及び知識を有する者とする。</u> ウ 市町村等支援員の加配 <u>ひきこもり支援関係機関及び市町村への後方支援の機能を発揮するため、アに加えて、ひきこもり支援機関の従事者や市町村の職員に対して、ひきこもり支援（ひきこもりサポーター派遣を含む）に関する助言や相談対応等を行う市町村等支援員を置くことができる。なお、市町村等支援員はひきこもり支援に経験及び知識を有する者とする。</u> エ センターの開所日 原則、週５日以上、１日８時間、週４０時間を目安として開所すること。 （５）実施上の留意事項 （ア）秘密の保持（個人情報の取扱い） 本事業の実施に携わる職員は、<u>対象者の</u>プライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務	ウ 情報発信 リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用及び地域の関係機関、関係事業の広報、周知を行う等、ひきこもり対策に関する情報発信に努める。 （創設） エ その他の事業 上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を必要に応じて実施する。 （４）実施体制 ア ひきこもり支援コーディネーターの配置 センター１か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを２名以上配置するものとし、このうち専門職を１名以上配置するものとする。 専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談業務等を行うことのできる者とする。 （創設） （創設） イ センターの開所日 原則、週５日以上、１日８時間、週４０時間を目安として開所することとする。 （５）実施上の留意事項 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に<u>対象者</u>の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、<u>対象者</u>の了承を得ておくものとする。 また、<u>対象者</u>の同意が得られない場合等は、<u>対象者</u>と十分相談の上、情報を取り扱うこと。 <u>（イ）市区町村との連携</u> <u>ひきこもり支援関係機関に関する情報収集や発信にあたっては、市区町村と連携を図ること。</u> 3 <u>ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業</u> <u>（１）目的</u> 本事業は、<u>ひきこもり支援が適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図ることを目的とする。</u> <u>（２）実施主体</u> 実施主体は、<u>都道府県</u>とする。 <u>ただし、ひきこもりサポーター養成研修を行う場合は、市区町村も実施主体となることができる。</u> <u>なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</u> <u>（３）事業内容</u> 事業の内容は、次に掲げるものとする。 ア <u>ひきこもり支援従事者養成研修</u> <u>実施主体は、ひきこもり支援を担当する市町村の職員やひきこもり支援関係機関の従事者等に対し、支援に必要な知識及び技術等を修得させる「ひきこもり支援従事者養成研修」を行う。</u> イ <u>ひきこもりサポーター養成研修</u> 実施主体は、対象者に対する訪問支援等（ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。	上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。 また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。 3 ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業 （１）目的 本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」（以下「サポーター」という）を養成、派遣し、地域に潜在するひきこもりの状態にある者を早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりの状態からの早期回復を目指す。 また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な訪問支援により、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。 （２）ひきこもりサポーター養成研修事業 ア 実施主体 実施主体は、都道府県又は市区町村とする。 ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。 イ 事業内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 （ア）養成研修 実施主体は、ひきこもりの状態にある本人や家族等に対する訪問支援等（ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。 （イ）サポーター登録、名簿管理

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<u>（４）実施上の留意事項</u> ア 秘密の保持（個人情報の取扱い） 本事業の実施に携わる職員は、研修修了者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。 イ <u>研修内容</u> <u>研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成 22 年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。</u> <u>また、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも努めること。</u> ウ <u>サポーター登録及び名簿管理</u> <u>ひきこもりサポーター（以下「サポーター」という。）の研修修了者等を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。</u> <u>同意は、サポーターとして登録された者の個人情報が 3 の（３）のウ「ひきこもりサポーター派遣」を実施する市区町村（実施予定を含む）に提供される旨を十分説明した上で、署名（様式は各実施主体で作成）によること。</u> サポーター名簿の管理につき、市区町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。 3 <u>ひきこもりサポート事業</u> <u>（１）目的</u> <u>管内において利用可能なひきこもり支援に関する相談窓口や支援機関の情報発信及び、早期発見や自立支援につなげるための関係機関とのネットワークづくりや支援拠点づくり、サポーターの派遣を通じて、ひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもりの状態にある本人の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図ることを目的とする。</u> <u>（２）実施主体</u>	研修修了者等を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名（様式は各実施主体で作成）によることとする。 当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定含む）へ提供し、派遣調整の際に活用する。 ウ 実施上の留意事項 （ア）秘密の保持（個人情報の取扱い） 本事業の実施に携わる職員は、研修修了者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。 また、研修修了者等にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定を含む）に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。 （イ）養成研修 養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成 22 年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。 なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮すること。 （ウ）市区町村との連携 サポーター名簿の管理につき、市区町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。 また、市区町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等その他、市区町村に技術的助言や指導を実施し、支援体制の充実を図る。 （３）ひきこもりサポーター派遣事業 ア 実施主体

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
実施主体は、市区町村とする。 <u>ただし、サポーターを派遣する場合は、都道府県を実施主体とすることもできる。</u> なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託又は補助することができる。 （３）事業内容 <u>本事業は、アからウまでの中から、地域の実情に応じて、全部又は一部を実施するものとする。ただし、アについては、必ず実施しなければならない。</u> <u>ア 利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信</u> <u>実施主体は、対象者等が、ひきこもりに関してどこに相談したらよいのか分かるよう、管内において利用可能なひきこもり支援に関する相談窓口やひきこもり支援関係機関の情報を集約し、その情報をホームページや広報誌等の媒体を活用し、住民に分かりやすく発信する。</u> <u>イ 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり</u> <u>実施主体は、ひきこもりの早期発見や自立支援につなげるため、ひきこもり支援関係機関とのネットワークづくりや、対象者が安心して参加できる居場所の提供や社会参加に向けた活動への支援、参加者等からの相談対応などを行う。</u> <u>ウ サポーター派遣</u> <u>実施主体は、対象者への支援にあたって、サポーターによる支援が効果的であると考えられる場合であって、対象者がサポーターによる支援を希望する場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。</u> <u>なお、イの支援拠点又はひきこもり支援関係機関からひきこもり支援に関する協力依頼(例えば、家庭に訪問する際の同行や支援拠点の運営の手伝いなど)があった場合、サポーターを派遣しても差し支えない。</u> （４）実施上の留意事項 ア （３）のア関係 <u>ひきこもり支援関係機関に関する情報収集や発信にあたっては、センターと連携を図ること。</u> イ （３）のイ関係 <u>団体に委託や補助する場合、（３）のアで住民に情報発信されるひきこもり支援関係機関に含まれるなど、当該団体が管内において利用可能な関係機関に位置付けられていること。また、必要に応じて、効果的な支援が行われるよう、助言や指導等を行うこと。</u>	実施主体は、市区町村とする。 ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。 イ 事業内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。 （ア）ひきこもりサポーター派遣 実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。 なお、対象者から派遣の中止又は終了の希望が示された場合には、速やかに中止又は終了する。 また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの状態にある者の早期の発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。

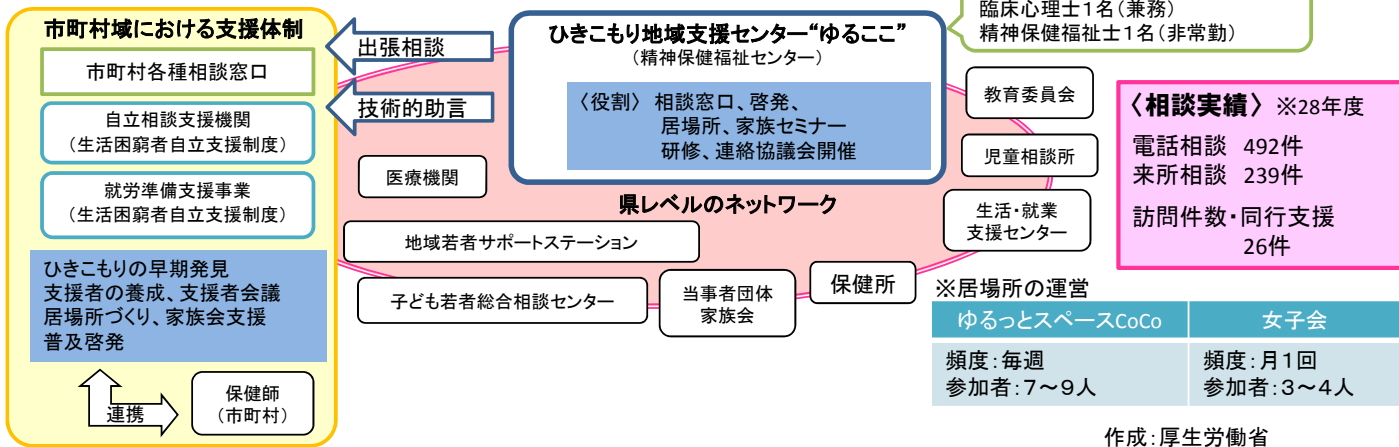
ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<u>ウ （３）のウ関係</u> （ア）<u>サポーター名簿管理</u> 実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修」の実施主体等からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。 （イ）<u>サポーター派遣調整、助言及び指導</u> 対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。 派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得ること。 サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行うこと。 なお、対象者から派遣の中止又は終了の希望が示された場合には、速やかに中止又は終了する。 （ウ）事故等への対応 <u>サポーター派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくこと。</u>	（イ）名簿管理 実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体等からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。 名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこもりサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。 （ウ）派遣調整、助言及び指導 対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。 サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行き、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要に応じてサポーターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。 ウ 実施上の留意事項 （ア）派遣時の同意 本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。 （イ）事故等への対応 派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。

ひきこもり地域支援体制の事例（熊本県）

- 熊本県は、ひきこもり地域支援センターが、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（県内のすべての市町村に設置）と連携し、ひきこもり者や家族への相談支援やひきこもり支援に関する技術的助言を実施。ひきこもり期間が長期化したり、障害や疾患が疑われる場合は、市町村の保健師等との連携を推進。
- 同制度の就労準備支援事業も全県下を対象に実施しており、ひきこもり者への支援において連携した支援を実施。
- 県社会福祉協議会と連携し、県内の自立相談支援機関や精神保健福祉分野の相談支援従事者等を対象に、「ひきこもり支援」等について研修を実施。
- 居場所を毎週開設（平成28年度から女子会も開設）し、市町村単位でも家族交流会や居場所づくりを推進。
- 10か所の保健所圏域ごとに年20回の出張相談会を実施。

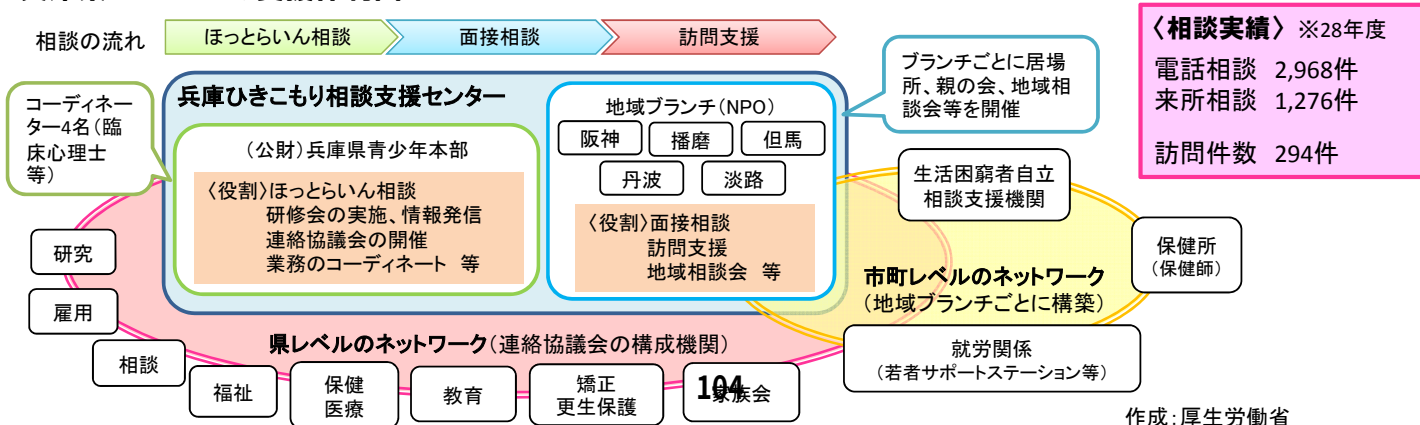
熊本県のひきこもり支援体制図



ひきこもり地域支援体制の事例（兵庫県）

- 兵庫県は、「兵庫ひきこもり相談支援センター」として、ひきこもり者や家族からの電話相談窓口「ほっとらいん相談」を（公財）兵庫県青少年本部で実施するほか、県内5箇所ですひきこもり支援を行うNPO法人に「地域ランチ」として委託し運営している。
- ほっとらいん相談や地域ランチに寄せられた相談のうち、面接での相談が適切なケースについては予約制で面接相談を実施している。訪問支援については、必要に応じて地域ランチが実施している。
- 連絡協議会では、代表者会を年1回、実務者会（研修会）を年4回開催し、県レベルでの支援連携ネットワークを構築するとともに、地域ランチでは、市町レベルでの地域連携ネットワークを構築している。
- 地域ランチでは、地域相談会を開催し、ひきこもり者や家族、地域の支援者へ情報提供するとともに、個別相談会を実施している。また、ランチでは、「居場所」や「親の会」等を設置しているところもあり、それぞれ特長のある取組を実施している。

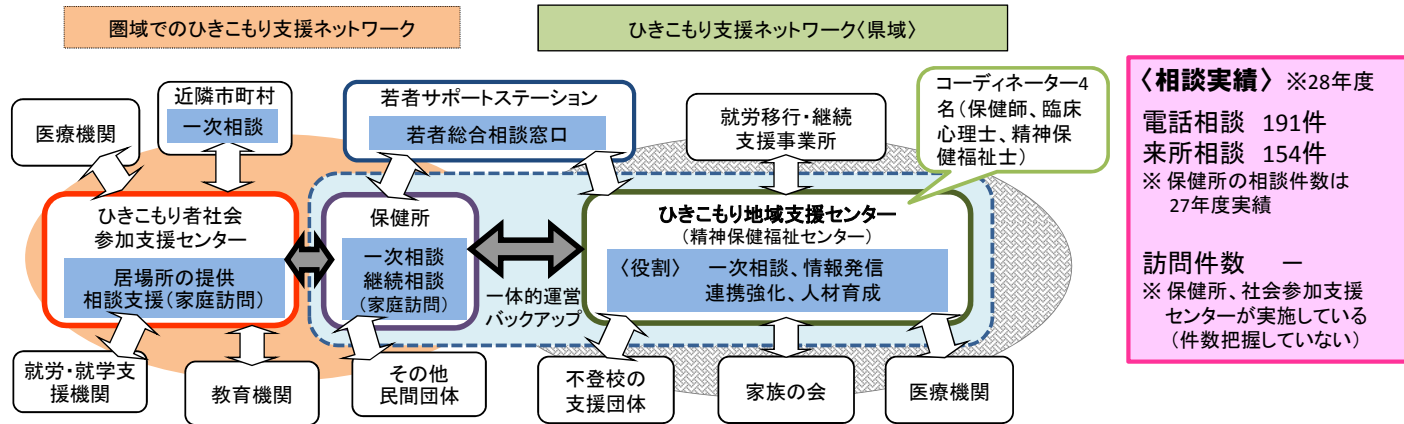
兵庫県のひきこもり支援体制図



ひきこもり地域支援体制の事例（和歌山県）

- 和歌山県は、保健所と精神保健福祉センターを一体的に「ひきこもり地域支援センター」として運用しており、精神保健福祉センターは保健所やひきこもり者社会参加支援センターのバックアップ機能も担っている。
- 各市町村に、ひきこもりに関する一次相談および継続相談機能を位置づけるように求めている。
- さらに、ひきこもり者に対する居場所の提供、相談支援（家庭訪問）、就労支援等を行うことにより、ひきこもり者の社会参加を支援するために、県内4市に「ひきこもり者社会参加促進センター」を設置している。（保健所設置7圏域中、4圏域に設置）
- 県内に3箇所ある若者サポートステーションが、県の若者総合相談窓口「With You」を受託しており、若者の総合相談窓口としてひきこもりの相談も受けている。

和歌山県のひきこもり支援体制図

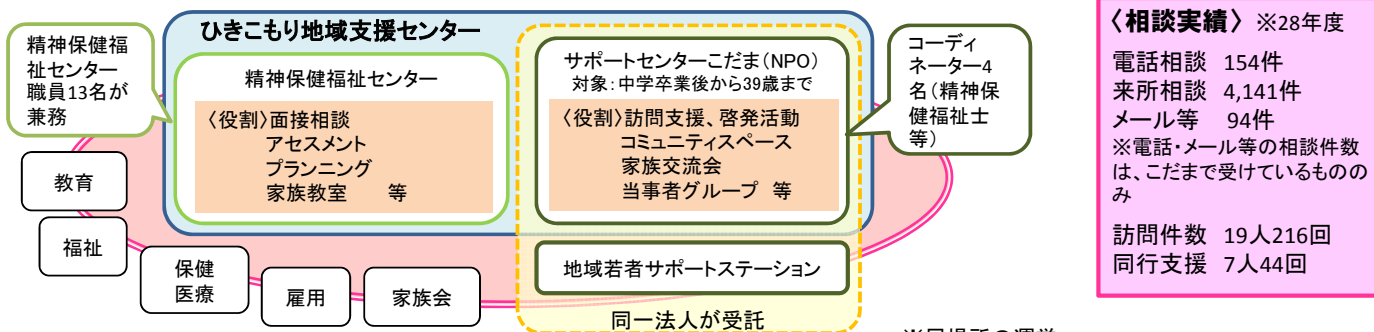


作成：厚生労働省

ひきこもり地域支援体制の事例（浜松市）

- 浜松市は、精神保健福祉センター（以下、センター）とNPO法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会（E-JAN）が官民協働により、一体的に「ひきこもり地域支援センター」を運営している。
- 精神保健福祉センターでは、主に家族および当事者の面接相談、教育研修として家族教室や支援者研修を実施している。E-JANは、「ひきこもりサポートセンターこだま」（以下、こだま）として、訪問支援および居場所支援、啓発事業を中心に実施している。
- 職員の専門性を確保するために、センターでは週1回程度、センターとこだま合同で月1回程度の割合で事例検討会を開催している。関係機関に対しては、年1回支援者向けの研修会を実施している。
- 2つの居場所を運営しており、合計月16回程度開催している。

浜松市のひきこもり支援体制図



※居場所の運営

支援の段階	相談発見・誘導期	参加期	自立期
支援の流れ	訪問支援	居場所支援	社会体験事業

ゆきかき	こだま
頻度：月2回 参加者：10人	頻度：月14回程度 参加者：10～20人

作成：厚生労働省

寄り添い型相談支援事業 コール実績（相談内容別）

単位：件

	平成27年度	平成28年度	内訳	
			内訳	
			被災地以外全国	被災地
生活の悩み全般	8,907,969 (76.8%)	8,635,859 (77.1%)	8,283,996 (78.0%)	351,863 (60.8%)
自殺予防の相談	1,439,236 (12.4%)	1,368,941 (12.2%)	1,257,285 (11.8%)	111,656 (19.3%)
性暴力やDVなどの女性の 相談	568,040 (4.9%)	565,635 (5.0%)	516,992 (4.9%)	48,643 (8.4%)
外国語による相談	50,700 (0.4%)	42,300 (0.4%)	37,729 (0.4%)	4,571 (0.8%)
セクシャルマイノリティの方のた めの相談	376,358 (3.2%)	310,654 (2.8%)	299,477 (2.8%)	11,177 (1.9%)
広域避難者支援	49,994 (0.4%)	47,614 (0.4%)	47,614 (0.4%)	—
被災地若年女性支援 ※平成27年度～	7,020 (0.1%)	20,858 (0.2%)	—	20,858 (3.6%)
その他	208,300 (1.8%)	211,809 (1.9%)	181,441 (1.7%)	30,368 (5.2%)
合計	11,607,617	11,203,670	10,624,534	579,136

※その他はエラーコール数である。
(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話ができた数(接続完了数)は、平成28年度全国ベースで 243,217件である。

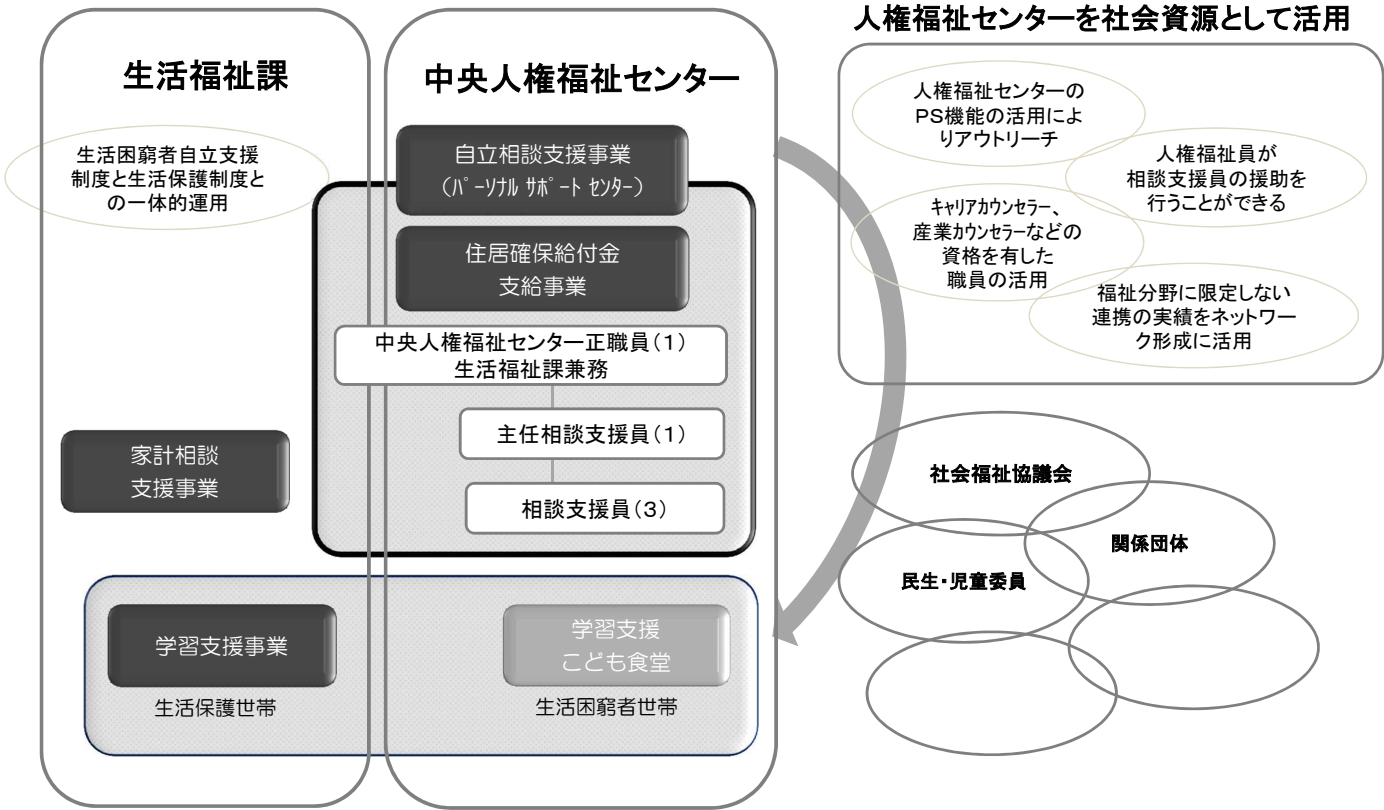
平成28年度寄り添い型相談支援事業 コール実績（都道府県別）

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	482,781	大阪府	752,195
青森県	85,965	京都府	216,684
秋田県	59,506	滋賀県	123,441
岩手県	82,155	奈良県	93,490
宮城県	352,231	和歌山県	33,866
山形県	191,886	兵庫県	305,823
福島県	137,575	岡山県	222,302
新潟県	271,550	広島県	322,232
長野県	100,213	島根県	131,222
群馬県	208,777	鳥取県	20,759
栃木県	236,181	山口県	99,897
茨城県	399,136	香川県	96,514
東京都	1,413,858	徳島県	69,365
神奈川県	665,348	高知県	33,225
千葉県	494,607	愛媛県	84,487
埼玉県	625,855	福岡県	303,632
山梨県	58,711	佐賀県	26,168
愛知県	708,094	長崎県	140,019
静岡県	415,907	熊本県	177,218
岐阜県	105,266	大分県	115,300
三重県	181,331	宮崎県	120,684
富山県	156,535	鹿児島県	112,704
石川県	63,606	沖縄県	60,698
福井県	41,813	その他	2,858
106		合 計	11,203,670

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話ができた数(接続完了数)は、平成28年度全国ベースで 243,217件である。

鳥取市の生活困窮者自立支援事業の全体像



成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- (預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ー 制度開始時・開始後における身上保護の充実ー	○高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。 ○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を<u>家庭裁判所が選任</u>できるようにするための仕組みを検討する。 ○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。 ○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。 ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築 ○<u>地域連携ネットワークの基本的仕組み</u> ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備) ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備) →<u>地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。</u> ◎<u>地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等</u> ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ・利用促進(マッチング)機能 ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等) ・不正防止効果 ◎<u>中核機関の設置・運営形態</u> ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討) ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置) ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ー 安心してできる環境整備ー	○<u>現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)</u>を検討する。 ○<u>今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討</u>する。 ○移行型任意後見契約における不適切事例については、<u>地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討</u>する。
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	○<u>任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。</u> ○<u>成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討</u>する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い) ○<u>市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。</u>
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	○<u>市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等</u> ○<u>都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等</u> ○<u>国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など</u> ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	○<u>医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討</u>する。
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	○<u>成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。</u>
(8) 死後事務の範囲等	○平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成29年12月)

【平成27年度・平成28年度】

- 施行後2年間での新規相談受付件数は、約45万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約12.2万件。
- 包括的な支援の提供により、約6.1万人が就労・増収につながった。

【平成29年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後2年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 りに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

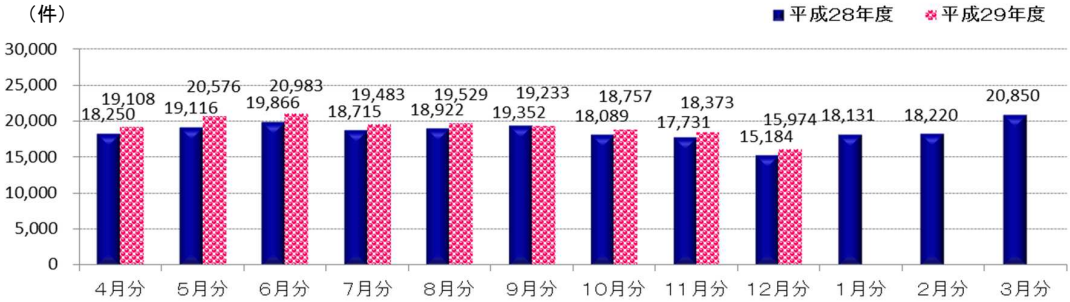
年度		新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率
			人口10万人あたり		人口10万人あたり	(①)	人口10万人あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	(②+③)／①
H27		226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28		222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	4月分	19,108	14.9	5,745	4.5	2,622	2.0	2,123	1,479	502	352	70%
	5月分	20,576	16.1	6,200	4.8	2,794	2.2	2,094	1,509	493	325	66%
	6月分	20,983	16.4	6,364	5.0	2,834	2.2	2,285	1,595	595	394	70%
	7月分	19,483	15.2	5,959	4.7	2,733	2.1	2,197	1,615	518	356	72%
	8月分	19,529	15.2	6,002	4.7	2,629	2.1	2,083	1,501	538	368	71%
	9月分	19,233	15.0	6,008	4.7	2,701	2.1	2,179	1,586	528	379	73%
	10月分	18,757	14.6	5,932	4.6	2,633	2.1	2,174	1,562	528	345	72%
	11月分	18,373	14.3	5,648	4.4	2,465	1.9	2,097	1,513	503	350	76%
	12月分	15,974	12.5	5,444	4.3	2,457	1.9	2,053	1,510	500	354	76%
合計		172,016	14.9	53,302	4.6	23,868	2.1	19,285	13,870	4,705	3,223	72%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

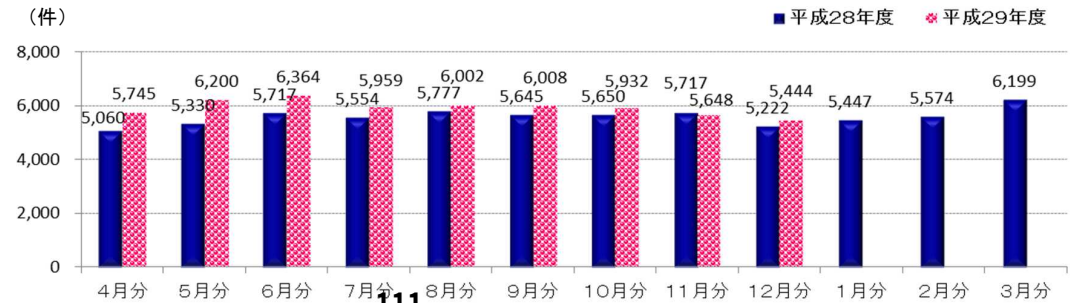
生活困窮者自立支援制度の施行状況(全国的な状況)

- 新規相談受付件数について、平成28年度は1年間で約22万2千件、平成29年度は12月までの9ヶ月で約17万2千件の相談があった。
- そのうち、平成28年度においては約6万7千件、平成29年度は12月までに約5万3千件が、継続した支援が必要とされ、それぞれの支援対象者に応じたプランに基づき、支援が進められているなど、着実に本制度が実施されてきている。

新規相談受付件数
平成28年度
222,426件
平成29年度
172,016件 (4月～12月)



プラン作成件数
平成28年度
66,892件
平成29年度
53,302件 (4月～12月)



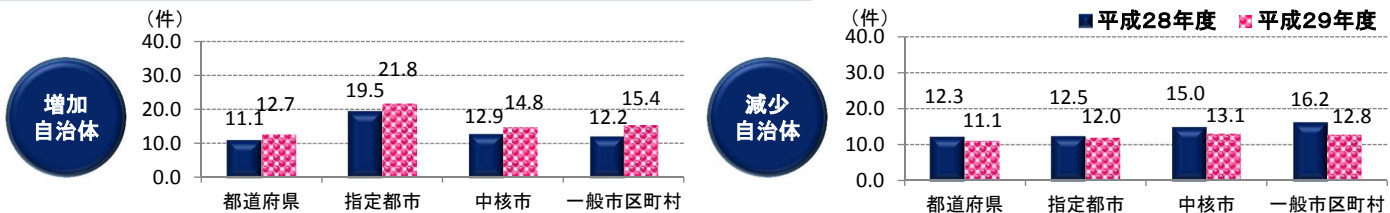
※平成28年度、平成29年度支援状況調査より(平成29年度実績は4月～12月実績)。

生活困窮者自立支援制度の施行状況(自治体規模別の状況)

○新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月あたり)は、都道府県を除く自治体区分において、平成28年度に比べて実績が伸びている自治体の割合が高い。全体平均では平成28年度よりも実績が伸びている(14.5件→15.2件)。
○プラン作成件数及び就労支援対象者数については、いずれの自治体においても、平成28年度に比べて実績が伸びている自治体の割合が低い。全体平均では平成28年度よりも件数及び人数は伸びている。

区分	自治体数	前年度からの実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)						プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)						就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)					
			H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数		H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数		H27年度→H28年度		H28年度→H29年度		件数	
			自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度	自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度	自治体数	占有率	自治体数	占有率	H28年度	29年度
都道府県	45	増加	24	53.3%	21	46.7%	11.1	12.7	33	73.3%	22	48.9%	3.7	4.7	28	62.2%	21	46.7%	1.3	1.7
		減少	21	46.7%	24	53.3%	12.3	11.1	12	26.7%	23	51.1%	4.0	3.5	17	37.8%	24	53.3%	1.6	1.7
		合計	45	100.0%	45	100.0%	11.6	12.0	45	100.0%	45	100.0%	3.8	4.2	45	100.0%	45	100.0%	1.5	1.7
指定都市	20	増加	9	45.0%	14	70.0%	19.5	21.8	17	85.0%	13	65.0%	9.6	10.9	14	70.0%	9	45.0%	1.6	2.6
		減少	11	55.0%	6	30.0%	12.5	12.0	3	15.0%	7	35.0%	3.9	3.4	6	30.0%	11	55.0%	2.5	2.6
		合計	20	100.0%	20	100.0%	17.7	19.3	20	100.0%	20	100.0%	7.7	8.4	20	100.0%	20	100.0%	2.2	2.6
中核市	48	増加	21	43.8%	34	70.8%	12.9	14.8	32	66.7%	26	54.2%	3.8	4.6	29	60.4%	23	47.9%	1.6	2.0
		減少	27	56.3%	14	29.2%	15.0	13.1	16	33.3%	22	45.8%	3.3	2.4	19	39.6%	25	52.1%	1.7	1.7
		合計	48	100.0%	48	100.0%	13.4	14.3	48	100.0%	48	100.0%	3.6	3.5	48	100.0%	48	100.0%	1.6	1.8
一般市区町村	789	増加	287	36.4%	417	52.9%	12.2	15.4	476	60.3%	410	52.0%	3.2	4.5	426	54.0%	351	44.5%	1.9	2.7
		減少	502	63.6%	372	47.1%	16.2	12.8	313	39.7%	379	48.0%	3.5	2.5	363	46.0%	438	55.5%	1.7	1.4
		合計	789	100.0%	789	100.0%	13.9	14.3	789	100.0%	789	100.0%	3.3	3.6	789	100.0%	789	100.0%	1.8	2.0
合計	902	増加	341	37.8%	486	53.9%	14.1	16.7	558	61.9%	471	52.2%	4.9	6.1	497	55.1%	404	44.8%	1.8	2.5
		減少	561	62.2%	416	46.1%	15.1	12.6	344	38.1%	431	47.8%	3.6	2.7	405	44.9%	498	55.2%	1.9	1.7
		合計	902	100.0%	902	100.0%	14.5	15.2	902	100.0%	902	100.0%	4.3	4.7	902	100.0%	902	100.0%	1.8	2.1

自治体区分別新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月あたり)の年度別比較



※平成27年度、28年度、29年度支援状況調査より(平成29年度実績は4月～11月実績の集計値)。

生活困窮者自立支援制度の施行状況(一般市区町村の状況)

○一般市区町村における新規相談受付件数は、いずれの人口規模においても、平成28年度に比べて実績が伸びている自治体の割合が高く、特に、50万人未満までの人口規模の自治体において、増加した自治体の割合が高くなっている。
○また、減少している自治体は平成28年度の実績がかなり高く、増加している自治体は平成28年度実績が低かったが、平成29年度は着実に増加している。(全体平均/増加自治体:12.2件→15.4件、減少自治体:16.2件→12.8件)

一般市区町村 人口規模	自治体数	前年度 からの 実績増減	新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)								プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月あたり)								就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月あたり)																																								
			H27年度→H28年度				H28年度→H29年度				件数		H27年度→H28年度				H28年度→H29年度				件数		H27年度→H28年度				H28年度→H29年度				件数																												
			自治体数		占有率		自治体数		占有率		H28年度	29年度	自治体数		占有率		自治体数		占有率		H28年度	29年度	自治体数		占有率		自治体数		占有率		H28年度	29年度																											
			増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少	増加	減少																													
15万人未満	675		増加	239	35.4%	348	51.6%	12.7	16.1	33	73.3%	22	48.9%	3.1	4.6	28	62.2%	21	46.7%	1.7	2.6	減少	436	64.6%	327	48.4%	15.6	12.4	12	26.7%	23	51.1%	3.7	2.6	17	37.8%	24	53.3%	2.1	1.4	合計	675	100.0%	675	100.0%	14.1	14.3	45	100.0%	45	100.0%	3.4	3.7	45	100.0%	45	100.0%	1.9	2.0
15万人以上 ～ 30万人未満	91		増加	36	39.6%	52	57.1%	12.0	14.4	17	85.0%	13	65.0%	3.5	4.6	14	70.0%	9	45.0%	2.0	2.5	減少	55	60.4%	39	42.9%	15.7	13.2	3	15.0%	7	35.0%	2.7	2.0	6	30.0%	11	55.0%	1.9	1.4	合計	91	100.0%	91	100.0%	13.6	13.9	20	100.0%	20	100.0%	3.2	3.4	20	100.0%	20	100.0%	1.9	1.9
30万人以上 ～ 50万人未満	14		増加	7	46.7%	10	71.4%	11.8	14.0	32	66.7%	26	54.2%	2.7	3.3	29	60.4%	23	47.9%	2.9	3.4	減少	8	53.3%	4	28.6%	30.8	18.9	16	33.3%	22	45.8%	4.6	3.8	19	39.6%	25	52.1%	1.3	0.9	合計	15	100.0%	14	100.0%	16.5	15.2	48	100.0%	48	100.0%	3.3	3.5	48	100.0%	48	100.0%	2.1	2.2
50万人以上 ～ 70万人未満	6		増加	3	50.0%	4	66.7%	12.5	15.5	476	60.3%	410	52.0%	3.0	4.0	426	54.0%	351	44.5%	2.1	2.9	減少	2	33.3%	2	33.3%	13.6	11.6	313	39.7%	379	48.0%	4.5	3.6	363	46.0%	438	55.5%	2.6	2.4	合計	5	100.0%	6	100.0%	12.9	14.3	789	100.0%	789	100.0%	3.9	3.7	789	100.0%	789	100.0%	2.5	2.5
70万人以上 ～ 90万人未満	3		増加	2	66.7%	3	100.0%	12.2	15.4	476	60.3%	411	52.2%	3.2	4.5	426	54.0%	351	44.5%	2.0	2.7	減少	1	33.3%	0	0.0%	16.2	12.8	313	39.7%	376	47.8%	3.5	2.5	363	46.0%	438	55.5%	2.0	1.4	合計	3	100.0%	3	100.0%	13.9	14.3	789	100.0%	787	100.0%	3.3	3.6	789	100.0%	789	100.0%	2.0	2.0
合計	789		増加	287	36.4%	417	52.9%	12.2	15.4	558	61.9%	471	52.2%	3.2	4.5	497	55.1%	404	44.8%	2.0	2.7	減少	502	63.6%	372	47.1%	16.2	12.8	344	38.1%	431	47.8%	3.5	2.5	405	44.9%	498	55.2%	2.0	1.4	合計	789	100.0%	789	100.0%	13.9	14.3	902	100.0%	902	100.0%	3.3	3.6	902	100.0%	902	100.0%	2.0	2.0

一般市区町村における新規相談受付件数(人口10万人・1ヶ月あたり)の年度別比較

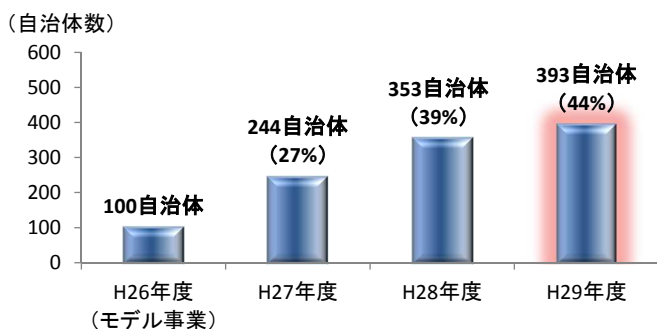


※平成27年度、28年度、29年度支援状況調査より(平成29年度実績は4月～11月実績の集計値)。

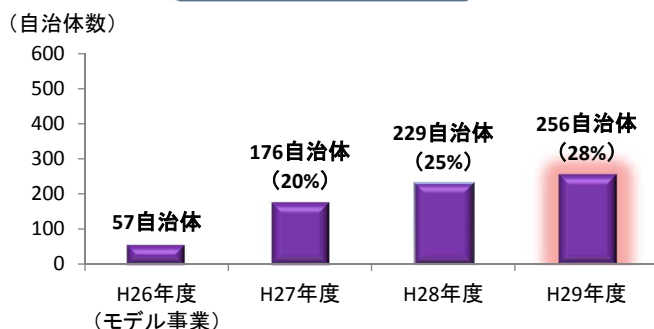
任意事業の実施状況について

○ 平成29年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

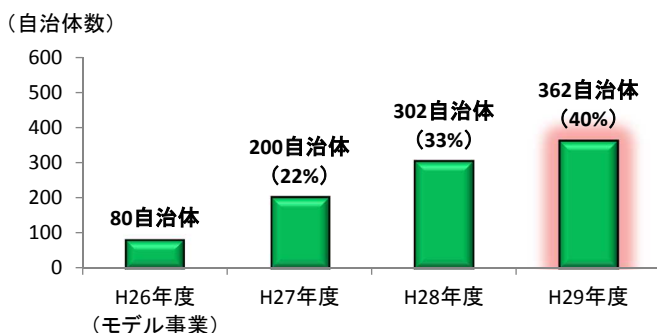
就労準備支援事業



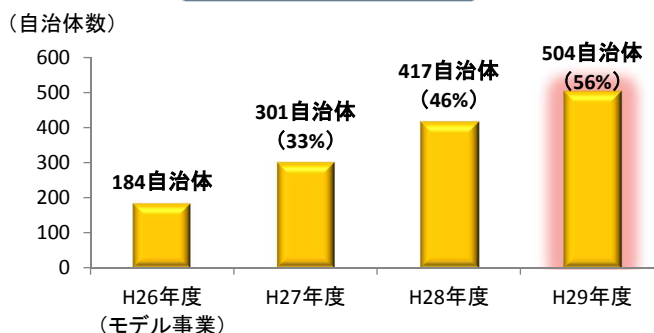
一時生活支援事業



家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



(出典) 平成27年度と平成28年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなぎ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

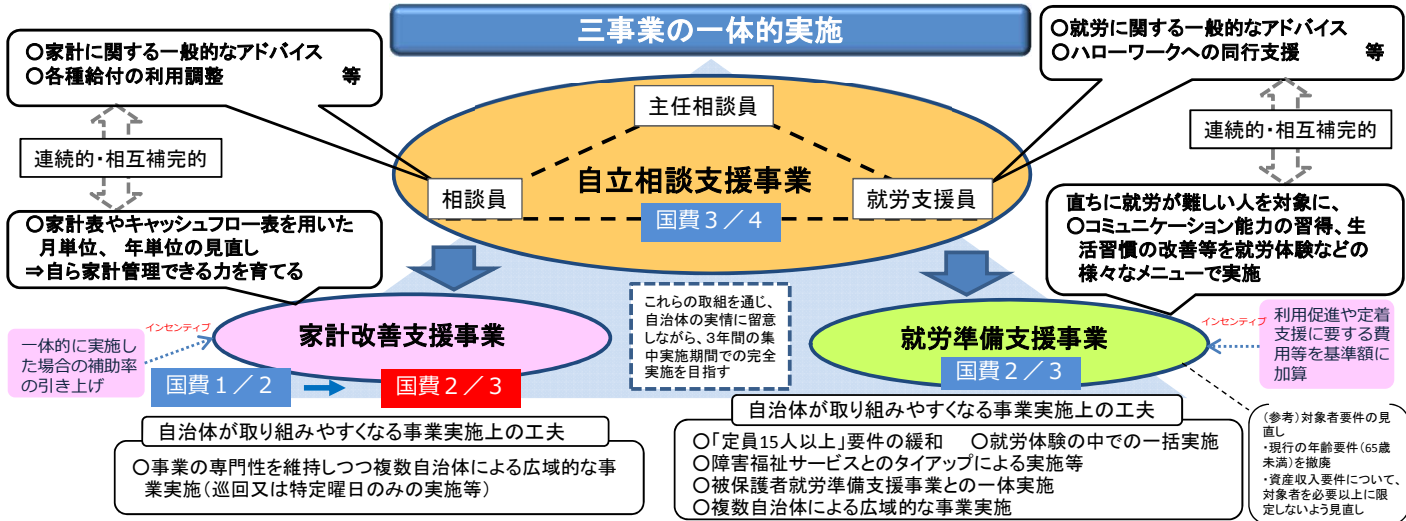
- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
 - （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



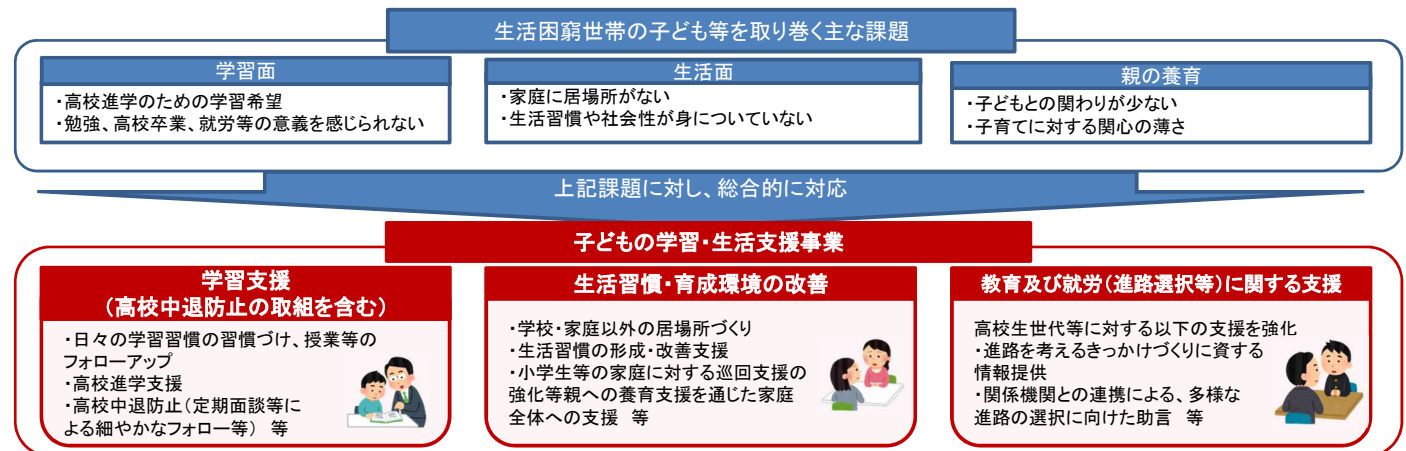
5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率: 1/2)
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率: 3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

- ・子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
 - ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ・現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。
 - ① シェルター等を利用していた人
 - ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人
- (※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

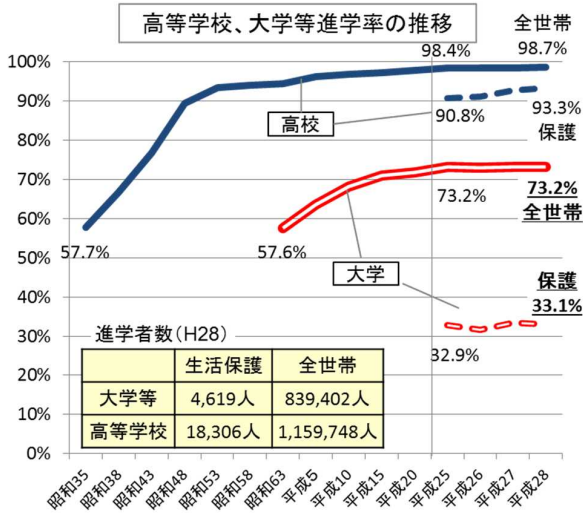
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1) 母と子2人の3人世帯における第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

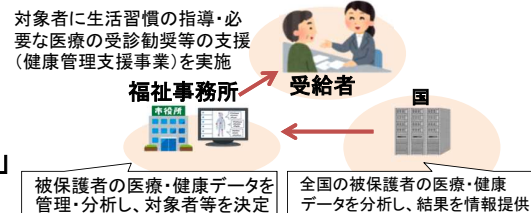
(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援



2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定(生活保護法第34条第3項の改正)

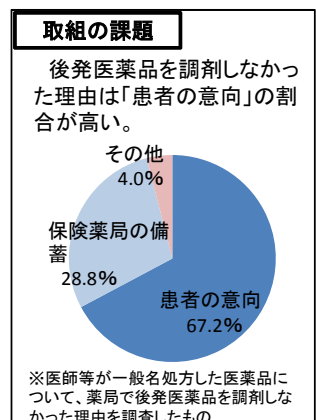
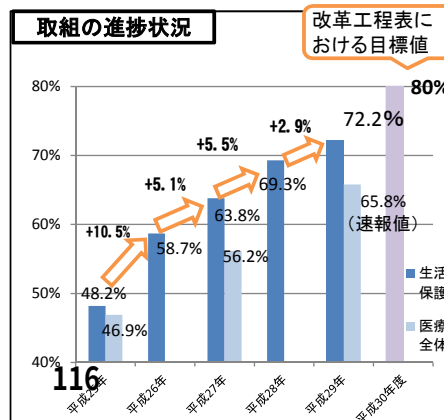
医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品による給付

○後発医薬品使用割合は約7割となっている。

○一方で、薬局において後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」の割合が67.2%と高い。

○地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要との意見

○医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施



貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

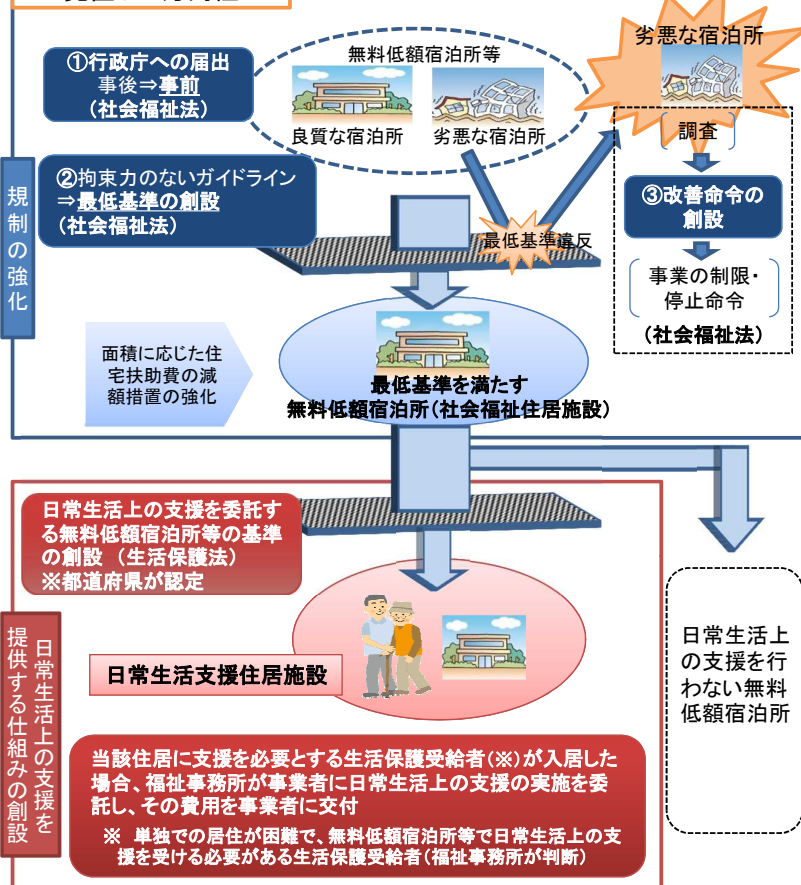
- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
- 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%) (ガイドラインの基準: 7.43㎡以上 7.43~15㎡未満217施設(47%)) (住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下)
- 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
食費 453施設(84%) 28,207円
その他の費用 469施設(87%) 15,597円

結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

見直しの方向性



児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し案>

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日)抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日)抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

生活困窮者自立支援制度関係予算の平成30年度予算(案)

平成29年度予算額

400億円



平成30年度予算額(案)

432億円

(+31億円※)

※ 端数処理による

○ 平成30年度予算案においては、生活困窮者の自立をより一層促進するため、子どもの学習支援の充実・強化や居住支援の推進など制度の充実に向けた新たな取組を実施するとともに、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しにかかる関連法案を提出し、自立相談支援事業、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の一体的実施を推進するなど生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図る。

必須事業（負担金）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

29年度予算額

218億円



30年度予算額(案)

218億円



任意事業（補助金）

- ・就労準備支援事業 ・被保護者就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計相談支援事業 ・子どもの学習支援事業 ・都道府県による市町村支援事業(※) ・町村による相談の実施(※) ・その他の生活困窮者の自立促進事業(※) 法律改正事項

29年度予算額

183億円



30年度予算額(案)

214億円

新規・拡充分

1. 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施の推進【法律改正事項】

三事業を一体的に実施した場合は、家計相談支援事業の補助率を現行の2分の1から3分の2に引き上げ、就労準備支援事業の利用促進のインセンティブを付与。併せて、自治体が実施しやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による事業実施体制の支援を実施

2. 都道府県による市町村支援事業【法律改正事項】 2.4億円

都道府県による福祉事務所設置自治体に対する支援（従事者の研修、市域を越えたネットワークづくり、各種事業の実施体制の整備）の実施

3. 福祉事務所未設置町村による相談の実施【法律改正事項】 0.5億円

福祉事務所を設置していない町村による自立相談支援事業の一次的な相談機能の実施

4. 子どもの学習支援事業の推進 47.0億円の内数

高校生世代への進路選択の基礎づくりのための支援の充実、小学生がいる世帯への巡回支援等の実施

5. 就労準備支援・ひきこもり支援の充実 13.0億円 ※ 保護課分4.4億円含む。

訪問支援（アウトリーチ）等による早期支援の実施、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能の充実等

6. 居住支援の推進 2.0億円

シェルター利用者に対する利用後に向けた居住支援・見守り支援、社会的孤立状態にある生活困窮者に対する一定期間の居宅訪問等による見守り・生活支援の実施

7. ホームレス支援の推進 1.1億円

医療専門職（保健師、看護師、PSW等）による巡回相談や健康相談の実施

1. 自立相談支援事業・家計相談支援事業・就労準備支援事業の一体的実施の推進 (法律改正事項)

◇ 家計相談支援事業と就労準備支援事業について、両事業を全国的に推進するため、自立相談支援事業と連動的・一体的な実施を推進することとし、①自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫や、②都道府県による事業実施体制の支援によるバックアップを行うとともに、③三事業を一体的に推進した場合には、家計相談支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げる。※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブ(※)を補助の仕組みとして設ける。

三事業の一体的実施

- 家計に関する一般的なアドバイス
- 各種給付の利用調整
- 多重債務解消のための手続き 等

連動的・相互補完的

- 家計に関するより踏み込んだ把握とアドバイス
- 家計表やキャッシュフロー表を用いた月単位、年単位の見直し
- ⇒自ら家計管理できる力を育てる

インセンティブ
………
国費 1/2 → ③ 国費 2/3

一体的に実施した場合の補助率の引き上げ

実施自治体

都道府県による事業実施体制の支援

都道府県

- 就労に関する一般的なアドバイス
- ハローワークへの同行支援
- 就職支援ナビゲーターと協働した就労支援
- 本人のニーズに合ったオーダーメイドの求人開拓 等

連動的・相互補完的

- 直ちに就労が難しい人を対象に、
- 生活習慣の改善のサポート
- コミュニケーション能力の習得、改善等を就労体験などの様々なメニューで実施

インセンティブ
………
国費 2/3

利用促進や定着支援に要する費用等を基準額に加算

① 自治体取り組みやすくなる事業実施上の工夫

- 「定員15人以上」要件の緩和
- 就労体験の中での一括実施
- 障害福祉サービスとのタイアップによる実施等
- 被保護者就労準備支援事業との一体実施
- 複数自治体による広域的な事業実施

複数自治体が共同して同一事業者による実施を行う際の調整

管内自治体への相談員等の派遣・巡回相談

管内自治体における相談員の育成・支援、ネットワークづくり 等

※インセンティブの例…就労に向けた外出を支援する費用、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行うための費用等を基準額の加算対象経費とすることを想定。

2. 都道府県による市町村支援事業

(法律改正事項)

平成30年度予算額(案) : 2.4億円

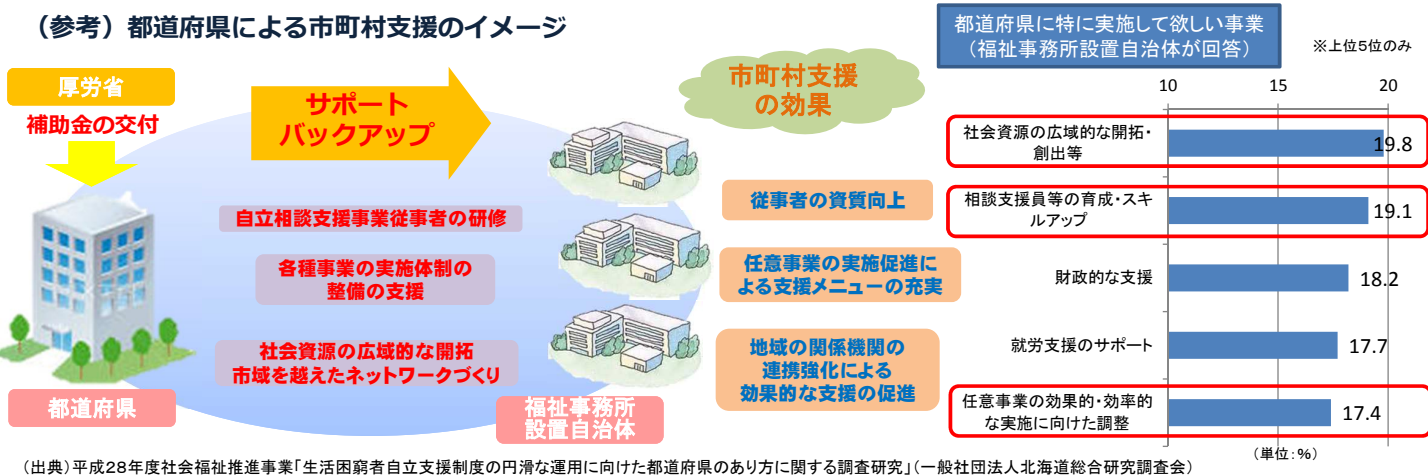
◇ 都道府県については、生活困窮者自立支援法において、市及び福祉事務所を設置する町村に対する必要な助言・情報提供その他の援助を行う責務が規定されているが、この責務規定に基づき、都道府県の役割として、管内自治体の従事者に対する研修や人材育成、市域を越えたネットワークづくり、管内自治体における事業の実施に当たっての支援が求められている。

◇ 都道府県による広域的な見地からの支援については、これまで法律に基づく「その他事業」として国庫補助の対象とされてきたが、これをより効果的・効率的に実施するため、①自立相談支援事業従事者の研修、②各種事業の実施体制の整備の支援、③社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくりを、「都道府県による市町村支援事業」として、明確に位置づける(法律改正事項)。

対象経費 ◇ 担当職員等の人件費(正規雇用職員を除く)、旅費、会議費、備品購入費など

補助率 1/2

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ



(出典) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」(一般社団法人北海道総合研究調査会)

3. 福祉事務所未設置町村による相談の実施

(法律改正事項)

平成30年度予算額(案) : 0.5億円

◇ 福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、そうした町村部では、当該町村部内に自立相談支援機関が設置されているとは限らず、**役場が一次的な窓口として、事実上自立相談支援機関に類似した対応をしている自治体が多くある。**

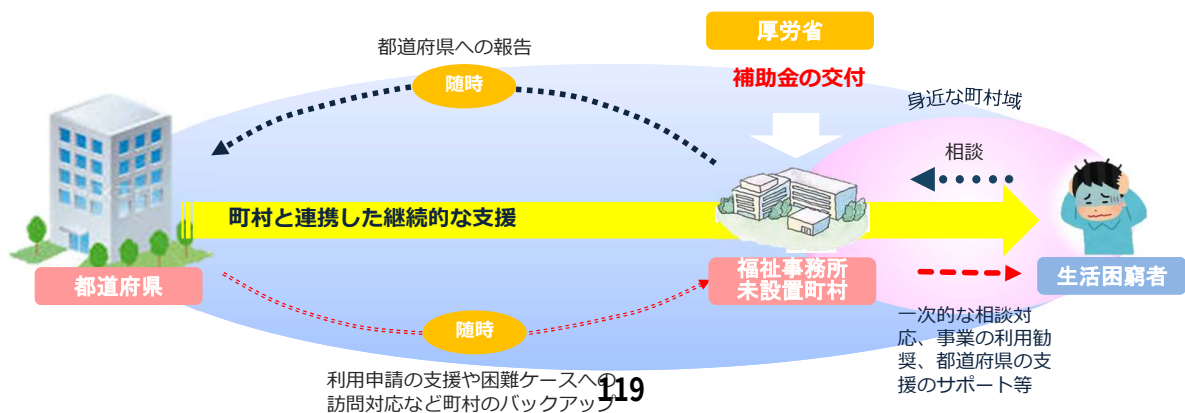
◇ こうした状況も踏まえ、**福祉事務所を設置していない町村が生活困窮者からの相談に応じるなど自立相談支援事業の一次的な相談機能を担うことができることとし(法律改正事項)、都道府県と連携して対応することにより住民に身近な行政機関で課題を抱えた生活困窮者に対応するための取組を推進する。**

※ 自立相談支援事業の「実施主体」となるのではなく、都道府県が実施主体である位置づけは変えないまま、都道府県の自立相談支援機関の「プランチ」的な役割(都道府県の援助)として位置づけ、国庫補助の対象とする。

対象経費 ◇ 支援員等の人件費(正規雇用職員を除く)、旅費、会議費、備品購入費など

補助率 3/4

(参考) 都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



4. 子どもの学習支援事業の推進(①高校生世代)

平成30年度予算額(案) : 47.0億円の内数

- ◇ 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、**高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している**と指摘されている。
- ◇ このため、現行の高校生に対する中退防止のための支援を拡充し、高校中退者、中学校卒業後進学していない子どもをも対象に、単に高校の授業のフォローアップということだけでなく**学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行う**ことにより、自分の将来への具体的なイメージを形成したり、就職、再就学、進学など**適切な進路が選べるような基礎づくり**を行う。
- ◇ 支援については、中学生までの学習支援と同様の基礎自治体単位の実施のほか、市域を越えた都道府県単位(広域)での実施も想定。

対象経費

◇ 支援員人件費等(人件費・旅費) ◇ 進路先選択相談支援関係費用(資料作成費・旅費等) ◇ その他費用(旅費、通信費等)

補助率

1/2

基準額

基本基準額の30%

★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(抜粋)

- (1) 子どもの学習支援事業のあり方
- 高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。学習支援だけでなく自立に向けた相談支援が必要であり、教育部門との連携はもとより、就労支援機関との連携も含めた方策を検討すべきである。

★新たな自殺総合大綱のあり方に関する検討会報告書(抜粋)

- (2) 地域レベルの実践的な取組の更なる推進
- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業による生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくり等の活動や、…(中略)既存の施策を、より効果的な自殺対策の実施に資するよう、**孤立防止**や、危機介入に生かしていくべきである。

高校生世代(10代の若年層)に対する支援



高校の授業等のフォローアップや
基礎的学力の習得、自己肯定感の向上 など

孤立感の解消や将来への意欲向上 など

生活習慣の定着・改善 など

- ◆ 高校の中退防止
- ◆ 高校を中退した人、中学卒業後進学や就労していない人などの自分の将来への意欲向上や具体的なイメージの形成
- ◆ 希望する進路(就職、再就学、進学)の選択のための基礎づくり



4. 子どもの学習支援事業の推進(②小学生世代)

平成30年度予算額(案) : 47.0億円の内数

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、事業の課題として、スタッフ、ボランティアの確保のほか、**幼少期からの早期支援の必要性が指摘されている**。また、平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書においても同様の指摘があった。
- ◇ そのため、貧困の連鎖の防止の観点からも、学齢期における早期支援として、**家庭の事情等により学童へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回訪問を行う**ことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣などの習得と併せて、子どもの親への養育支援を通じて**家庭全体への支援を行う**。

対象経費

◇ 専門支援員人件費等(人件費・旅費) ◇ 連絡協議会開催費用(会議費、資料作成費等) ◇ その他費用(旅費等)

補助率

1/2

基準額

基本基準額の15%

★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(抜粋)

- (1) 子どもの学習支援事業のあり方
- 家庭で机に向かう習慣がないことが低学力につながるおそれがあることや、中学生になると支援につながるまでの関係構築が難しいといった観点から、**小学生や就学前からの早期支援が必要**との指摘もあった。

学齢期における早期支援

- 学童に行けない、通えない子ども等を対象

基礎的な学習習慣の習得など

- ・宿題を行う習慣づくりなど

基本的な生活習慣の習得など

- ・早寝早起き、プリントを親に見せるなど

親への養育支援など

- ・子育てに関する情報提供など

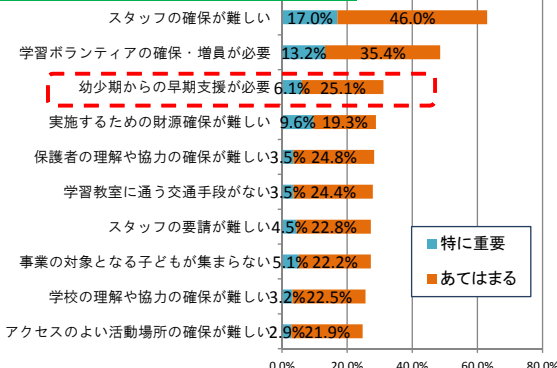


巡回訪問

家庭全体を支援

120

事業実施団体の実施運営上の課題

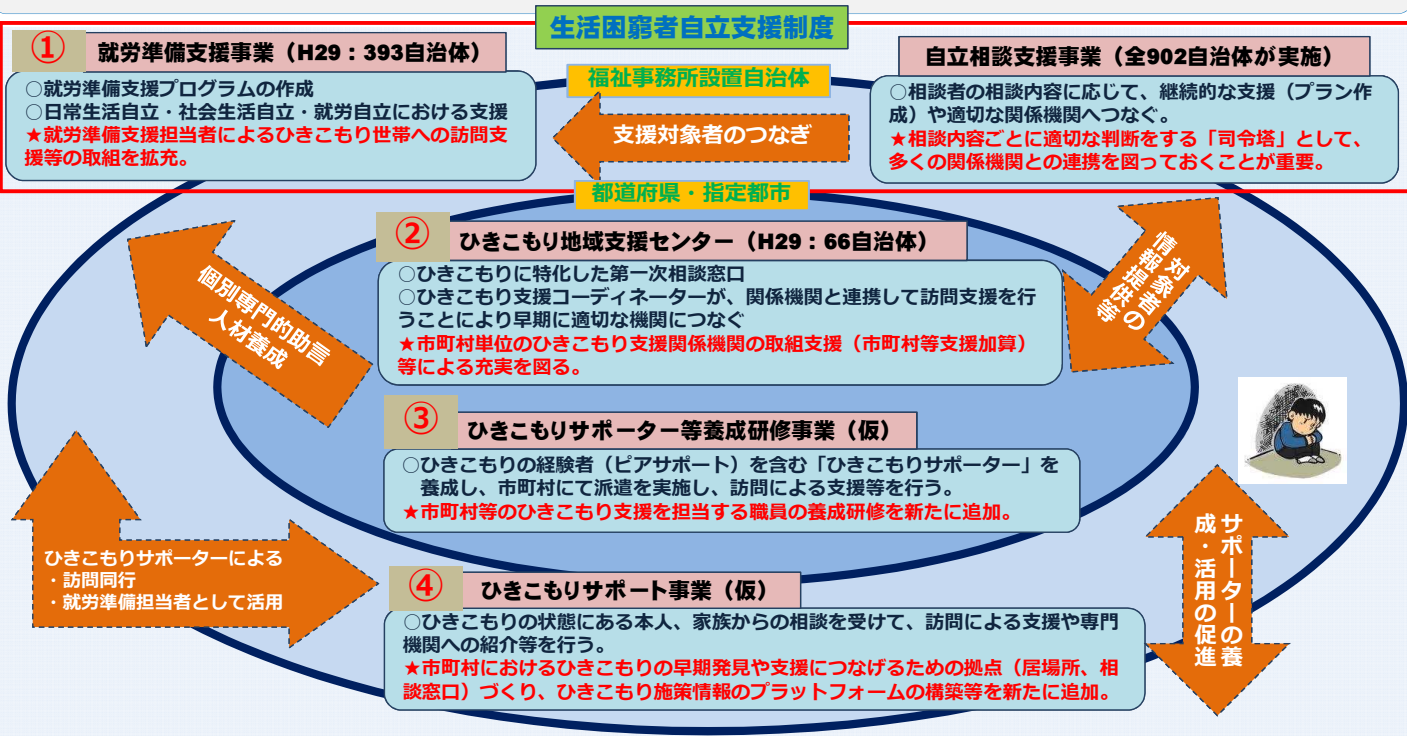


※出典：平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)

5. 就労準備支援・ひきこもり支援の充実

(1)地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業/(2)ひきこもり対策推進事業の強化)

- ◇ 30年度予算案において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



(1)地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

平成30年度予算額（案）：5.8億円（うち困窮分3.3億円）

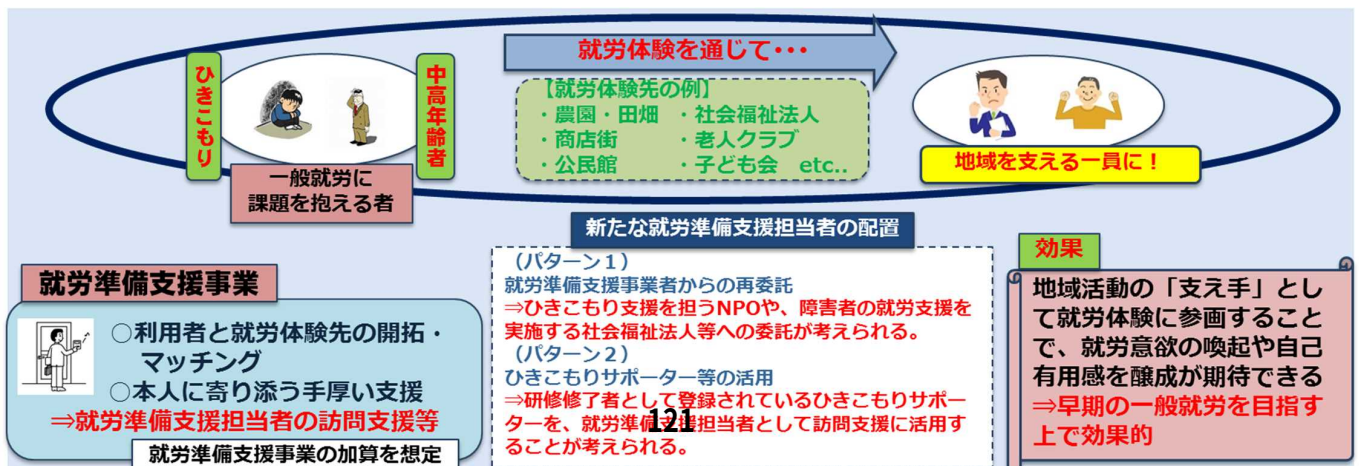
- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費 ◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率 2/3

基準額

1自治体当たり5,000千円を基本基準額に加算する



(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算額（案）：5.3億円

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

補助率 1/2

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

（現行）

（拡充・強化）

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

【市町村バックアップ機能強化】

※主として都道府県センターを想定

- ・関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定カンファレンスへの助言等
- ・ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言

【訪問支援体制強化】

- ・困難ケースへの訪問支援
- ・相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的実施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ひきこもりサポーター養成研修

- ・ひきこもりサポーター養成研修
- ・市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

6. 居住支援の推進

平成30年度予算額（案）：2.0億円

- ◇ 生活困窮者が就職活動や安定した生活を送るためには、住居を喪失しないことが極めて重要となるが、賃貸住宅では緊急連絡先を求められるほか、家賃滞納、近隣トラブル、孤独死等の懸念から入居を拒否されるといったケースがみられる。
- ◇ また、路上生活者については、路上生活期間の長期化が顕在化している中、一時生活支援事業（シェルター等）を利用しても、利用後に再び路上生活に戻ってしまう者や集団生活を送ることが困難なことなどから利用を望まない者も存在しているといった課題も生じている。
- ◇ こういった背景には、親族や地域に対し支援を求めることが困難という「社会的孤立」の問題が存在している。
- ◇ そこで、シェルター等利用者や地域において単身等で居住し、地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対して、
 - ① シェルター利用中からの利用後に向けた生活相談等の見守り、利用後の住居の確保といった居住支援
 - ② 一定期間、個別に居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくり
 を実施することで、**地域で自立した日常生活を継続していけるような環境づくりを推進**する。

対象経費

- ◇ 支援員等の人件費 ◇ 訪問に係る旅費、通信費 等

補助率

1/2

基準額

1実施自治体あたり 事業費7,000千円（国庫補助：3,500千円）

◎シェルター等利用者

- シェルター等利用中からの見守り
- 利用後に向けた居住支援

シェルター等

自治体
（委託可）

◎社会的孤立状態にある生活困窮者

- ・ シェルター等を利用していた者
- ・ 地域で単身等で居住し地域社会から孤立した状態にある者
- 一定期間、居宅に訪問するなどによる見守り・生活支援、地域・リビングも通じた互助づくり 等

アパート等地域において居住

7. ホームレス支援の推進

平成30年度予算額（案）： **1.1億円**

- ◇ 現在、ホームレスの高齢化や、路上生活期間の長期化するといった課題が顕在化している。ホームレス自立支援法は、平成29年6月にその期限が平成39年まで10年間延長されており、今後、同法に基づく具体的な指針を策定する必要があるところ。
- ◇ 現行、**路上生活が長期化・高齢化している者等に対して下記のような課題**がある。
 - ・健康状態の悪い者が一定程度存在しているが、十分に支援が行き届いていない。これらの者が必要な医療サービスを受けられるよう、医療的視点を持ったきめ細かい相談が必要。
 - ・一時生活支援事業（シェルター等）シェルターを利用しても、利用後再度路上生活に戻る等を繰り返す者が存在。路上生活に戻ることを防ぐ取組の強化が必要。
 - ・自立支援センター等の事業を希望せず、路上にいる者が存在。これらの者の支援の強化が必要。
- ◇ 具体的には、**医療専門職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）による路上やシェルター等におけるきめ細かな相談・支援の広域実施**（必要に応じ医療機関と連携）にかかる取組を強化する。

対象経費

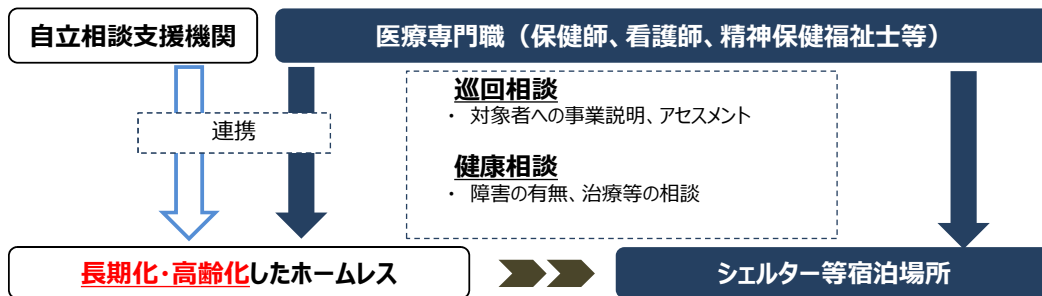
◇ 医療専門職の人件費 ◇ 巡回に係る旅費 等

補助率

2/3

基準額

1自治体当たり3,500千円を基本基準額に加算する



国庫負担・補助基準額の人口区分の細分化

- より実態に即した事業実施が可能となるよう、50万人以上の自治体の国庫負担・補助基準額の人口区分（現行25～50万人刻み）を10万人刻みに細分化
- 原則として、次の区分との差から10万人単位の上乗せ額を設定し、なだらかに上昇するよう伸ばしていく。

1. 自立相談支援の例

	基準額
75万人以上～100万人未満	90,000
100万人以上～150万人未満	140,000
150万人以上～200万人未満	160,000

100万人未満と100万人以上の単価差が大きいため、150万人以上の区分の基準額に向けてなだらかに上昇するよう、10万人ごとに1,000万円ずつ上乗せ

2. 就労準備支援の例

	基準額
100万人以上～150万人未満	50,000
150万人以上～200万人未満	55,000

10万人ごとに100万円※ずつ上乗せ
※(55,000－5,000)÷5区分

	基準額
80万人以上～ 90万人未満	90,000
90万人以上～100万人未満	100,000
100万人以上～110万人未満	110,000
110万人以上～120万人未満	120,000
120万人以上～130万人未満	130,000
130万人以上～140万人未満	140,000
140万人以上～150万人未満	150,000
150万人以上～160万人未満	160,000

	基準額
100万人以上～110万人未満	50,000
110万人以上～120万人未満	51,000
120万人以上～130万人未満	52,000
130万人以上～140万人未満	53,000
140万人以上～150万人未満	54,000
150万人以上～160万人未満	55,000

平成30年度の各事業の国庫負担・補助基準額

(単位:千円)

人口区分	自立相談	就労準備	家計相談	子どもの学習支援				
	基本基準額	基本基準額	基本基準額	基本基準額	高校世代加算	小学生支援加算	家庭訪問加算	教育連携加算
2万人未満	5,000	5,000	3,000	2,800	900	500	700	700
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	3,800	1,200	600	1,000	1,000
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	4,700	1,500	800	1,200	1,200
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	5,700	1,800	900	1,500	1,500
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	7,600	2,300	1,200	1,900	1,900
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,000	2,700	1,400	2,300	2,300
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	3,300	1,700	2,800	2,800
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	4,200	2,100	3,500	3,500
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	17,500	5,300	2,700	4,400	4,400
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	21,000	6,300	3,200	5,300	5,300
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	24,000	7,200	3,600	6,000	6,000
50万人以上～60万人未満	60,000	32,000	25,000	29,000	8,700	4,400	7,300	7,300
60万人以上～70万人未満	70,000	34,000	27,000	33,000	9,900	5,000	8,300	8,300
70万人以上～80万人未満	80,000	36,000	28,000	37,000	11,100	5,600	9,300	9,300
80万人以上～90万人未満	90,000	38,000	29,000	41,000	12,300	6,200	10,300	10,300
90万人以上～100万人未満	100,000	40,000	30,000	45,000	13,500	6,800	11,300	11,300
100万人以上～110万人未満	110,000	50,000	40,000	47,500	14,300	7,200	11,900	11,900
110万人以上～120万人未満	120,000	51,000	41,000	49,000	14,700	7,400	12,300	12,300
120万人以上～130万人未満	130,000	52,000	42,000	50,500	15,200	7,600	12,700	12,700
130万人以上～140万人未満	140,000	53,000	43,000	52,000	15,600	7,800	13,000	13,000
140万人以上～150万人未満	150,000	54,000	44,000	53,500	16,100	8,100	13,400	13,400
150万人以上～160万人未満	160,000	55,000	45,000	55,000	16,500	8,300	13,800	13,800
160万人以上～170万人未満	170,000	56,000	46,000	56,500	17,000	8,500	14,200	14,200
170万人以上～180万人未満	175,000	57,000	47,000	58,000	17,400	8,700	14,500	14,500
180万人以上～190万人未満	180,000	58,000	48,000	59,500	17,900	9,000	14,900	14,900
190万人以上～200万人未満	185,000	59,000	49,000	61,000	18,300	9,200	15,300	15,300
200万人以上～210万人未満	190,000	60,000	50,000	62,000	18,600	9,300	15,500	15,500
210万人以上～220万人未満	195,000	61,000	51,000	63,500	19,100	9,600	15,900	15,900
220万人以上～230万人未満	200,000	62,000	52,000	65,000	19,500	9,800	16,300	16,300
230万人以上～240万人未満	205,000	63,000	53,000	66,500	20,000	10,000	16,700	16,700
240万人以上～250万人未満	210,000	64,000	54,000	68,000	20,400	10,200	17,000	17,000
250万人以上～260万人未満	215,000	65,000	55,000	69,000	20,700	10,400	17,300	17,300
260万人以上～270万人未満	220,000	66,000	56,000	71,000	21,300	10,700	17,800	17,800
270万人以上～280万人未満	225,000	67,000	57,000	73,000	21,900	11,000	18,300	18,300
280万人以上～290万人未満	230,000	68,000	58,000	75,000	22,500	11,300	18,800	18,800
290万人以上～300万人未満	235,000	69,000	59,000	77,000	23,100	11,600	19,300	19,300
300万人以上	250,000	70,000	60,000	80,000	24,000	12,000	20,000	20,000

平成30年度の自立相談支援事業の加算の取扱

(1)保護率加算【継続】

○ 保護率が一定割合を超えている自治体の基本基準額を加算

○ 保護率が2%以上の自治体…基本基準額の1.2倍

○ 保護率が3%以上の自治体…基本基準額の1.5倍

(2)住居確保給付金加算【継続】

○ 住居確保給付金の支給実績が一定件数を超えている自治体の基本基準額を加算

○ 住居確保給付金の支給実績が6件以上／人口10万人当たりの自治体…基本基準額の1.2倍

(3)過疎地域加算【新規①】

○ 管内地域の人口密度が一定割合を下回る自治体に、基本基準額への加算を設けることを想定。

ア 算定基準	イ 算定方法	
過疎市町村等の人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度)が50人/km ² 以下	過疎市町村(市町村全域が過疎地域の場合に限る)	過疎地域とみなされる区域を有する町村
	基本基準額×1.5	基本基準額+(当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5)

(4)支援実績加算(人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の嵩上げ)【新規②】

○ 所要額が適用基準額を上回り、かつ、以下のいずれの要件も満たす自治体を対象に、基本基準額の嵩上げを行う。

◇ 新規相談件数要件【新規相談件数が目安値を超えている】又は【前年より1割以上増加】

◇ プラン作成件数要件【プラン作成件数が全国平均を超えている】又は【前年より1割以上増加】…基本基準額の1.5倍

(5)留意事項

○ 上記(1)～(4)については、要件を満たしたもののうち、最も高い加算率のみを適用する。

○ 29年度まで実施していたモデル事業実施自治体加算については、法施行から一定期間経過していることを踏まえ、廃止する。

「過疎地域加算」の創設

背景

- 過疎地域の人口は全国の8.9%を占めるに過ぎないが、面積では国土の6割弱を占めており、人口密度が被過疎地域に比べて極めて低くなっている。
- このため、人口規模が同程度で同一の基準単価を適用している自治体の中でも、過疎地域においては、支援対象となる生活困窮者や関係機関が広範囲に点在していること等から、移動時間が長くなるなど支援が非効率になることはもとより、相談窓口のランチ設置や支援員の加配など相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

【参考】執行率100%の自治体の割合(全体:148/902(16.4%) 人口密度50人/km²以下の自治体:13/53(24.5%))

(※) 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

対応(案)

○ 過疎地域においても十分な相談機会やきめ細かな支援を確保する観点等から、過疎市町村等(過疎地域とみなされる市町村(法第33条第1項)及び過疎地域とみなされる区域(法第33条第2項)を有する市町村を含む。)のうち人口密度が別に定める基準を下回る市町村の基本基準額に以下の加算を行うものとする。

※過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域において支援員の加配など円滑実施のための取組・工夫等が行われている場合に限る。

算定基準
・27年国勢調査による過疎市町村等の人口及び面積を参考に、当面の間、「**過疎市町村等の人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、過疎地域とみなされる区域の人口密度)が50人/km²以下**

算定方法
・過疎市町村(市町村全域が過疎地域の場合) **基本基準額×1.5**
・過疎地域とみなされる区域を有する市町村 **基本基準額+(当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5)**

○ なお、都道府県に対しては、これまでも過疎地域への対応も含めて、「都道府県広域加算」により基本基準額の嵩上げを行ってきたところであるが、管轄する地域の面積が広大であったり、人口が少ないこと等により、管轄地域全体の人口密度が過疎地域加算の算定基準を下回る道府県については、個別に協議の上、当該道府県の**都道府県広域加算後の基本基準額の1.3倍を限度に基準額の加算を行うものとする。**

一部過疎の例

区分	市町村数(a)	人口(b)	面積(c)	人口密度(b/c)
過疎地域	797(46.4%)	11,355,109(8.9%)	221,911(58.7%)	51.1人/km ²
被過疎地域	922(53.6%)	116,702,243(91.1%)	156,039(41.3%)	747.9人/km ²
全 国	1,719(100.0%)	128,057,352(100.0%)	377,950(100.0%)	338.8人/km ²
一部過疎地域	143(8.3%)	1,103,186(0.8%)	30,834(8.1%)	35.8人/km ²

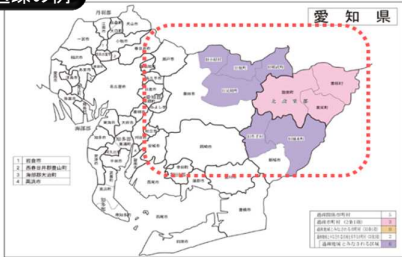
《参考》

(出典)総務省 地域力創造グループ過疎対策室「平成27年度版 過疎対策の現況(概要版)」

(備考)1. 市町村数は平成28年4月1日現在であり、過疎地域の町村数は過疎関係市町村数による。

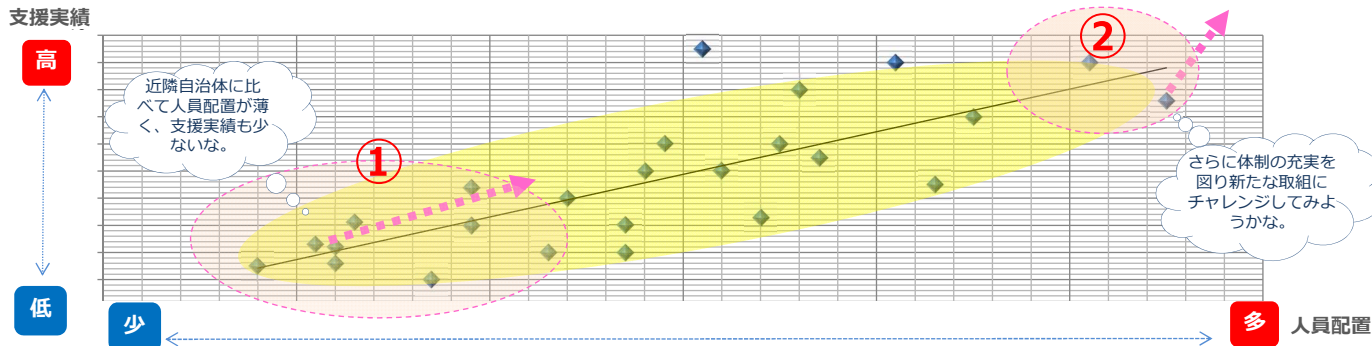
2. 人口は平成22年国勢調査による。

3. 面積は平成22年国勢調査による。ただし、一部過疎地域については、平成12及び平成17年国勢調査による。



「支援実績加算」の創設

- 支援員配置や支援実績に関する自治体間のバラツキを是正する観点から、①自分の自治体の「現状(位置)」を客観的に把握することができる仕組み(「自己評価基準」)を設けることにより、支援員配置の手薄自治体の底上げを促すとともに、②支援実績の高い自治体を適切に評価することで、全国的な人員配置の充実・支援実績の向上を図る。



①

『自己評価基準』による底上げ

★相談員の配置数・支援実績の「全国平均値」や「支援実績の高い自治体の数値」を公表するとともに、各自治体が全国902自治体の中で「現状」を客観的に把握し、課題を認識・見える化できるような仕組み(自己評価基準)を構築

★「あるべき姿」を実現するために人員配置や支援のあり方をどのように見直していくべきかを各自治体で検討できる環境を整備することにより、特に支援配置等の薄自治体の底上げを図る。

②

『支援実績に応じた加算』による特別評価

★所要額が適用基準額を上回る自治体であって、以下の要件をいずれも満たす自治体に対して、個別協議の上、予算の範囲内で基本基準額の一定の高上げ(1.5倍を上限)を行うことにより、全国を取組を牽引する自治体を育成。

(要件)

- ・新規相談件数が目安値を超えている又は前年度より1割以上増加
- ・プラン作成件数が全国平均を超えている又は前年度より1割以上増加

自己評価基準による支援員配置等の底上げ

自己評価基準により、支援員配置の充実や支援実績の向上が図られるよう、以下の取組を実施

1. 自己評価分析ツールの提供

各自治体が全国や都道府県の中での「現状の位置」を客観的に把握し、課題を「見える化」できるようなツールを作成し、全ての福祉事務所設置自治体に提供。

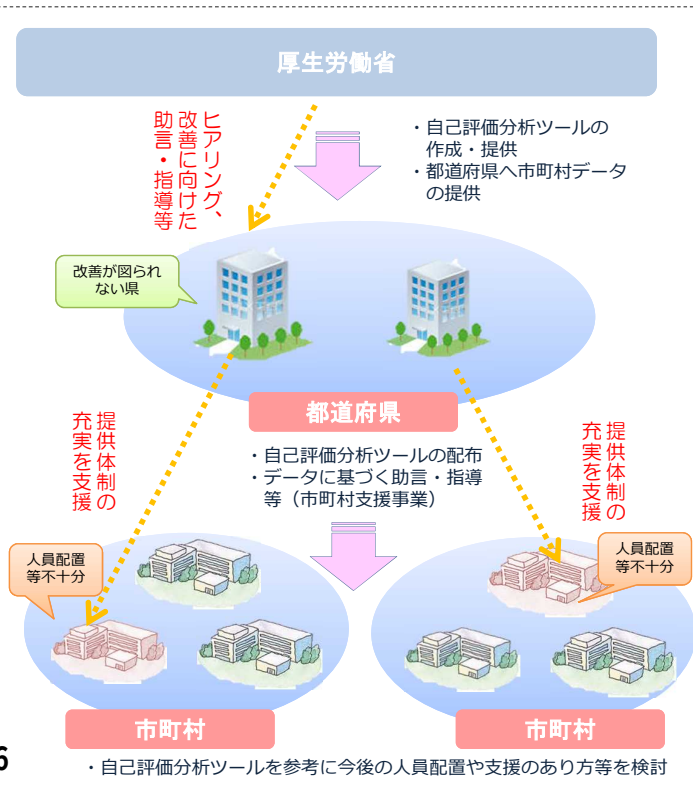
当ツールを活用することにより、各自治体が近隣自治体や人口規模が同規模の自治体と比較考量しながら、今後の人員配置や支援のあり方をどのように改善していくべきかを定量的に検討できる環境を整備。

2. 都道府県への管内市町村データの提供

都道府県管内の人員配置が十分でなく実績もあがっていない市町村を都道府県が効果的・効率的に支援することができるよう、管内市町村のデータを都道府県に提供。各都道府県は当該データを活用し、法律上の市町村支援事業により管内市町村の支援の提供体制の充実を支援。主な提供データは、管内市町村の人員配置や支援実績の偏差値、全国順位等を想定。

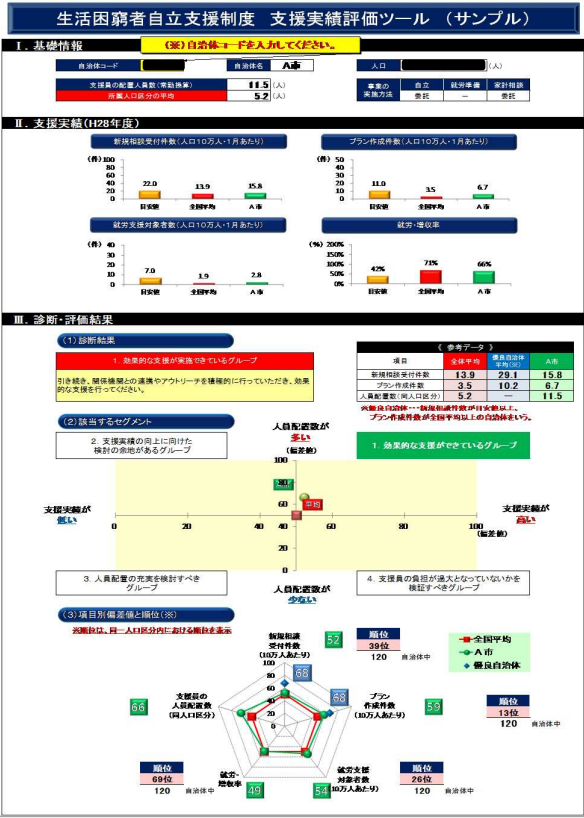
3. 厚労省による個別の働きかけの実施

さらに管内に人員配置等が不十分な市町村があるにもかかわらず改善が図られない都道府県に対しては、厚労省からヒアリングを行い、改善に向けた助言・指導等を行うなど個別の働きかけを実施。



自己評価分析ツール・都道府県への提供データのイメージ

自己評価分析ツール

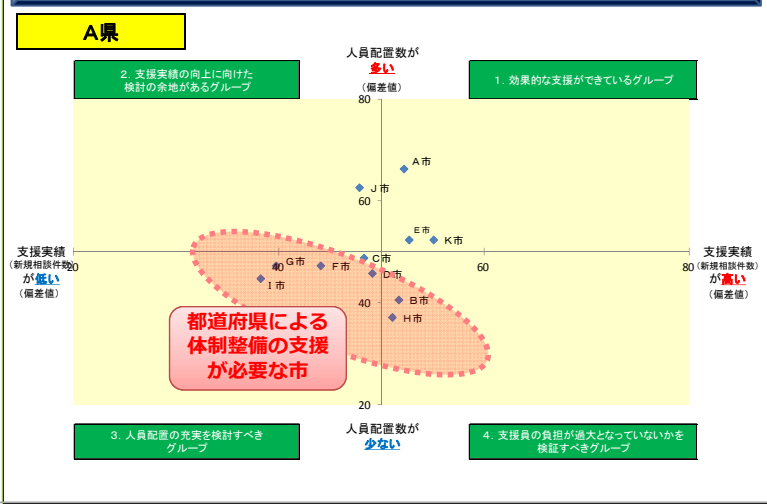


都道府県への提供データ

都道府県名: A県

自治体名	対象地区 人口 (28.1.1)	事業実施方法(428年度)		新規相談 受付件数	10万人 あたり	順位	偏差値	プラン 作成件数	10万人 あたり	順位	偏差値	就業支援 対象者数	10万人 あたり	順位	偏差値	就業・ 増収率	順位	偏差値	人員 配置	偏差値
		自立	就業準備																	
A市	委託	—	委託	580	15.8	307位	52	251	6.7	109位	59	105	2.8	191位	54	65.7%	450位	49	11.5	66
B市	委託	—	—	547	15.4	317位	52	26	0.7	763位	43	26	0.7	622位	45	84.6%	292位	52	1.5	41
C市	委託	—	—	288	12.9	457位	48	50	2.3	487位	47	30	1.4	442位	48	63.3%	467位	49	2.5	48
D市	委託	委託	—	376	13.2	411位	49	110	3.9	305位	51	58	2.0	312位	51	81.0%	316位	51	3.5	46
E市	直営	—	—	68	16.2	286位	53	12	2.8	418位	46	5	1.2	488位	47	60.0%	489位	48	2.0	52
F市	直営	—	—	82	8.9	646位	44	27	3.9	299位	51	22	3.2	149位	55	95.5%	241位	53	1.5	47
G市	直営	—	—	40	5.3	914位	40	11	1.4	637位	44	9	1.2	502位	47	100.0%	173位	54	1.5	47
H市	直営	—	—	74	14.9	336位	51	48	8.8	45位	87	28	4.0	345位	59	170.0%	82位	63	0.5	37
I市	直営	—	—	29	3.9	855位	38	1	0.1	846位	41	1	0.1	799位	42	100.0%	173位	54	1.5	45
J市	委託	—	—	51	12.1	478位	46	8	1.9	565位	46	7	1.7	387位	48	14.3%	723位	42	3.0	63
K市	委託	—	—	72	18.3	221位	55	42	10.7	30位	69	17	4.3	81位	61	58.8%	508位	46	2.0	52

生活困窮者自立支援制度 支援実績の分布状況



事業実績の高い自治体に対する基本基準額の加算措置(任意事業)

○ 年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体に対する加算措置の算定基準及び算定方法については、それぞれの任意事業の実態に応じて、以下のとおりとする。

	家計相談支援事業	就労準備支援事業	子どもの学習支援事業
算定基準	協議年度の前年(※)の人口10万人あたりの年間利用者数が 20人以上	協議年度の前年(※)の人口10万人あたりの年間利用者数が 20人以上	協議年度の前年(※)の人口10万人あたりの年間実利用者数が 30人以上
算定方法	基本基準額× 1.5倍		

※ 協議年度の前年1月～12月までの実績

事業実績が低調な自治体に対する基本基準額の減算措置(任意事業)

○ 年間を通じて利用者がいない状況が複数年度にわたって連続するなど事業実績が低調な自治体に対する減算措置の対象自治体及び措置内容については、以下のとおりとする。

【対象事業】

○ 就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業

【対象自治体】

○ 協議年度（平成30年度）の前年（平成29年1月～12月）の年間利用者数が0人の自治体

【措置内容】

① 協議年度（平成30年度）の事業実施に向けて、以下の内容を盛り込んだ『実施計画』を策定し、都道府県を通じて、国への提出を求める。

・ 利用実績が低調であることの分析

・ 事業の利用促進に向けた改善方策

② 都道府県は当該『実施計画』の進捗を管理しつつ、必要に応じて助言・指導を行う。

③ 翌年度の協議時点においても利用状況の改善が図られない自治体に対しては、上記の措置に加えて、翌年度（平成31年度）の国庫補助協議において、各任意事業の基本基準額（都道府県広域加算額を含む）を一定割合引き下げる（支援実績減算）。

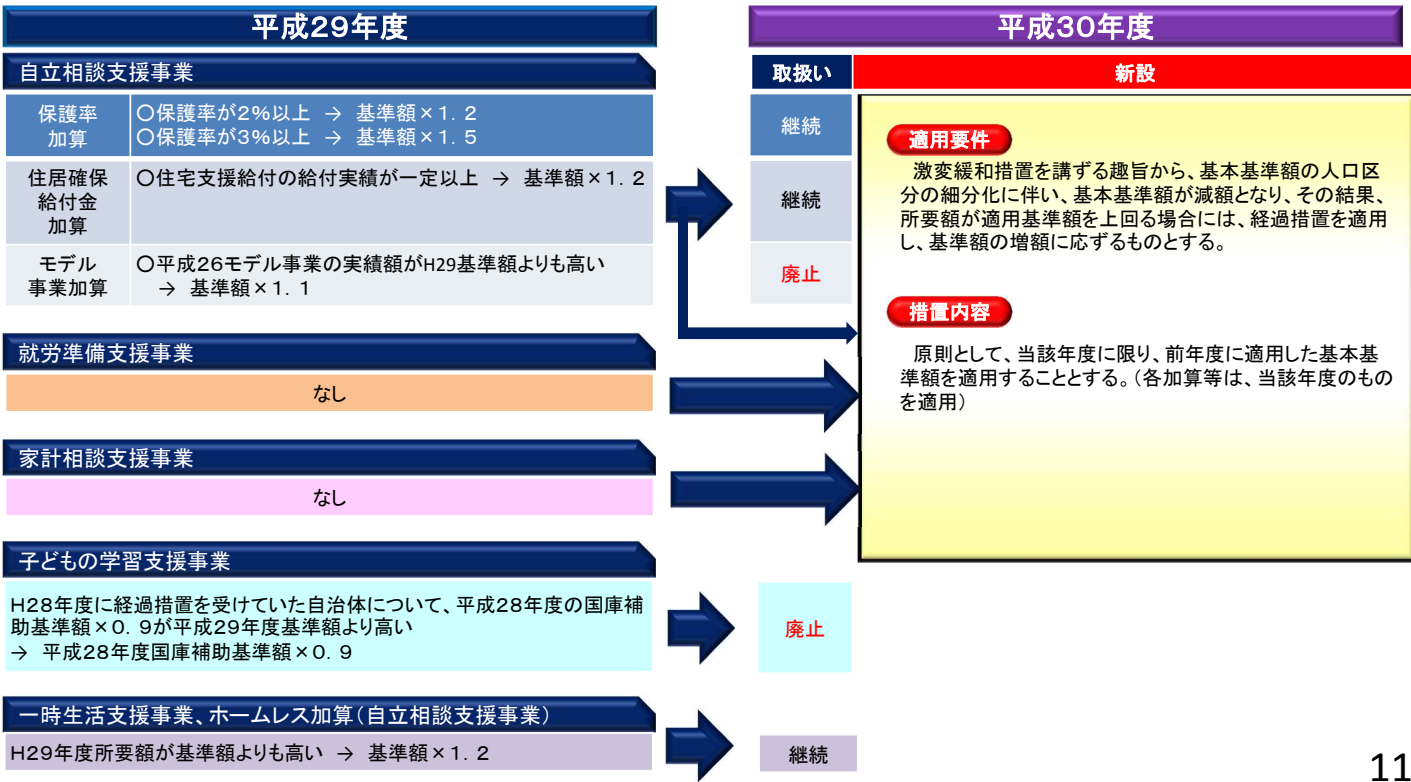
平成30年度新規・拡充事業に係る国庫補助基準単価

○ 平成30年度予算(案)に計上した新規・拡充事業の目安額、加算単価については、以下のとおりとする。

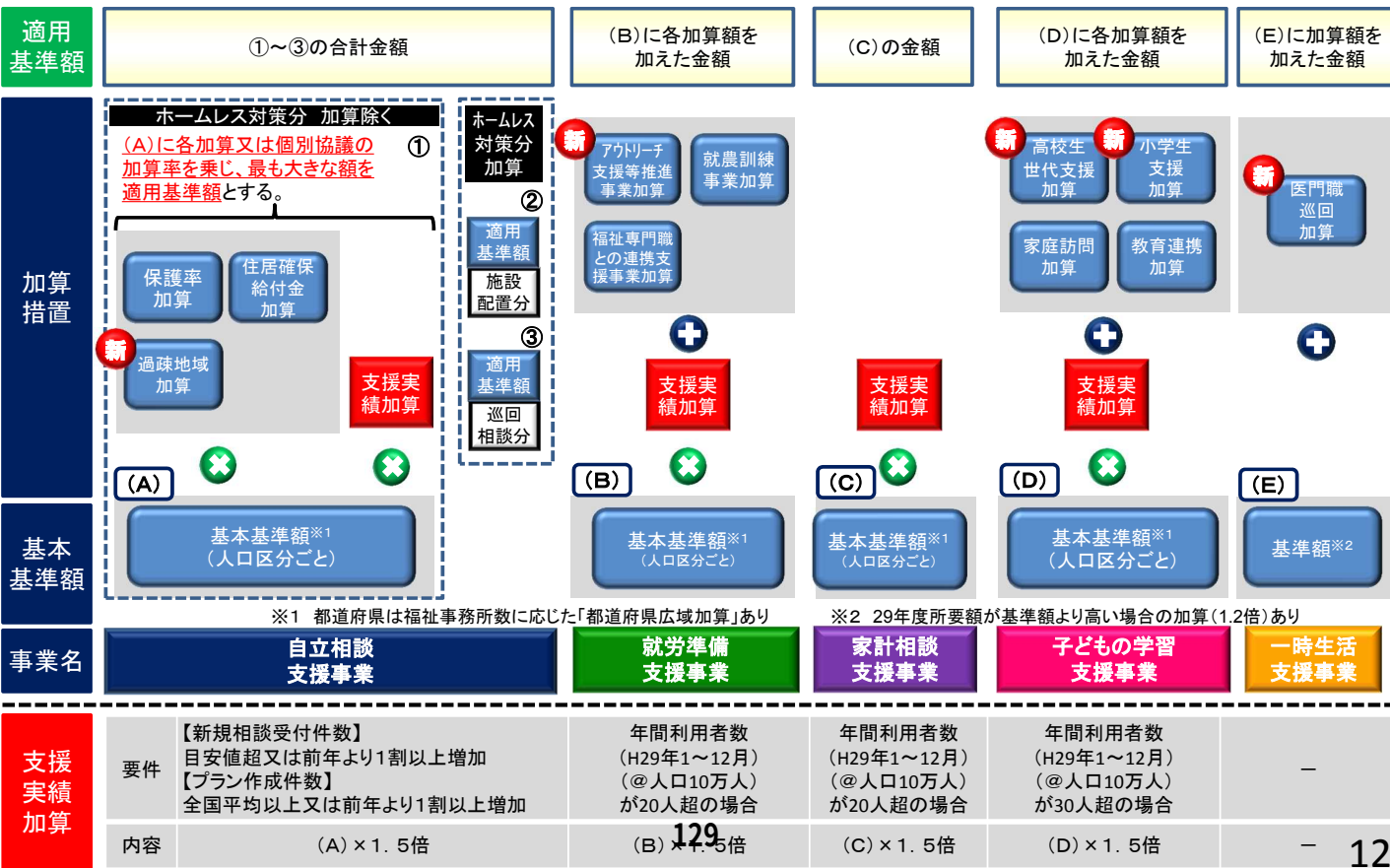
No.	事業名	加算名	目安額・加算単価
1	就労準備支援事業	アウトリーチ加算	1自治体あたり5,000千円を基本基準額に加算
2	子どもの学習支援事業	高校生世代に対する支援	基本基準額の30%
		小学生に対する支援	基本基準額の15%
3	居住支援事業 (法第6条5号その他事業)	—	1実施自治体あたり 事業費7,000千円（国庫補助:3,500千円）
4	一時生活支援事業	医療専門職巡回加算	1自治体あたり3,500千円を基本基準額に加算

平成30年度における加算・経過措置の取扱

○ 各事業の国庫負担・補助において、平成30年度は、以下のようなケースに該当する場合には、激変緩和のための経過措置を設けることとする。



国庫負担(補助)基準額・加算の体系図



※1 都道府県は福祉事務所数に応じた「都道府県広域加算」あり

※2 29年度所要額が基準額より高い場合の加算(1.2倍)あり

福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化

地方自治体(福祉部門)と国(労働部門)との連携を強化することにより、生活困窮者、生活保護受給者に対する就労支援を総合的・一体的に実施する。

【生保型常設窓口(ハローワーク)の拡充】

- 自治体の要望に応じて生保型常設窓口(ハローワーク)の更なる増設を実施する。(平成30年度増設予定)
※ 常設窓口設置箇所数204カ所(平成29年度) → 209カ所(平成30年度)

【就労後の定着支援の取組強化】

- ハローワークへ誘導し就職した生活困窮者に対して、自治体とハローワークが相互に役割分担しつつ定着支援を行うことにより、就労後においても継続した支援を実施する。(継続)
- 東京圏・大阪圏・福岡圏において、生活困窮者等を雇い入れた事業所を訪問し、職場定着のための環境整備や職務遂行等に関する支援を実施するほか、職場適応に不安を抱える生活困窮者等に対して、電話・メールにて相談を受け付ける体制を整備する。
(平成30年4月開始予定)

【高齢者の就労支援にかかる連携強化】

- 就労準備支援事業の年齢要件を撤廃することにより、65歳以上の生活困窮者も積極的に事業に参加を促す。
(平成30年見直し予定)
- 生活困窮者自立支援制度を利用している者であって、一定程度の就労意欲を有している高齢者については、ハローワークに誘導する等高齢者の就労支援の強化を図る。(平成30年4月拡充予定)
- シルバー人材センターの就業情報を活用して自治体とハローワークが連携してシルバー就業への誘導を図る。
(平成30年4月開始予定)

生活保護受給者等に対するワンストップ型支援体制の整備状況 ハローワーク拡充

自治体への常設窓口の設置及びハローワークからの巡回相談の実施により、平成29年6月1日現在で全福祉事務所1,247カ所の約8割をカバーしており、ワンストップ型支援体制の強化により、支援対象者の的確な把握、支援の早期開始を実現。

1. 常設窓口 195カ所

(平成29年6月末現在)



※平成29年度末までに204カ所まで増設予定

2. 巡回相談 857カ所

(平成29年6月1日現在)



ワンストップ型支援体制のメリット

- 支援対象者の誘導がスムーズ(予約以外も随時対応可)
- 生活面と雇用面で連続性のある支援が可能
- 求職活動状況等の情報共有が可能
- 就労意欲を損なわない早期支援が可能
- 支援方針や対応状況等に関するケース会議が容易

定着支援(新規)

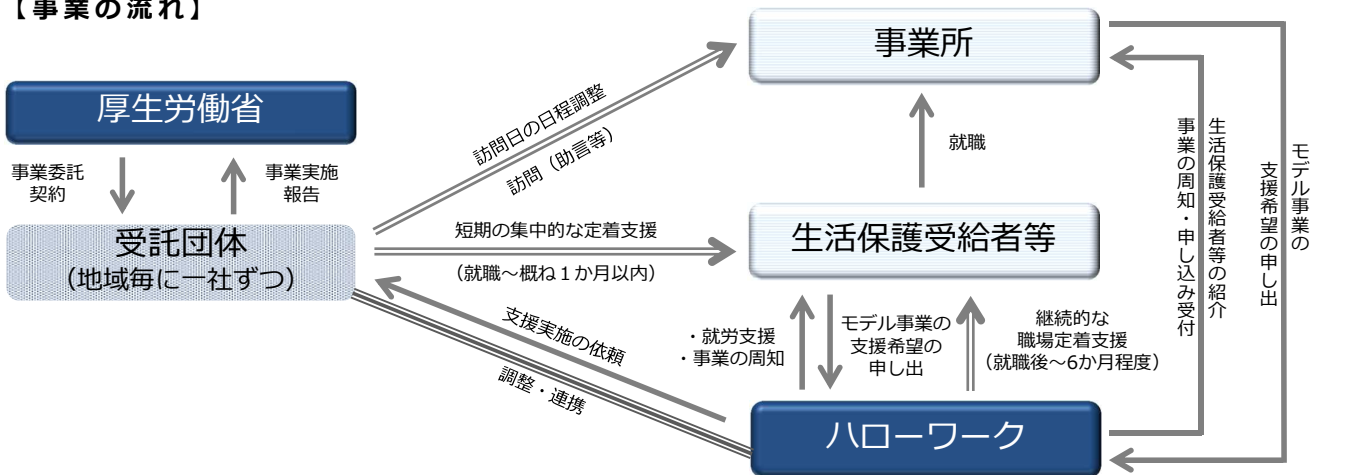
生活保護受給者等の職場定着を促進するため、生活保護受給者等を新たに雇い入れた事業所を訪問し、職場定着のための環境整備や職務遂行等に関する支援を実施するほか、職場適応に不安を抱える生活保護受給者等に対して、電話・メールにて相談を受け付ける体制を整備する。

事業概要

【実施地域】

生活保護受給者等が多い3地域：関東・近畿・九州

【事業の流れ】

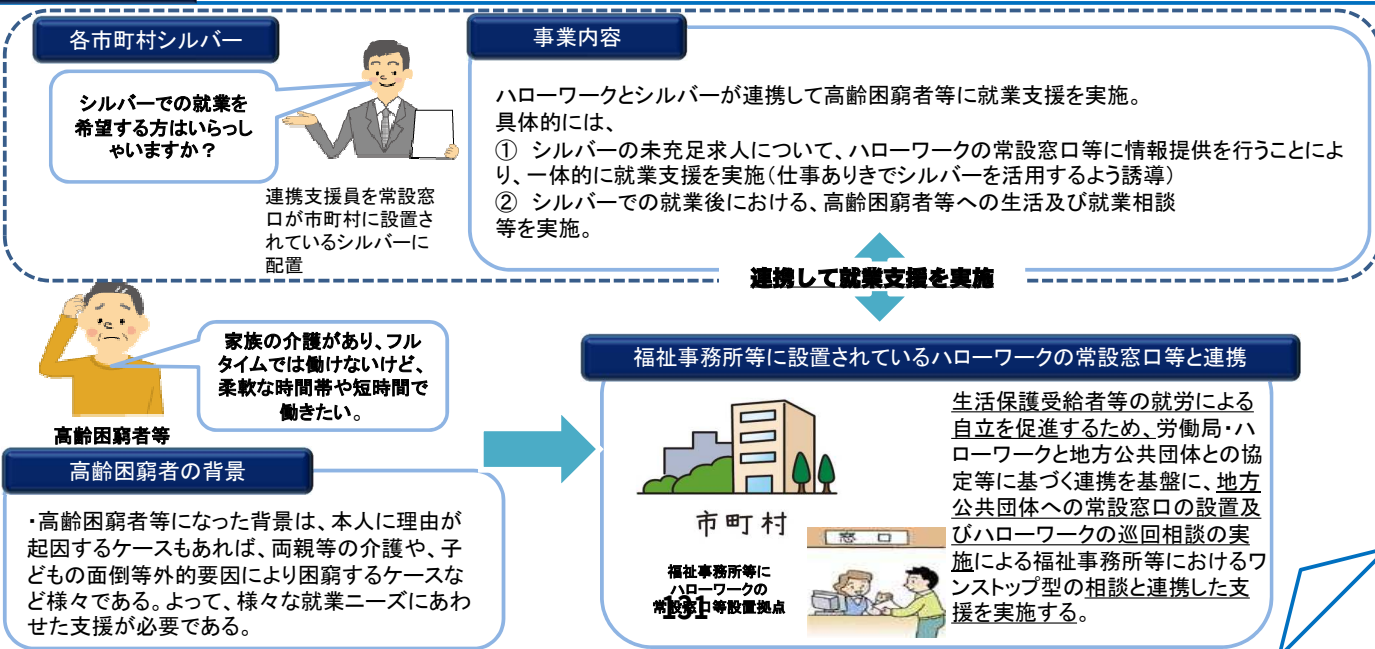


高齢者(新規)

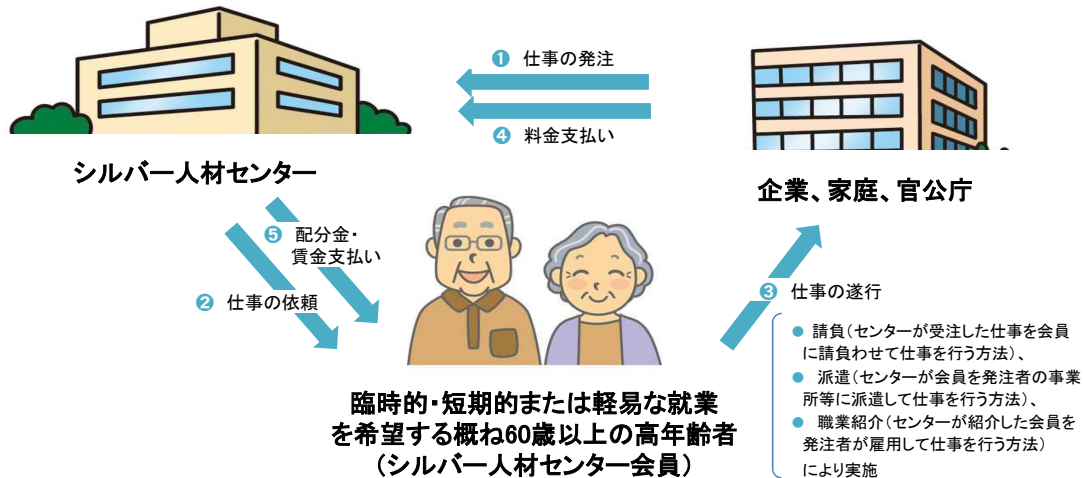
事業目的

- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いているが、高齢者世帯は増加傾向にある。
- 高齢者の生活困窮に陥った背景は様々であり、本人の要因によるものや、家族の介護等外的要因によるものなど様々である。
- 外的要因に起因する高齢困窮者等の中には、時間や働き方に制限を持っている者もあり、そのような高齢困窮者等に対して、臨時的、短期的、軽易な仕事を扱っているシルバー人材センター（以下「シルバー」という。）の活用も生活困窮者等からの脱却に向けた一つの選択肢になり得る。
- よって、**福祉事務所等にハローワークの相談窓口等が設置されている拠点とシルバーとが連携を図り高齢困窮者等への就業支援を実施する。**

事業スキーム



臨時的・短期的または軽易な就業(*)を希望する高齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供



地域の経済・社会の維持・発展 など

企業等の人手不足の解消、現役世代の下支え

高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定

○ シルバー人材センターが扱う仕事

清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り、福祉・家事援助サービス、観光案内、介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣 など

○ 平成28年実績

団体数1,291団体、会員数72万人（男性48万人・女性24万人）、契約件数350万件、契約金額3,137億円
就業延人員数7,054万人日（請負6,609万人日、派遣445万人日）、就業実人員数64万人、月平均就業日数9.2日、月平均収入3.5万円、平均年齢72.4歳

* おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業

（高齢者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、民業圧迫や他の労働者の就業機会に著しい影響を与えるおそれがない場合であって、都道府県知事が指定した場合に、派遣、職業紹介の就業時間の上限を週40時間とする特例措置あり。平成28年4月より施行）

無料職業紹介・地方版ハローワークを巡る最近の状況① ～ 職業安定法の改正 ～

- 第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された（平成28年8月20日施行）。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。

※ 「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

※ 無料職業紹介事業を民間の職業紹介事業者に委託する場合は、その委託した部分については、委託先の職業紹介事業者が引き続き職業安定法上の各種の規制・監督の対象となる。

無料職業紹介・地方版ハローワークを巡る最近の状況②

～ 職業安定法の改正 ～

1. 廃止される届出等

地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際に課されていた各種規制等を廃止。

○事業開始時の届出義務の廃止

(※通知のみで可能となる)

○その他各種規制・国の監督の廃止

①国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査

②国による事業停止命令

③国による改善命令

④職業紹介責任者の選任(※職業紹介責任者講習会の受講の必要はなくなるが、積極的に活用を検討して頂きたい)

⑤帳簿の備え付け

⑥事業報告書の提出

※ 名義貸しの禁止、労働条件等の明示、性別等による差別的取扱の禁止等の規制は引き続き課される。

2. 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

① 就労体験からのスムーズな一般就労移行

→ 就労体験先の事業所で一般就労へ移行できる場合に、地方公共団体が就労体験から職業紹介まで一貫した支援が可能。

② 認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん

③ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介

→ 地方公共団体の産業部門等が把握している地域の事業所ニーズ・生活困窮者の状態等を踏まえた求人内容の調整や職業紹介が可能となる。

特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

1. 趣 旨

生活保護受給者等の多くは、傷病、精神疾患や家庭の事情等様々な阻害要因を複合的に抱えており、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、雇入れ事業主の雇入れ時の経費負担軽減を行うことにより、これらの者の就職を促進する。

2. 内 容

(1) 対象事業主

生活保護受給者等(地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者)を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年

(3) 支給金額

短時間労働者以外の者 : 30万円(25万円)※1 × 2※2
短時間労働者 : 20万円(15万円) × 2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

■ 概要

職業経験の不足などから、就職が困難な求職者の正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間（原則 3 か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
就労経験のない職業に就くことを希望する者	月額4万円
就労支援にあたり、特別の配慮を有する者 (生活保護受給者、日雇い労働者、ホームレス等)	
母子家庭の母等(父子家庭の父含む) 若者認定企業の事業主が若年者(35歳未満)を雇用	月額5万円

- ※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。
- ※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第 2 期の併用が可能。

平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練推進事業)①

○就労訓練アドバイザーの配置(都道府県)

奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であり、それに先駆け平成29年度は就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施している。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・テンプスタッフキャリアコンサルティング(株)、特定委託業務共同事業体に委託して、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)を配置している。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、ジョブコーチの資格を有する常勤1名を配置している。
- 平成29年5月時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で22件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
 - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
 - ・個人の特性を見極めて、個人に合う事業所とのマッチング
 - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 事業所で継続的に受け入れてもらえるよう、利用者の就労意欲や強み等について説明を行う等のフォローを行っている。
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

平成28年度新規補助事業の取組状況(就労訓練推進事業)②

○就労訓練事業所育成員の配置

宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(非常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、建設会社等の企業経営の経験があり、かつ、ハローワークの窓口や震災の見守り支援の経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の主な業務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。認定件数は28年度で6件増加した。

大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A'ワーク創造館)に委託し、29年度より事業開始。事業者向けの広報や事業所訪問等により、事業所開拓を行っている。
- 就労訓練事業所育成員は5名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや職業紹介責任者、地域就労支援コーディネーターなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。

平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)

神奈川県相模原市の取組例

【委託先】パーソルテンプスタッフ株式会社

【事業実施の背景】

- 自然の中で作業を行うことで心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上に繋がるとともに、農業分野における人材確保にも寄与することを目的として事業実施することとした。

【事業内容】

- 就農訓練事業担当者を1名配置。
- 市内の農地所有適格法人と提携し、事業実施。
 - ・短期研修(2ヶ月間、週1～5日): 収穫作業等の体験を通じて、心身の回復や就労意欲喚起等を図る。(H28実績12名)
 - ・長期研修(半年間、週3～5日): 就農も視野に入れ、農作業全般に従事し、より専門的な技術の習得を図る。(H28実績5名)
 - ・就農訓練事業の利用後、さらに就農訓練への従事を希望する場合は、認定就労訓練事業の利用に移行する。

三重県伊勢市の取組例

【委託先】NPO法人 いせコンビニネット(地域若者サポートステーション、就労継続支援B型等も実施)

【事業実施の背景】

- 地域若者サポートステーションを受託している団体が就労準備支援事業を受託し、最初から最後まで体験することで、働く喜びを感じることができる体験を検討する中で、団体が元々行っていた農業体験を行うこととした。

【事業内容】

- トイレがあること、公共交通機関の利用が可能な場所を条件として土地を探し、農地を地主から借用した。
- 対象者と職員がともに、土作りから始めてキュウリや香味野菜など様々な野菜を植え、収穫を行う。
- 生活困窮者のみでなく、サポステ、B型作業所通所者も対象として就農訓練事業を実施している。(事業費は利用者数に応じて按分。(H29利用実績: 就労準備2人、サポステ4人、B型若干名))。
- 周辺農家等、地域からの理解や協力を得ることに特に留意して実施している。

平成29年度新規補助事業の取組状況(福祉専門職との連携支援事業)

○介護福祉士の配置

福井県坂井市の取組例

【委託先】社会福祉法人かすみが丘学園(事業所名: 就労支援ネットかすみ(就労移行、就労継続支援B型等))

【配置されている主な福祉専門職】介護福祉士2名

【経緯】

- 坂井市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い人は比較的容易に仕事が見つかるものの、就労を困難とする阻害要因を抱えているケースでは、手帳はなくても何らかの「障害」をもっている方が多い。
そのため、障害者福祉所管課と協議のうえ、障害者支援に強い法人のノウハウを活用することとした。

【事業内容】

- 「坂井市就労支援ネットワーク事業」として社会福祉法人かすみが丘学園に委託を行い、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援だけでなく、協力事業所の開拓や、福井障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携も含めた、地域における就労支援のネットワークづくりを担っている。
- 就労準備支援担当者は、市内の企業や事業所を訪問し、利用者の実習等の受入先の開拓を実施するほか、必要に応じて福祉専門職と連携し、障害福祉や医療サービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

○社会福祉士の配置

大阪府豊中市の取組例

【委託先】社会福祉法人豊中きらら福祉会(事業所名: ワークセンターとよなか(就労継続支援B型事業所))

【配置されている主な福祉専門職】社会福祉士1名

【事業内容】

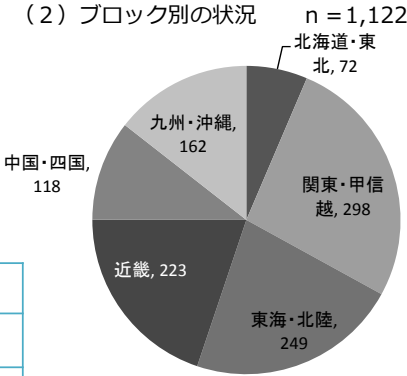
- 事業所では、事務補助や内職作業、施設外就労で利用する段ボール工場での作業などで、集団を通しての対人関係の築き方を学んだり、自己肯定感を高め、社会生活自立に向けての支援を実施。
- 就労準備担当者や事業所の介護福祉士等が連携し、障害の疑いのある支援対象者の場合は、障害受容を促して障害手帳の取得により福祉制度につなげたり、医療的なケアが必要を見極めていくなど必要なサービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

認定就労訓練事業所の認定状況(平成29年9月30日時点)

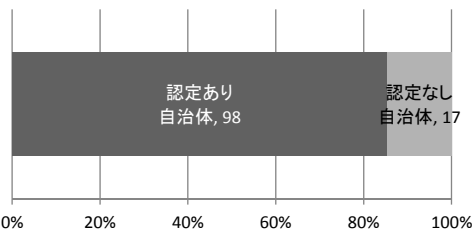
(1) 全体状況

認定件数	1,122件
利用定員合計	2,992名

(2) ブロック別の状況



(3) 認定主体別の状況 n=115自治体



※認定あり98自治体の内訳：
都道府県44、指定都市19、中核市35

(4) 法人種別の状況

n=1,122

社会福祉法人(高齢者関係)	361
社会福祉法人(障害者関係)	150
社会福祉法人(保護施設)	44
社会福祉法人(児童関係)	13
社会福祉法人(その他)	62
NPO法人	165
株式会社	190
生協等協同組合	45
社団法人(公益及び一般)	18
財団法人(公益及び一般)	4
医療法人	5
その他	65

(5) 予定している主な訓練内容 (n=1,122、複数回答)

食品製造・加工	64
その他製造	57
クリーニング・リネンサプライ	151
農林漁業関連(加工も含む)	75
印刷関係作業	36

福祉サービスの補助作業	554
事務・情報処理	178
清掃・警備	666
建設作業	35
その他	258

〇都道府県別の認定状況

(平成29年9月30日時点)

北海道	28	滋賀県	11
青森県	16	京都府	2
岩手県	2	大阪府	164
宮城県	15	兵庫県	10
秋田県	6	奈良県	19
山形県	1	和歌山県	17
福島県	4	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	3	岡山県	25
群馬県	2	広島県	31
埼玉県	51	山口県	9
千葉県	52	徳島県	6
東京都	77	香川県	10
神奈川県	69	愛媛県	0
新潟県	2	高知県	6
富山県	3	福岡県	71
石川県	2	佐賀県	17
福井県	25	長崎県	3
山梨県	1	熊本県	0
長野県	40	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	26
静岡県	26	鹿児島県	11
愛知県	173	沖縄県	31
三重県	19	合計	1,122

※認定主体(115自治体)別の状況

(都道府県)

北海道	6	滋賀県	10
青森県	15	京都府	1
岩手県	1	大阪府	79
宮城県	6	兵庫県	4
秋田県	3	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	17
福島県	2	鳥取県	8
茨城県	1	島根県	23
栃木県	2	岡山県	14
群馬県	1	広島県	6
埼玉県	40	山口県	9
千葉県	29	徳島県	6
東京都	73	香川県	2
神奈川県	5	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	3
富山県	3	福岡県	47
石川県	2	佐賀県	17
福井県	25	長崎県	0
山梨県	1	熊本県	0
長野県	33	大分県	3
岐阜県	1	宮崎県	1
静岡県	4	鹿児島県	10
愛知県	10	沖縄県	25
三重県	19	47都道府県計	583

(政令指定都市)

札幌市	18
仙台市	9
さいたま市	6
千葉市	13
横浜市	43
川崎市	3
相模原市	18
新潟市	1
静岡市	2
浜松市	20
名古屋市	159
京都市	1
大阪市	37
堺市	17
神戸市	3
岡山市	2
広島市	11
北九州市	1
福岡市	1
熊本市	0
20指定都市計	365

(中核市)

函館市	1	豊中市	13
旭川市	3	高槻市	1
青森市	1	枚方市	1
八戸市	0	東大阪市	16
盛岡市	1	姫路市	0
秋田市	3	尼崎市	2
郡山市	2	西宮市	1
いわき市	0	奈良市	5
宇都宮市	1	和歌山市	0
前橋市	1	倉敷市	9
高崎市	0	呉市	3
川越市	4	福山市	11
越谷市	1	下関市	0
船橋市	4	高松市	8
柏市	6	松山市	0
八王子市	4	高知市	3
横須賀市	0	久留米市	22
富山市	0	長崎市	2
金沢市	0	佐世保市	1
長野市	7	大分市	0
岐阜市	0	宮崎市	25
豊橋市	0	鹿児島市	1
岡崎市	2	那覇市	6
豊田市	2	48中核市計	174
大津市	1		

平成30年度に向けた取組のポイント等について ①

1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- 「制度の目指す目標」である、①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくりを実現していけるよう、取組をお願いしたい。

2. 自立相談事業の適切な人員配置等の促進

- 支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員の配置をみると、おおむね、全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながると考えられる。
- 自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点から、人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の一定の嵩上げを行うので、積極的な取組をお願いしたい。
- 人員配置が十分でなく実績もあがっていない自治体により積極的な取組を行うことができるよう、相談員の配置数や支援実績について、全国や都道府県の中での「現状の位置」を把握し、課題を「見える化」できるツールの全ての福祉事務所設置自治体への提供を検討しているので、改善に向けて活用されたい。
- 各都道府県におかれては、管内市町村のデータの提供を検討しており、当該データを活用した管内市町村の支援の提供体制の充実を図られたい。

平成30年度に向けた取組のポイント等について ②

3. 任意事業の利用の促進

- 任意事業については、実施自治体数が着実に増加する一方で、各自治体の取組や支援提供体制により利用実績の差が見られる。
- 任意事業の利用促進に向け、事業実績の高い自治体については予算の範囲内で所要額の加算を行う措置を導入しつつ、事業実績が低調な自治体については所要額の減算を行う措置を導入するので、効果的・効率的な実施方法を検討していただきたい。

4. 家計相談支援事業及び就労準備支援事業の実施の促進

- 家計相談支援事業及び就労準備支援事業による支援が、全国どの地域でも提供されるように事業実施を推進する。
- これまでも両支援事業実施のポイントや取組事例の情報提供を行ってきたが、継続して情報提供を行うとともに、以下の取組を通じて、事業実施体制の整備を進めていくので留意されたい。
 - 両事業の実施率向上を目的とし都道府県が作成した「簡易な年度計画(仮称)」に基づくヒアリングの実施
 - 都道府県による管内の事業実施未実施自治体に対するヒアリング・実施に当たっての助言・指導
 - 実施率が低調な都道府県に対して国によるヒアリング・実施に当たっての助言・指導
 - 国による助言・指導によってもなお実施率が低調な都道府県に対して、「事業実施計画(仮称)」の策定を求め、実施に向けた進捗管理

熊本県における任意事業の広域的实施について

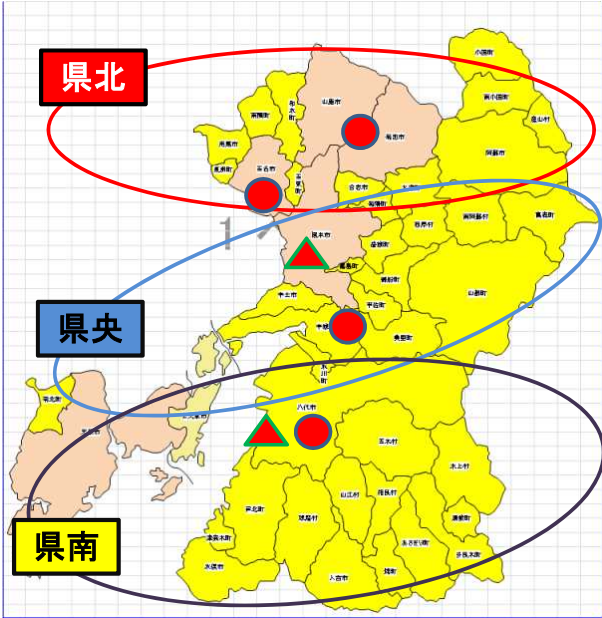
- 熊本県では、困窮者の多様な課題に対応するため、任意事業(就労準備支援・家計相談支援等)について、各市と任意事業の共同実施を行っている。
- 具体的には、県による各市に対する共同事業への参加の意向調査を行った上で、参加意向の市も含め県が一括して委託。

■ 就労準備支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15
→ 県との共同実施(委託先: 社会福祉法人と学校法人の共同事業体)は9自治体(その他の自治体は個々に委託して実施)
- 拠点を4カ所(県北2カ所、県央1カ所、県南1カ所)(●)を設け、各拠点に支援員を配置。
- 支援員が相談を行うとともに、各地域における就労体験先の開拓・誘導を実施。

■ 家計相談支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15
→ 県との共同実施(委託先: グリーンコープ)は9自治体(その他の自治体は個々に委託して実施)
- 拠点を2カ所(県央1カ所、県南1カ所)(▲)を設け、各拠点に支援員を配置。
- その支援員が各自治体の要請に応じて曜日を決めて各自治体に出向き巡回相談を実施。



大阪府における生活困窮者等広域就労支援事業について

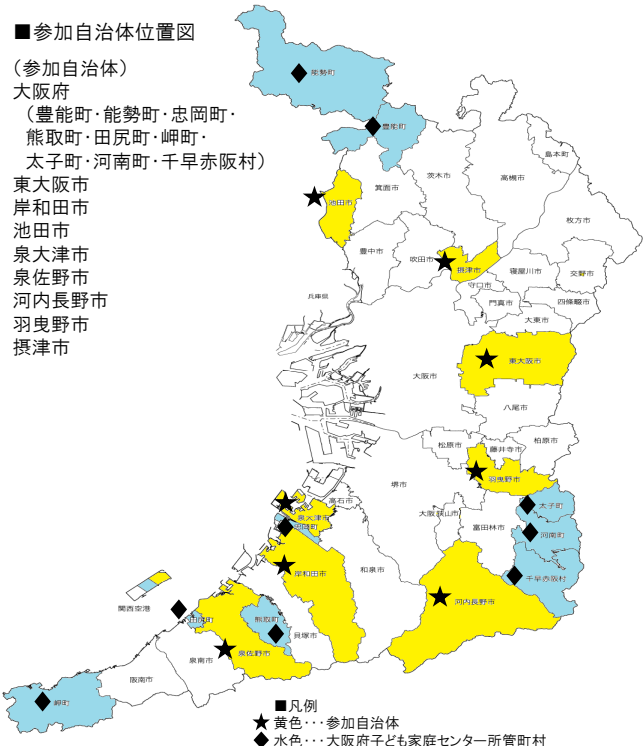
- 大阪府は、自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業について、府が中心となって管内自治体に働きかけ、同一の民間事業者に対して委託することで実施している。

実施内容

項目	内容
参加自治体	9自治体(大阪府を含む)
実施方法	委託
支援内容	①自立相談支援事業 ・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成への助言、支援調整会議への参加等。 ②就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 ・「職場見学」や「就労体験」の受け入れ事業所の開拓。 ・社会自立に関する支援(うち職場見学先の手配など)。 ・就労自立に関する支援(うち就労体験先の手配や求職活動に必要な能力の形成など)。
実施期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
開拓予定地域	参加自治体管内及びその周辺自治体
費用負担	参加自治体で按分(基本負担額+稼働年齢層人口割合負担額)

■ 参加自治体位置図

(参加自治体)
大阪府
(豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村)
東大阪市
岸和田市
池田市
泉大津市
泉佐野市
河内長野市
羽曳野市
摂津市

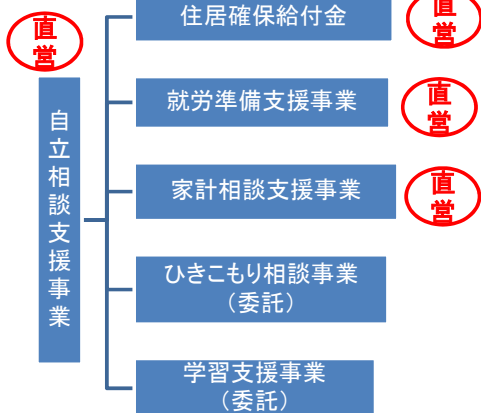


■ 凡例
★ 黄色・・・参加自治体
◆ 水色・・・大阪府子ども家庭センター所管町村

千葉県浦安市の生活困窮者自立支援制度の概要

- 浦安市では、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計相談支援事業を市直営で実施し、学習支援事業、ひきこもり相談支援事業はNPO法人に委託し実施。4名の職員が相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計相談を兼任し、ユーティリティープレイヤーとして機能。
- 市内他制度との連携がとりやすく、密接な関係にある生活保護ケースワーカーも必要に応じて同席面接を行う。相談者に対する支援全体を見渡しなが、支援を行うことができる。

浦安市の実施事業



一体的な取り組み

家計相談支援事業

- ・自立相談と家計相談における課題は重複していることが多く、同一の支援員が相談支援を行うことにメリットがある
- ・税滞納差し押さえ予告通知に窓口のチラシを同封し、家計相談事業を周知したところ、相談者が増加

自立相談支援事業

- ・弁護士と連携し、月1回の巡回相談会を実施
- ・緊急的な対応としてフードバンクと連携した食料支援や、窓口で独自の食料やカセットコンロの貸し出しを行う

就労準備支援事業

- ・市役所や周辺施設の「手助けしてもらったらありがたいこと」を探し、返信封筒折作業、公用車洗車、花壇整備、貸出用車いすの点検整備などのメニューを創出し、グループワーク形式にて実施。
- ・作業体験時に作業報償費を支給（市単費事業）
- ・老人福祉センター、福祉施設での館内清掃、庭園手入れ、PC文書作成等の就労体験

学習支援事業

- ・「自習の場を提供する」というスタイルで公共施設の自習室を利用し週3回開催
- ・居場所づくりとして、BBQや合宿、高校・大学見学や企業見学などの実施

ひきこもり事業

- ・おおむね16歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族からの相談に応じる
- ・本人の希望にそった、適した居場所や通所先につなぐことを目的とする

豊島区の生活困窮者自立支援制度の概要

- 豊島区では「くらし・しごと相談センター」において、利用者に応じた一体的な支援を実施している。

ワークステップとしま

（ハローワーク池袋の付属施設）

- ・自立相談窓口等から支援要請があった生活困窮者等に対し、求人情報の提供、公的職業訓練の受講あっせん、応募書類の添削、面接対策、職業相談・紹介等を実施



自立相談支援事業（相談支援・就労支援）

（社会福祉協議会・人材派遣会社）

- ・相談支援員が困りごとを整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作成
- ・他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を実施
- ・仕事さがしや、就労の支援を実施

相談内容に応じて、下記事業と**組み合わせ**て支援

就労準備支援事業

（特定非営利活動法人）

- ・「離職期間が長期にわたる」などの理由で早期の就労が困難な方に対して、相談、セミナー、職業体験などを通じて自立に向けた支援を実施

家計相談支援事業

（社会福祉協議会）

- ・家計収支見直しや債務整理のアドバイス、貸付制度の紹介などを通して、くらしの再建に向けた支援を実施

住居確保給付金

（区等）

- ・離職により家賃の支払いに困りの方に対し、就職に向けた活動を行うことを条件に、一定期間の家賃相当額（上限あり）を支給

子どもの支援事業

（社会福祉協議会）

- ・子どものいる世帯に対し、生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動の紹介などを実施

**自立相談支援機関とハローワークによる
同一フロアによる
一体的支援**

【参考】経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

- 生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の目安値として4項目を挙げ、経済・財政再生計画改革工程表においても同様の項目をKPIとして定めているところであるが、制度施行初年度であったことから、施行状況を踏まえて平成28年度に再検討を行ったところである。
- 平成29年度からのKPIに基づいて、各自治体において施行状況を的確に把握するための事業評価指標(目安値)を設定しており、来年度からは新たに「ステップアップ率」を追加している。引き続き、PDCAサイクルの実施による目安値の達成に向けてご協力をお願いする。

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
生活保護等	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】
	＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞						自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】	継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】
	生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す						自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】	「※」「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
		2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)					自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
								任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】

平成30年度の目安値について

- 平成29年度より、「継続的支援対象者のステップアップ率」を追加する等、経済・財政再生計画改革工程表のKPI(平成30年度までに達成)を見直したところ。
- 現行のKPIの達成に向けた最終年度となる平成30年度においては、KPIに基づき、以下のとおり目安値を見直すこととする。

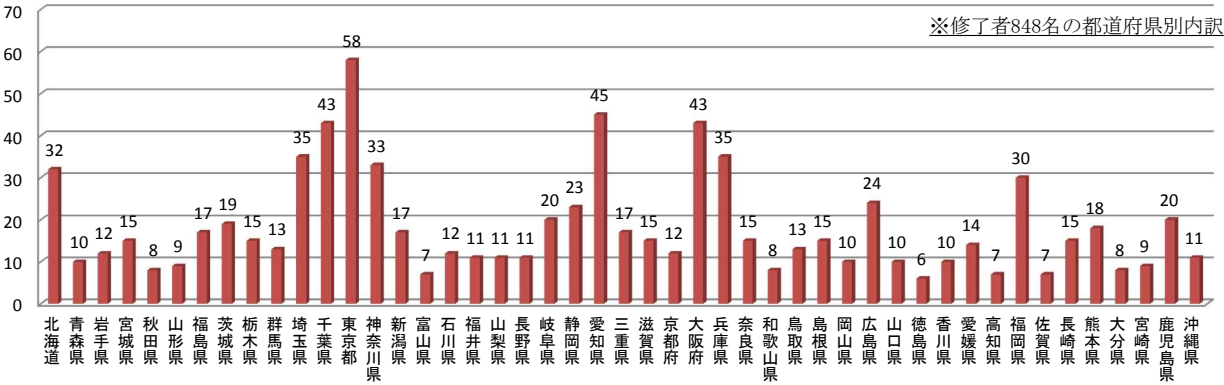
	平成29年度(現行) 目安値	平成30年度 目安値	KPI (平成30年度)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	24件	26件	年間40万人 ※人口10万人当たり・1ヶ月当たりに 換算すると26件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	12件 (新規相談件数の50%)	13件 (新規相談件数の50%)	新規相談受付件数の50%
就労支援対象者数 (人口10万人・1ヶ月当たり)	7件 (プラン作成件数の60%)	8件 (プラン作成件数の60%)	プラン作成件数の60%
就労・増収率	70%	75%	75%
ステップアップ率	80%	90%	90%

平成29年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施状況

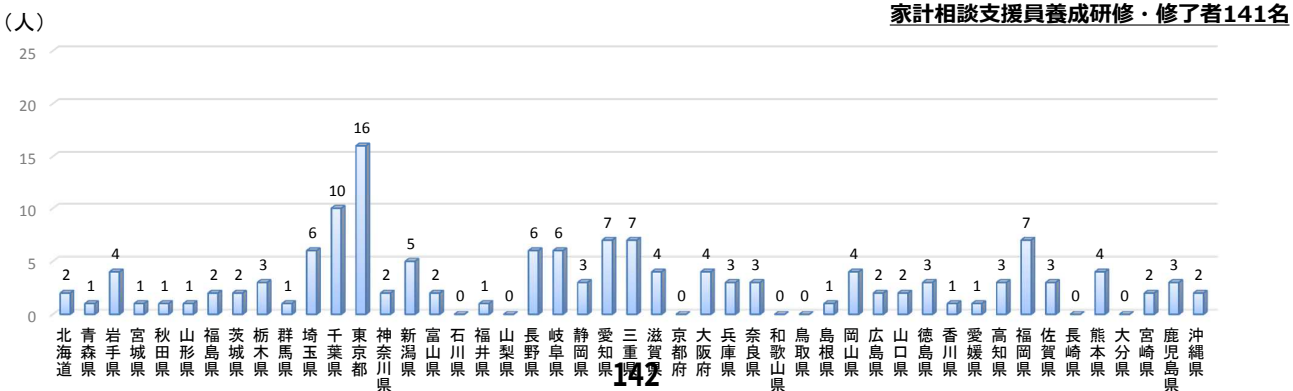
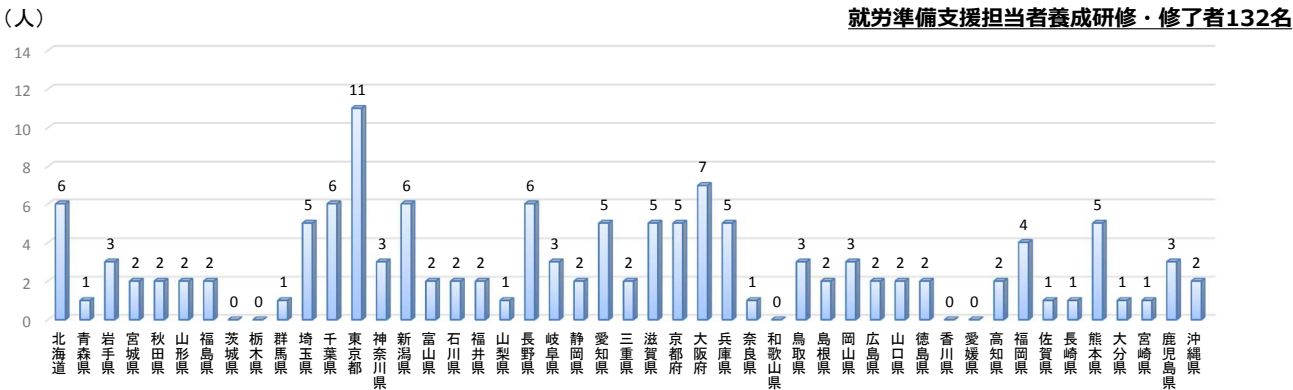
○ 平成29年度における生活困窮者自立支援制度人材養成研修の修了者数は、以下のとおり。
(都道府県別の内訳はグラフのとおり。)

【修了者数】	
①主任相談支援員養成研修	224名
②相談支援員養成研修	429名
③就労支援員養成研修	195名
④就労準備支援担当者養成研修	132名
⑤家計相談支援員養成研修	141名
計	1121名

■ 平成29年度における主任相談支援員、相談支援員、就労支援員養成研修の修了者数（合計）



平成29年度における就労準備支援担当者、家計相談支援員養成研修の修了者数



1. 参加型研修の形式を取り入れる

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- このため、座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入する。

2. 研修企画チームをつくり企画立案する

- 都道府県職員が一人で研修を検討するのではなく、各種支援員等とチームで準備を進める。現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に添ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。
※ 自治体規模や事業実施主体等に配慮し、多様な人が参加できるようにする。

3. 制度の理念と基本姿勢を伝える

- 研修を通じて、制度の理念や基本姿勢を再認識できるようにする。なお、「理念と基本姿勢」というセッションを確立して盛り込む必要はなく、講義や事例検討等の中で理念や基本姿勢を意識できるようにする。

(参考) 都道府県研修実施のための手引・カリキュラムの活用

- みずほ情報総株式会社による、平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム」を研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。

(参考) <https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/konkyu2017-kenshu.html>

◆ 原則、上記1～3を満たすことが要件となる。

研修実施にあたっての工夫点

1. 他分野の支援員との合同開催

- 生活困窮者自立支援制度の支援員だけでなく、生活保護や障害、介護、地域共生などの各分野の支援員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。

2. 新任者と現任者との合同開催

- 新任者向けの研修だけでなく、現任者と一緒に研修を実施することも効果的である。

3. 講師候補者の情報リストの活用

- 講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リストを参考にして、必要な専門分野の講師を依頼したり、近隣の講師を見つけることができる。

4. ブロック単位等の開催

- 複数の都道府県が集まりブロック単位で研修を開催したり、規模を縮小して地域別で開催するといった方法を取り入れる方法も考えられる。

平成29年度の人材養成研修からの変更点

- 開催回数の拡充（家計相談支援事業）⇒年2回から年4回に拡充。
 - 自立相談支援事業との一体的実施の必要性や、被保護者を対象とした家計相談支援の事業が平成30年度予算（案）に計上されていることを踏まえ、開催回数の拡充を図る。
- 日程の短縮（就労準備支援事業、家計相談支援事業）⇒4日間から3日間に短縮
 - 研修日程が長すぎるため参加しにくいとの意見があることから、支援員が参加しやすくなるよう、カリキュラムを見直し、日程を3日間に短縮しコンパクトに実施する。

【平成29年度】

○自立相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計960名（3職種合計）

- ・主任相談支援員：240名（年1回開催）
- ・相談支援員：480名（年2回開催）
- ・就労支援員：240名（年1回開催）

※各支援員それぞれ前・後期計6日間の研修を実施予定

○就労準備支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年1回開催）

※4日間の研修を実施予定

○家計相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年2回開催）

※4日間の研修を実施予定

○担当者研修

※研修予定者：各140名（年2回開催）

※1日間の研修を実施予定



【平成30年度】

○自立相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計960名（3職種合計）

- ・主任相談支援員：240名（年1回開催）
- ・相談支援員：480名（年2回開催）
- ・就労支援員：240名（年1回開催）

※各支援員それぞれ前・後期計6日間の研修を実施予定

○就労準備支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年1回開催）

※3日間の研修を実施予定

○家計相談支援事業従事者養成研修

※研修予定者：計120名（年4回開催）

※3日間の研修を実施予定

○担当者研修

※研修予定者：各140名（年2回開催）

※1日間の研修を実施予定

生活福祉資金貸付制度の実施状況

資 金 種 類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
福祉資金 (福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3	3,996	16.0
福祉資金 (緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5	19,997	21.8
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1	14,504	107.2
総合支援資金 (H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7	1,122	3.5
離職者支援資金 (～H21.9)	1,960	24.1														
不動産担保型 生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.8	303	29.6
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.4	39,922	178.1

※福祉資金及び緊急小口資金については、平成23年度は東日本大震災、平成28年度は熊本地震の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。
・東日本大震災における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。
・熊本地震における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は11,711件、貸付金額は約15.8億円となっている。

臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

資 金 種 類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
臨時特例つなぎ 資金 (H21.10～)	5,240	4.9	6,933	6.5	3,239	2.9	2,182	1.9	1,100	0.9	824	0.6	534	0.3	329	0.2

※ 生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

都道府県		平成27年度		平成28年度		都道府県		平成27年度		平成28年度	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)			件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
01	北海道	523	348,412	535	369,714	25	滋賀県	508	311,044	506	337,427
02	青森県	243	104,403	184	93,664	26	京都府	2,195	785,760	1,970	697,472
03	岩手県	1,190	778,885	1,030	682,820	27	大阪府	3,593	2,018,274	4,021	1,850,769
04	宮城県	88	46,411	67	41,733	28	兵庫県	1,474	471,157	1,241	426,222
05	秋田県	212	108,363	179	98,879	29	奈良県	391	108,099	403	117,547
06	山形県	639	246,103	461	210,417	30	和歌山県	80	54,601	155	96,195
07	福島県	453	114,826	453	122,756	31	鳥取県	128	32,766	94	26,550
08	茨城県	113	46,416	128	81,752	32	島根県	209	91,260	196	119,323
09	栃木県	135	77,064	97	58,791	33	岡山県	62	29,840	59	55,835
10	群馬県	818	177,895	617	136,628	34	広島県	203	61,460	194	80,781
11	埼玉県	545	362,631	484	333,539	35	山口県	187	49,271	164	60,158
12	千葉県	1,983	895,276	1,949	1,000,528	36	徳島県	138	75,716	112	75,623
13	東京都	3,119	3,660,758	3,029	4,854,952	37	香川県	259	26,782	286	36,079
14	神奈川県	1,304	554,367	1,211	700,488	37	愛媛県	240	96,112	290	105,488
15	新潟県	207	66,695	165	53,283	39	高知県	133	42,057	196	43,031
16	富山県	267	42,553	277	47,854	40	福岡県	2,872	1,417,348	2,818	1,649,765
17	石川県	332	89,011	244	54,770	41	佐賀県	10	1,177	10	1,216
18	福井県	141	27,365	122	17,733	42	長崎県	634	476,728	511	331,102
19	山梨県	21	18,681	22	20,508	43	熊本県	102	80,749	11,831	1,689,331
20	長野県	188	60,188	178	48,149	44	大分県	727	126,548	691	119,247
21	岐阜県	412	72,422	283	41,844	45	宮崎県	196	60,709	228	67,655
22	静岡県	596	162,169	544	175,902	46	鹿児島県	292	110,190	322	119,378
23	愛知県	293	260,490	314	162,233	47	沖縄県	811	270,640	622	214,894
24	三重県	516	118,268	429	86,767	合計		29,782	15,237,940	39,922	17,816,792

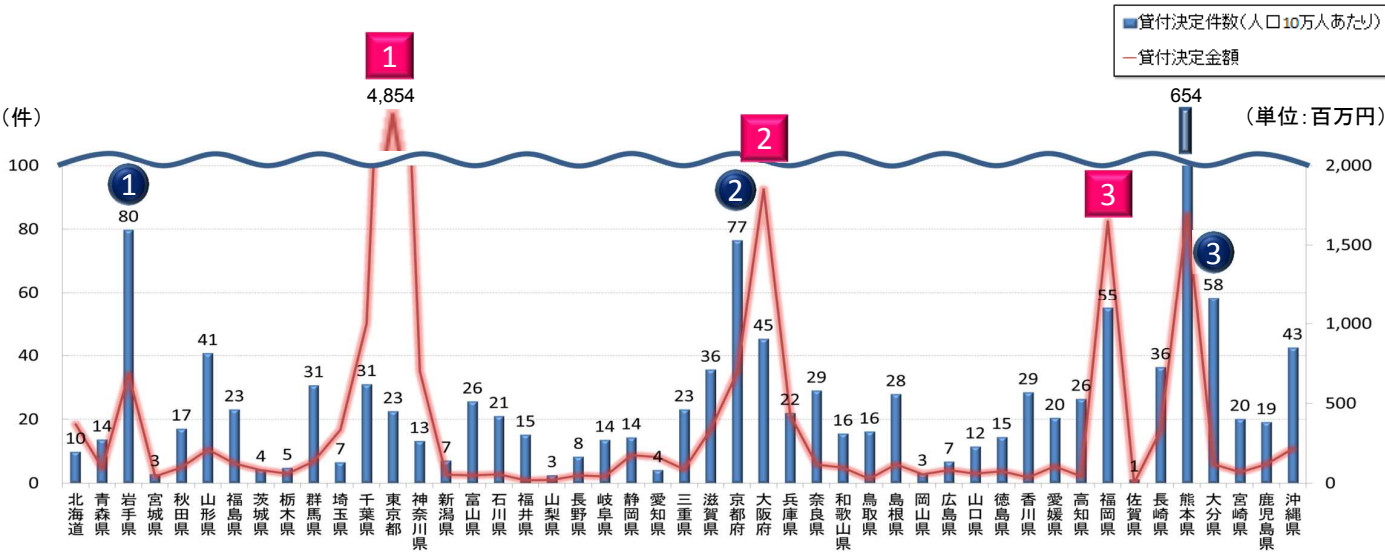
平成28年度 都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

貸付決定件数(全貸付種類の合計、人口10万人あたり)

○貸付決定件数(全貸付種類の合計)について、人口10万人あたりの貸付決定件数は、岩手県、京都府、大分県の順に多くなっている。
(※熊本県については、熊本地震に伴う特例貸付の影響により、平成28年度の貸付実績が大きくなっている。)

貸付決定金額(全貸付種類の合計金額)

○貸付決定金額(全貸付種類の合計)については、東京都、大阪府、福岡県の順に多くなっている。
(※熊本県については、熊本地震に伴う特例貸付の影響により、平成28年度の貸付実績が大きくなっている。)



生活福祉資金貸付事業の平成30年度における補助基準額(案)

1. 基本的な考え方

○ 事務費の算出については、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を設定し、各都道府県における適正な事務費の配分とする。
なお、補助基準額を超過する場合の経過措置基準額は据え置くこととする。

2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額とする。		補助基準額(案)
	基本事業費	1千万円
	貸付件数 1件当たり事業費	2万6千円
	償還件数 1件当たり事業費	2万6千円

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。
※ 貸付件数、償還件数の実績は、「生活福祉資金貸付事業の実施状況等調」報告に基づく平成28年度実績、または平成29年度見込みにより算定。

3. 経過措置

上記2で算出した補助基準額で事業を実施できない場合は、平成29年度に経過措置を適用していた自治体に限り、経過措置として以下の①または②のいずれか高い方の額が国庫補助額となるよう基準額を設定して差し支えない。
① 平成27年度経過措置額(平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活福祉資金貸付事業費(国庫補助1/2分)の交付決定額を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の9割の額)と上記2で算出した基準を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の9割の額
② 平成27年度経過措置額(平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における貸付事業費(国庫補助1/2分と定額分の合計額)の交付決定額を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の7割5分の額)と上記2で算出した基準を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の7割5分の額

※ 上記の基準は、平成30年度における基準であり、平成31年度以降は、事業の運営状況の分析を行った上で再度検討を行う予定。

市区町村社協の体制整備等に係る平成30年度における対応(案)

1. 基本的な考え方

- 市区町村社協の体制整備に係る事務費については、基金廃止の経過措置として実施している貸付原資の取り崩しを、平成30年度においても継続する。
- 原資の取崩しに当たっては、以下の基準を設定する。なお、取崩し基準額によりがたい場合の個別協議は実施しない。

2. 取崩し基準(案)

- 貸付原資の取崩の上限額は償還金収入実績の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費(定額分)の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。

※ 取崩額については、国に報告することとする。

※ 償還金収入の実績は、平成28年度実績、または平成29年度見込みにより算定。

※ 上記の基準は、平成30年度における基準であり、平成31年度以降の取り扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力(成果)をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定。

■ 都道府県別のホームレスの数

都道府県名	平成29年調査				28年調査	29-28 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			27年調査	26年調査	25年調査
北海道	40	2	2	44	35	9	50	59	45
青森県	0	0	0	0	0	0	0	1	2
岩手県	1	0	0	1	2	▲ 1	3	2	3
宮城県	83	10	6	99	104	▲ 5	117	122	107
秋田県	0	0	0	0	0	0	2	2	7
山形県	0	0	0	0	2	▲ 2	1	1	4
福島県	17	1	0	18	20	▲ 2	19	14	16
茨城県	23	3	1	27	36	▲ 9	25	37	40
栃木県	22	0	0	22	30	▲ 8	33	35	34
群馬県	22	3	0	25	38	▲ 13	33	44	44
埼玉県	181	4	11	196	218	▲ 22	265	301	340
千葉県	185	9	17	211	245	▲ 34	245	285	316
東京都	1,359	38	0	1,397	1,473	▲ 76	1,498	1,768	2,006
神奈川県	1,008	31	22	1,061	1,117	▲ 56	1,204	1,324	1,395
新潟県	6	1	0	7	9	▲ 2	10	11	6
富山県	2	0	0	2	7	▲ 5	8	11	14
石川県	4	0	0	4	7	▲ 3	2	6	8
福井県	2	0	0	2	3	▲ 1	3	2	3
山梨県	3	0	0	3	5	▲ 2	7	13	16
長野県	2	0	0	2	4	▲ 2	2	5	5
岐阜県	7	1	0	8	10	▲ 2	16	22	20
静岡県	60	5	27	92	108	▲ 16	114	133	160
愛知県	210	8	53	271	315	▲ 44	367	380	439
三重県	16	1	5	22	21	1	18	28	32
滋賀県	1	0	0	1	2	▲ 1	2	4	5
京都府	69	16	4	89	109	▲ 20	96	121	157
大阪府	1,277	26	0	1,303	1,611	▲ 308	1,657	1,864	2,094
兵庫県	115	6	5	126	151	▲ 25	175	214	215
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
和歌山県	14	0	0	14	12	2	14	14	17
鳥取県	6	0	0	6	5	1	2	3	2
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	10	0	0	10	15	▲ 5	8	16	18
広島県	46	7	0	53	52	1	41	65	69
山口県	2	0	3	5	3	2	4	4	4
徳島県	2	1	0	3	3	0	7	4	7
香川県	3	0	0	3	5	▲ 2	8	8	10
愛媛県	9	0	0	9	15	▲ 6	18	23	25
高知県	3	0	0	3	6	▲ 3	5	3	4
福岡県	243	15	12	270	300	▲ 30	294	369	354
佐賀県	6	0	0	6	9	▲ 3	9	9	14
長崎県	2	0	0	2	4	▲ 2	4	5	6
熊本県	20	3	0	23	24	▲ 1	29	36	40
大分県	12	0	0	12	10	2	9	14	13
宮崎県	2	0	1	3	3	0	3	4	4
鹿児島県	15	0	0	15	20	▲ 5	20	41	42
沖縄県	58	5	1	64	67	▲ 3	94	81	102
合計	5,168	196	170	5,534	6,235	▲ 701	6,541	7,508	8,265

消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

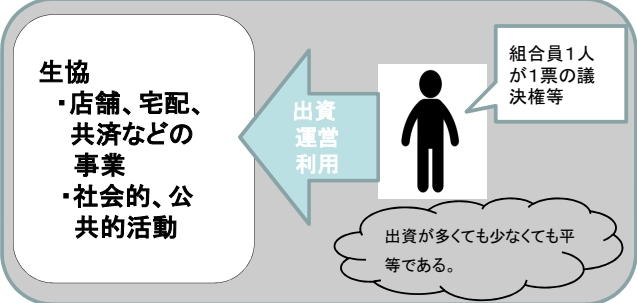
基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

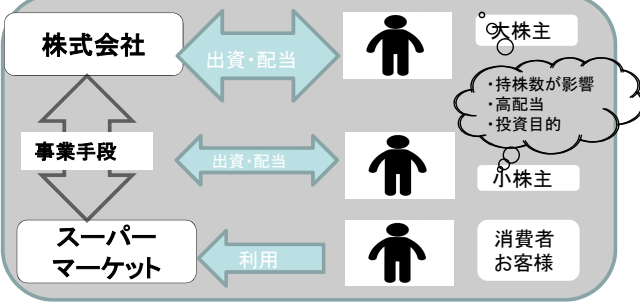
出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い

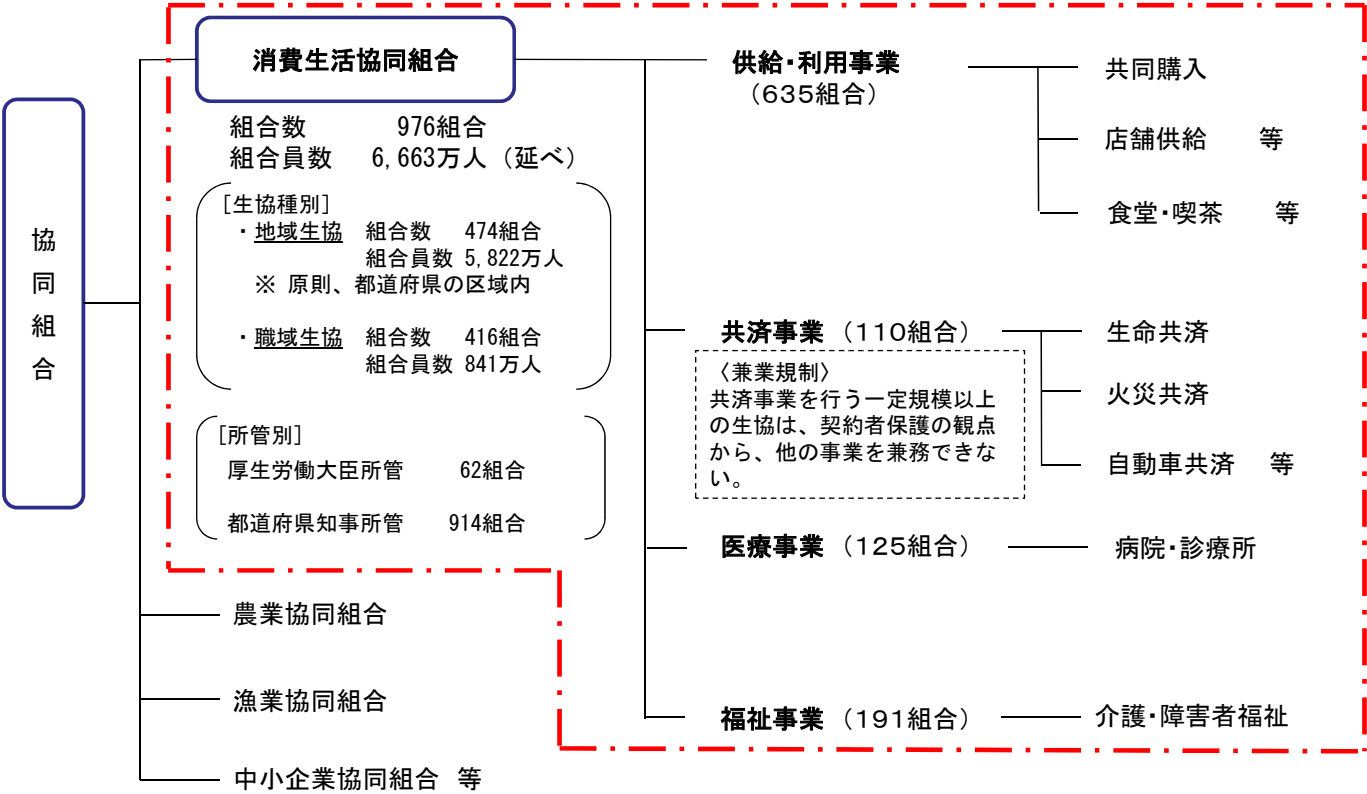


組織・運営



消費生活協同組合(生協)の概要について

事業の種類と現状



※ 組合員149組合員数は平成28年度消費生活協同組合実態調査による

平成30年度予算案の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平成29年度 予 算 額 千円	平成30年度 予 算 案 千円	差 引 増 △ 減 額 千円	備 考
1 「地域共生社会」の実現に向けた 地域づくり ○包括的な支援体制の構築	2,000,000	2,569,402	569,402	○ 住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりを推進するため、自治体の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。併せて、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化する。
2 生活困窮者自立支援制度の着実な推進 〔＜必須事業＞ ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 (・被保護者就労支援事業(保護課所管)) ＜任意事業＞ ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計相談支援事業 ・子どもの学習支援事業 ・その他事業 (・被保護者就労準備支援事業(保護課所管))〕	生活困窮者自立 支援制度に係る 補助金・負担金 400億円の内数	生活困窮者自立 支援制度に係る 補助金・負担金 432億円の内数	—	○ 生活困窮者自立支援法に係る必須事業及び任意事業について、その実施に必要な額を確保するとともに、以下の事業について要求する。 【新規・拡充事項】 ・子どもの学習支援事業の推進 47億円 生活困窮世帯の子どもを支援するため、高校を中退した人、中学卒業後進 学 していない人などを含めた「高校生世代」への就職・再就学・進学など進路選 択 の基礎づくりのための支援を充実するとともに、学齢期における早期支援や 親 への養育支援を通じた家庭全体への支援を行う観点から、小学生がいる世 帯 への巡回支援等を実施するなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。 ・就労準備支援・ひきこもり支援の充実 13億円 ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困 窮 者等に対し、就労準備支援事業において、訪問支援(アウトリーチ)等による早 期 からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、就労支援の広域実施 の 推進等により就労・社会参加の促進を図る。 あわせて、ひきこもり地域支援センターが行うバックアップ機能の推進を図 り、 ひきこもり支援の充実を図る。
3 地域福祉関連事業 (1)寄り添い型相談支援事業	生活困窮者就労 準備支援等補助金 293億円の内数	生活困窮者就労 準備支援等補助金 385億円の内数	—	
(2)全国社会福祉協議会活動の推進	178,185	178,185	0	
4 地方改善事業関係	4,028,734	4,039,256	10,522	○ 統一単価の増
(1)地方改善事業費	3,578,988	3,589,510	10,522	
(2)地方改善施設整備費	449,746	449,746	0	
5 東日本大震災や熊本地震からの 復旧・復興に向けた支援	751,871	751,871	0	
(1)東日本大震災の被災者に対する見守り・ 相談支援等の推進	被災者支援総合 交付金(復興庁 所管) 200億円の内数	被災者支援総合 交付金(復興庁 所管) 190億円の内数	—	
(2)熊本地震の被災者に対する見守り・ 相談支援等の推進	751,871	751,871	0	
6 その他(本省費等)	136,028	168,750	32,722	○ 主な経費 ・生活困窮者自立支援制度を担う人材養成経費 59,904千円 ・生活困窮者自立支援統計システムの保守・運用経費 9,979千円 ・ホームレスの実態に関する全国調査関係経費 19,951千円 ・成年後見制度利用促進関係会議費 32,095千円
合 計	7,094,818	7,707,464	612,646	

※内数表記のものは、合計には含めていない。